

# 佐渡市将来ビジョン

平成25年12月変更  
佐 渡 市



# 目 次

## 第1章 佐渡市将来ビジョンの見直しに当たって

1	はじめに	1
2	将来ビジョンの位置付け	1
3	計画の期間	1
4	佐渡市将来ビジョンのイメージ	2
5	佐渡市の現状と課題	3

## 第2章 財政計画

1	財政計画見直しに当たって	5
	(1) 見直しの背景及び目的	
	(2) 会計単位	
	(3) 基本方針	
2	積算根拠	6
	(1) 歳入	
	(2) 歳出	
3	予算規模の推移	9
4	普通交付税の推移	10
5	財源構成の推移	11
6	性質別経費の推移(歳出)	12
7	市債・基金の推移	13
8	財政指標の推移	14

## 第3章 行政改革の指針

1	改革の必要性	16
	(1) これまでの経過	
	(2) 行政改革の必要性	
2	行政改革の目標と基本方針	17
	(1) 行政改革の目標	
	(2) 行政改革の基本方針	
3	行政改革の進め方	18
	(1) 推進の方法	
	(2) 改革の進捗管理と評価の方法	
4	行政改革の具体的方策	18
	(1) 計画的な財政運営	

(2) マネジメントサイクルの実施	
(3) 自主財源の確保	
(4) 公共施設の統廃合等	
(5) 公共施設運営方法の見直し	
(6) 経営資源の有効活用	
(7) 公営企業等の経営健全化	
(8) 機動的な組織体制の確立	
(9) 定員管理と給与の適正化	
(10) 職員の意識改革と人材育成	
(11) 行政サービスの向上	
(12) 市民との情報共有と協働体制の確立	
5 定員適正化の取組	21
(1) これまでの取組	
(2) 平成31年度の数値目標	
(3) 職員数の見直しに用いた指標等	

#### 第4章 新庁舎建設等基本構想

1 必要性和位置付け	25
(1) 必要性	
(2) 位置付け	
2 本庁舎建設	26
(1) これまでの検討の経緯	
(2) 現庁舎の状況と問題点	
(3) 新庁舎整備の必要性	
3 支所・行政サービスセンターの整備	31
(1) 支所・行政サービスセンターに求められる機能及び整備の基本的な考え方	
(2) 各庁舎の現状と今後のあり方	
(3) 整備計画工程表	

#### 第5章 成長力強化戦略

1 産業の振興	41
(1) 農林水産業の振興	
(2) 生物多様性を基本とした販売戦略	
(3) 産業間連携と雇用の確保	
2 観光等交流人口の拡大	45
(1) 観光の振興	
(2) 交流人口の拡大	
3 交通インフラの整備	48

(1) 航空路の整備	
(2) 佐渡航路の安定と充実	
(3) 島内公共交通体系の整備	
(4) 道路の整備	
4 安全・安心な地域づくり	50
(1) 災害に強い島づくり	
(2) 医療・福祉・介護体制の整備	
(3) 過疎化に対応した地域づくり	
5 佐渡活性化のための人材の育成・確保	52
(1) 次世代を担う人材育成	
(2) 地域や産業のための人材の育成・確保	
6 佐渡市将来ビジョン成長力強化戦略指標	54

## 資料編

1-1 佐渡市の将来推計人口(平成22年国勢調査結果に基づく推計)	55
1-2 佐渡市の将来推計人口(“(5年次推計)をベースとした年次推計)	56
2-1 類似団体「標準財政規模と歳出総額」の相関状況	57
2-2 全国一般市「標準財政規模と歳出総額」との相関状況	57
3-1 類似団体「標準財政規模と人件費」の相関状況	58
3-2 類似団体「標準財政規模と普通建設事業費」の相関状況	58
4 歳入決算額の推移	59
5 歳出決算額の推移(性質別)	60
6 歳入最終予算額の推移	61
7 歳出最終予算額の推移(性質別)	62
8 市債残高の推移	63
9 基金残高の推移	63
10 市税の推移	64
11 地方交付税等の推計	65
12 標準財政規模の推計	65
13 地方交付税等総額(当初)の推移(H12~H25)	66
14 合併協定書の抜粋	67
15 現庁舎と算定基準面積との比較	67
16 本庁舎建設に係る市民アンケート結果	68
17 新潟県内他庁舎整備事例	77
18 平成31年度の職員数の内訳	78
19 定員管理の指標について	79
20 定員モデル試算式(一般市Ⅱ類(人口5万人~10万人))を用いた平成31年度の 一般行政部門の試算職員数	80
21 佐渡市と類似団体の職員数の比較(平成24年4月1日現在)	81



# 第1章 佐渡市将来ビジョンの見直しに当たって

## 1 はじめに

佐渡市の財政構造は、歳入の約半分を地方交付税が占めており、この交付税は平成 25 年度までの 10 年間は合併算定替により旧 10 か市町村が存続しているものとして算定されているため、佐渡市単一の算定額を上回って交付されているが、その後は5年間の激減緩和措置のあと、平成 31 年度からは一本算定に完全移行し、交付税は大幅に減少する見通しである。したがって、本市の予算規模は今後大きく縮小せざるを得なくなる。

このことから、平成 21 年 12 月に 31 年度の佐渡市のあるべき姿を明確にした佐渡市将来ビジョンを策定したが、策定から3年が経過したところで、財政状況や職員定数等において目標と実態に乖離が生じてきた。

また、世界農業遺産(GIAHS)と日本ジオパークの認定や東日本大震災による合併特例債発行期限の延長等、本市を取り巻く環境に変化があったことから、佐渡市将来ビジョンを見直し、新たな平成 31 年度の佐渡市のあるべき姿を示すこととする。

## 2 将来ビジョンの位置付け

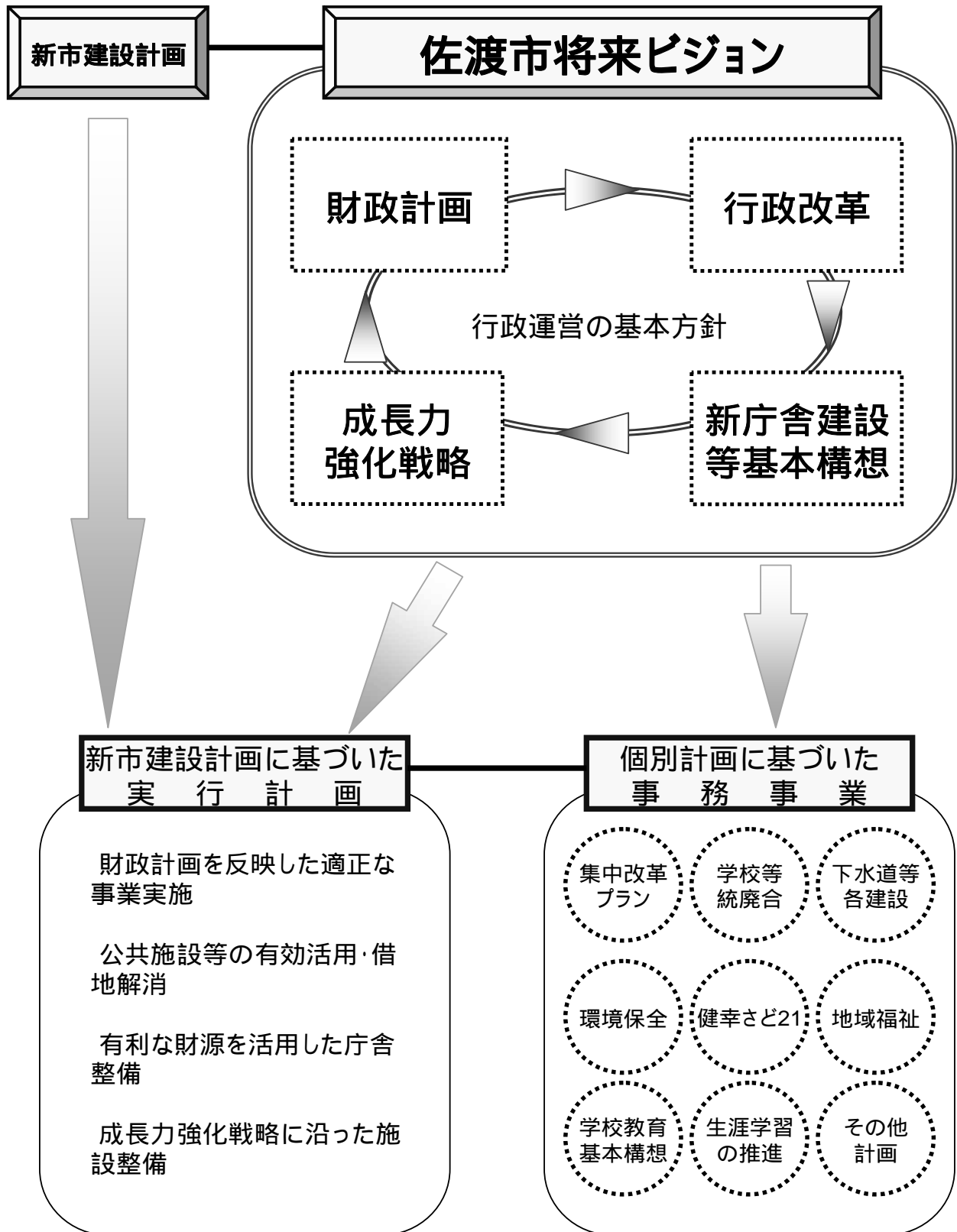
将来ビジョンを市の最上位計画に位置付け、政策の重点化を図り地域の特性を活かした施策を展開する行政運営の基本指針とする。具体的な取組内容や将来ビジョンを補完する事項については、個別計画等で定めるものとする。

なお、社会経済状況や制度改変等の動向を常に注視しながら、将来ビジョンの見直しを適切に行うものとする。

## 3 計画の期間

見直し後の将来ビジョンの計画期間は、平成 26 年度から平成 31 年度までとする。

#### 4 佐渡市将来ビジョンのイメージ





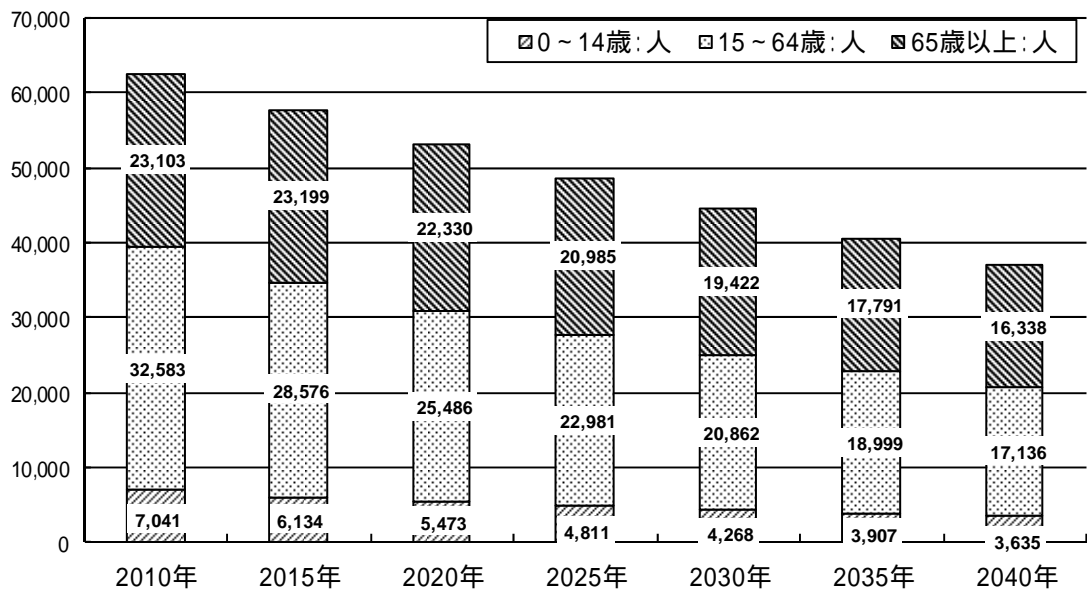
## 5 佐渡市の現状と課題

佐渡市は、平成 16 年 3 月の合併以降、人口が毎年約 1 千人ずつ減少している状況にある。このことにより、今後も地域購買力が低下するとともに、市内総生産が減少することが予想される。

また、高齢者数が増加する一方で出生数は減少しており、生産年齢人口は全国平均より 10 ポイントも低く、数年で 50 パーセントを下回ると推計されている。

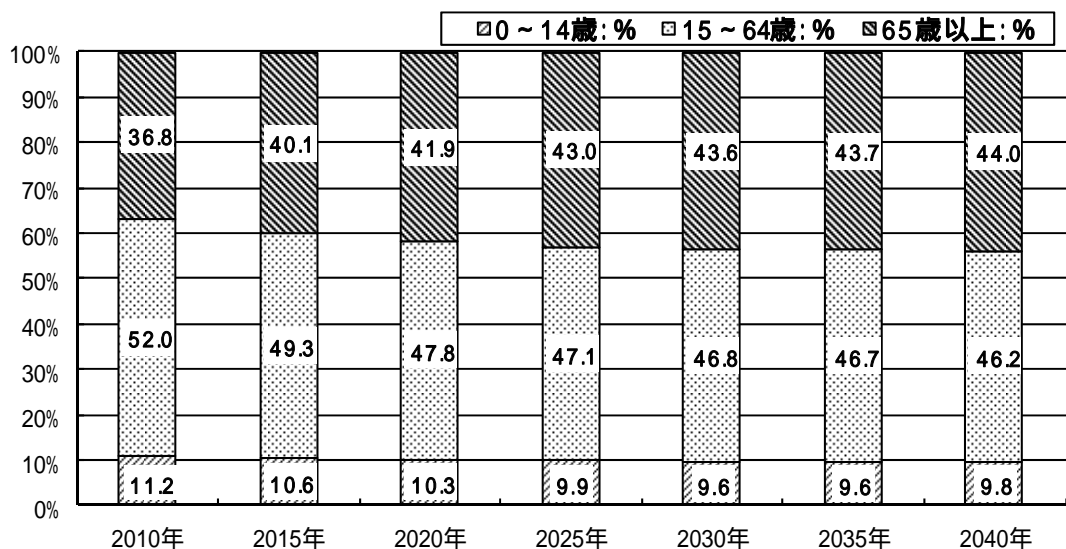
グラフ：佐渡市将来人口推計

出典：国立社会保障・人口問題研究所推計（平成 25 年 3 月 27 日公表）



グラフ：佐渡市将来人口割合推計

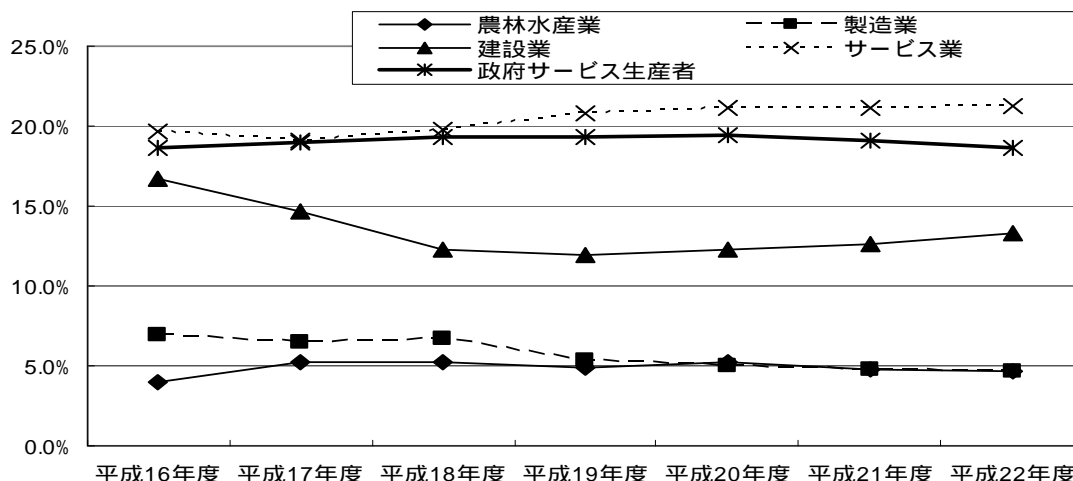
出典：国立社会保障・人口問題研究所推計（平成 25 年 3 月 27 日公表）



本市の経済状況を見ると市内総生産は減少しており、特に政府サービス生産者及び製造業の占める割合が年々減少している。政府サービス生産者は交付税減少等により今後も減少する見通しであり、総生産の減少はなお一層進むものと見込まれる。

政府サービス生産者とは、国家の安全や秩序の維持、経済・社会福祉の増進のためのサービスで、国や地方公共団体等の雇用者報酬や物件費等の総額。

グラフ：佐渡市内における産業別生産割合の推移  
出典：新潟県市町村民経済計算 平成22年度版(平成25年3月29日公表)



一方、現在の市役所機能は、議会、教育委員会等が分散しており時間的及び経済的に非効率な状況にある。庁舎整備については、新市建設計画において合併特例債を活用して整備する計画であったが、合併特例債発行期限までに調整がつかず財源の問題等で建設を断念した経緯がある。しかし、合併特例債延長法改正により財源確保の見通しがつき、改めて合併特例債を活用した庁舎整備が可能となった。

また、東日本大震災や伊豆大島の台風被害等、近年全国的に自然災害による甚大な被害が発生しており、離島における救援体制や避難対策の重要性を改めて認識し、ソフト・ハード面での対策が課題である。

## 第2章 財政計画

### 1 財政計画見直しに当たって

#### (1) 見直しの背景及び目的

当初計画（平成21年12月作成）では、普通交付税の大幅な縮減等が見込まれていたことから、計画に反映し策定したが、その後の経済状況を勘案した国の施策から普通交付税がほぼ横ばいで推移したことや、度重なる経済対策等から市の予算規模は近年膨らんできている。また、合併特例債事業については、平成25年まで計画していたが、平成23年の東日本大震災を契機に法改正がされ、対象期間は5年間延長（平成30年度まで）となった。

一方、合併特例措置による普通交付税の増額交付は平成25年度までで終了し、平成26年度以降は段階的に縮減されることとなっていることから、市の予算規模も大幅な縮減をしていく必要がある。そのため、行政改革を着実に進め、歳入の確保及び歳出の抑制等の取組をさらに加速していかなければならない。

こうした状況を踏まえ、また、合併後10年を経過して、今後の財政の健全化と持続可能な財政運営を行うことができるよう、佐渡市財政計画を見直し策定するものである。

#### (2) 会計単位

会計単位は一般会計とし、歳入は財源別、歳出は性質別に試算した。（特別会計等は一般会計からの繰出金等で計上している。）

#### (3) 基本方針

本計画を見直すに当たり、まず、国立社会保障人口問題研究所の公表数値をベースに佐渡市の平成31年度までの人口推計を行い、各経費の推計の根拠とした。次に、毎年経常的に収入する一般財源（標準財政規模）（ ）と予算規模等には強い関連性があるため、類似団体 - 1（196団体）のH21～H23決算数値を対象にして、標準財政規模と歳出決算額及び各費目（人件費、普通建設等）との相関を調べ、回帰分析の統計手法を用いて、予算規模等の参考とするための分析を行った。

この類似団体の分析を参考にして、平成21年度策定計画及びその後の決算と平成25年度当初予算の推移、平成26年度以降の予算事由等を反映し、現時点で想定できる財政フレームにあわせて予算規模等の年次別推計を作成した。

また、平成31年度の地方交付税を基本として、佐渡市のあるべき姿と財政健全化に向けた予算編成規模を推計して計画を策定した。

なお、本計画は策定時点における地方行財政制度を前提として試算したものであり、今後の経済情勢の変化（消費税の導入や税制等の国県の制度改正や景気動向）等をふまえ、計画内容については必要に応じて見直しを行っていく必要がある。

## 2 積算根拠

### (1) 歳入

#### ア 市税

- ・将来推計人口による納税所得者の減少や、固定資産税の評価替えにより、市税の減少が見込まれるが、自主財源確保の観点から、滞納解消や収納率の向上対策を強化し、平成 31 年度のあるべき税収に向けて年次的に推移していくよう試算した。

#### イ 地方交付税

- ・普通交付税は、今後の経済情勢等により大きく変動することが想定され、的確に見積ることは困難だが、基本的に現行の制度が存続するものとして試算した。
- ・直近 5 年間に於ける一本算定ベースの基準財政需要額の推移は微増であったが、単位費用等の変動リスクを考慮し、平成 31 年度まで横ばいで推移することをベースとした。
- ・算定替えの激変緩和措置による段階的削減を勘案した。(H26: 10%、H27: 30%、H28: 50%、H29: 70%、H30: 90%、H31: 100%)  
合併後 10 年間(H16~H25)は、合併しなかった場合の普通交付税が保障され、その後の 5 年間(H26~H30)は激変緩和措置(段階的削減)により、佐渡市単独で算定する額(一本算定)に向けて逡減していく。
- ・平成 22 年度国勢調査における人口減による影響額と、将来推計人口をベースに平成 27 年度国勢調査の影響額を勘案した。
- ・基準財政収入額に含まれる譲与税、各種交付金の増減による影響額を勘案した。
- ・国の歳出特別枠(地域経済基盤強化・雇用等対策費)の削減による影響額を勘案した。
- ・普通交付税と特別交付税の配分率の変更による影響額を勘案した。( ~ H25 = 94 : 6、H26 = 95 : 5、H27 ~ = 96 : 4 )

#### ウ 譲与税、各種交付金

- ・過去の決算額の推移をもとに試算した。

#### エ 国・県支出金

- ・現行制度が継続するものとして、過去の推移等を勘案して試算した。

#### オ 市債

- ・増加に転じた公債費が後年度の予算規模に占める割合を高めていくことが見込まれるため、原則として当面辺地債等の優良債の借入れをすることで試算した。また、プライマリーバランス( )と公債費の平準化を勘案して年度ごとのバラつきを抑えて試算した。
- ・普通建設事業費に係る市債の借入れは、近年の動向を勘案して試算した。
- ・普通交付税の振替措置である臨時財政対策債(交付税算入 100%)は、平成 25 年度

から財源不足による算定への移行を踏まえ、これをベースに現行制度が継続するものとして試算した。

カ 繰入金

・後年度の財政運営の軽減・調整等に対応するため、財政調整基金の残高を標準財政規模の約 20 パーセントを確保すべく計画的な繰入れとなるよう試算した。

キ 使用料、手数料等

・自主財源の確保や負担の公平の観点から、受益者負担の適正化に取り組み、財源の確保に努めることとし、平成 31 年度のあるべき収入に向けて年次的に推移していくよう試算した。

ク その他の収入

・過去の決算額等の推移をもとに試算した。

( 2 ) 歳出

ア 人件費

・合併特例期間終了後のあるべき予算規模に見合う人件費総額となるよう、類似団体の分析を参考としながら、行政改革による定員管理と給与の適正化を図ることとして試算した。

イ 物件費

・行政改革と連携した事務事業の見直しによる削減及び公共施設の統廃合や運営方法の見直しにより、公共施設の維持管理経費を削減することで段階的な削減をしていくよう試算した。

ウ 維持補修費

・物件費と同様に公共施設の統廃合等が進むことでの経費の減少と、計画的な維持補修によるコストの平準化を行うこととし、段階的に削減していくよう試算した。

エ 扶助費

・過去 5 年間の推移と将来推計人口から想定できる総体的な人口減少と少子高齢化による高齢化率の上昇を勘案して試算した。

オ 補助費等

・行政改革と連携した事務事業の見直しと合わせた補助金・負担金の見直しの徹底により、全体経費の抑制を図ることとして試算した。

カ 公債費

・平成 24 年度までに借入済み市債の元利償還金に、平成 25 年度以降の(平成 24 年度

繰越含む)市債借入による元利償還金を加えて試算した。なお、年利率は直近の借入利率をもとに試算した。

キ 積立金

- ・地方交付税の合併特例期間終了に備えてこれまで積み立ててきた財政調整基金や減債基金等の残高について、標準財政規模の一定水準を確保するよう積立てを行うこととして試算した。

ク 繰出金

- ・特別会計への繰出金は、独立採算や特定の収入による事業実施の原則に基づき、繰出基準を超える繰出しを極力抑制するよう試算した。
- ・基本的に現行の制度が存続するものとして試算した。

ケ 普通建設事業費

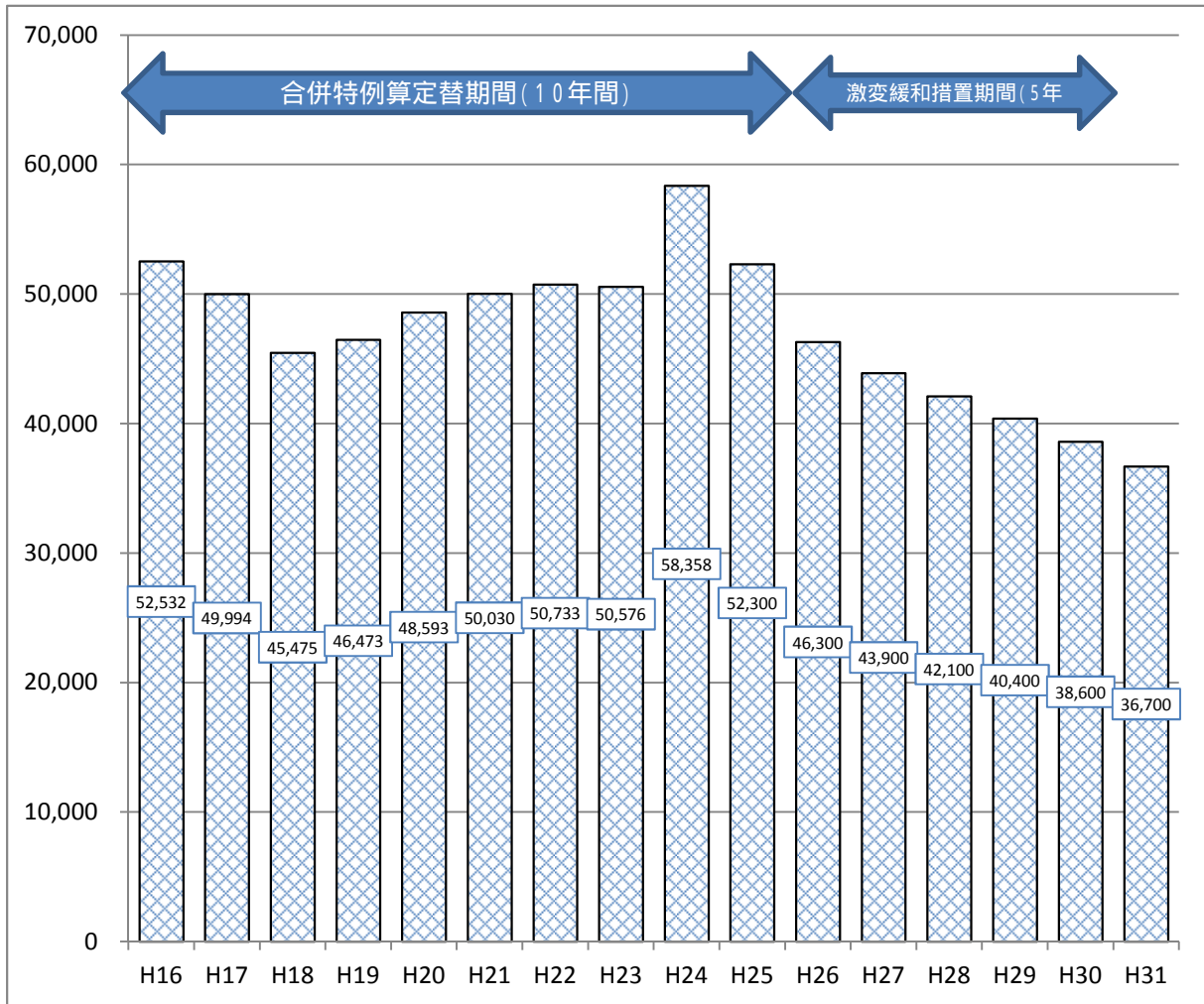
- ・普通建設事業費については、佐渡市経済に与える波及効果も大きく、全体の予算規模が縮小する中でも一定水準の確保が必要である。これまで合併特例債事業や経済対策等の要因から近年は予算が膨れているが、予算規模に見合う事業費となるよう、また、合併特例事業を除いた現行の水準を確保するよう試算した。

コ その他の支出

- ・過去の決算額等の推移を基本とし、今後の予算規模に対して適切な予算額とすべく段階的に削減していくよう試算した。

### 3 予算規模の推移

(単位:百万円)



平成16年度から平成24年度までは最終予算額、平成25年度は当初予算額、平成26年度から平成31年度までは最終予算試算額。

#### ポイント

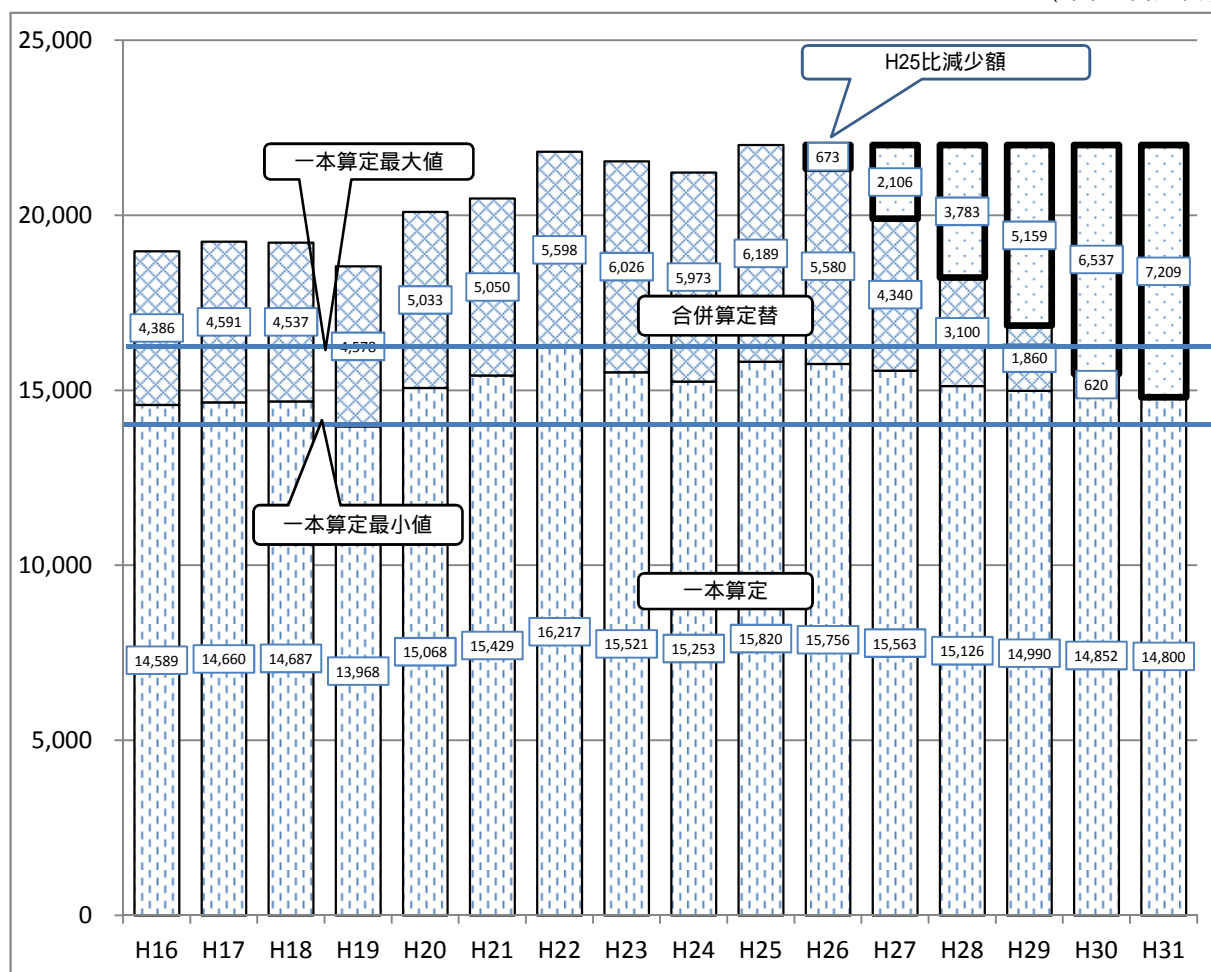
平成25年度までは合併特例による普通交付税の算定替えによる加算や合併特例債事業の実施もあり、約500億円の予算規模で推移してきた。

合併特例債事業が後年度に集中したため、平成24年度・25年度の予算規模は大きくなった(平成24年度当初の合併特例債事業は約90億円、平成25年度は約100億円)。

平成26年度から平成31年度までは、普通交付税の算定替えによる加算部分が、激変緩和措置もあり段階的に縮減していく(平成31年度は367億円の予算規模を見込む)。

## 4 普通交付税の推移

(単位:百万円)



平成16年度から平成25年度までは普通交付税交付基準額、平成26年度から平成31年度までは普通交付税交付基準試算額。また、普通交付税の交付基準額であり、実際の普通交付税交付額とは異なる年度がある。

### ポイント

平成16年度から平成25年度までの一本算定額は、150億円前後を推移してきた(平成19年度の約140億円から平成22年度の約160億円の間)。

平成24年度までの実績と平成25年度の交付見込みをベースに、現在想定される増減要因を反映して平成31年度までの普通交付税交付基準額を試算する。

( 国営かん排負担金、地方交付税配分率の変更、譲与税等増減影響額、国調人口減少、特別交付削減分)

平成25年度の算定替え措置分をベースとした激変緩和による減少で試算する(H26: 10%、H27: 30%、H28: 50%、H29: 70%、H30: 90%、H31: 100%)。

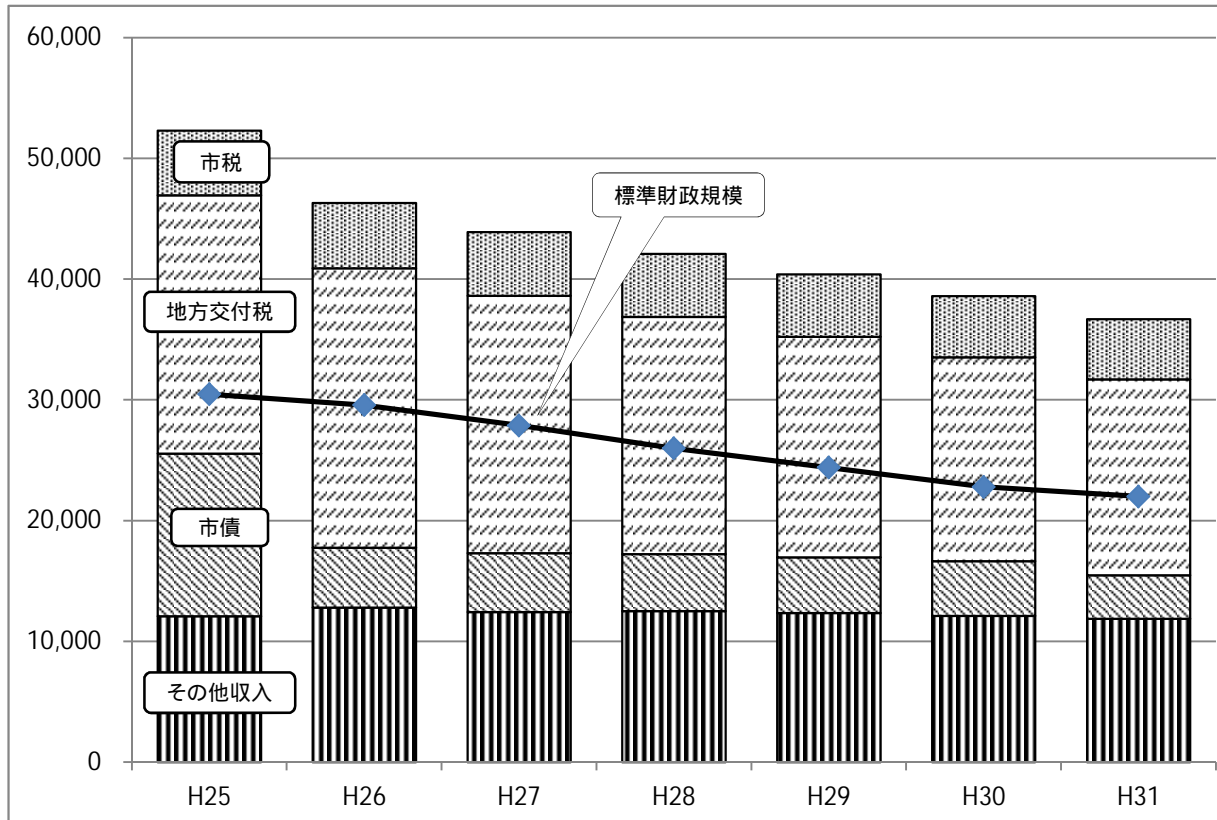
平成25年度から平成26年度にかけては激変緩和による影響割合が10パーセントに対して、その後の4年間は毎年20パーセントずつと影響割合は大きくなることに留意する。

平成26年度から算定替えによる増加分が段階的に縮減されることもあり、平成25年度と比較して一本算定となる平成31年度には約70億円の削減が見込まれる。



## 5 財源構成の推移

(単位:百万円)



区 分	H25当初	H26	H27	H28	H29	H30	H31
市税	5,356	5,389	5,283	5,216	5,156	5,057	4,999
地方交付税	21,400	23,144	21,318	19,641	18,265	16,887	16,215
市債	13,444	4,970	4,860	4,740	4,630	4,530	3,600
その他収入	12,100	12,797	12,439	12,503	12,349	12,126	11,886
予算規模	52,300	46,300	43,900	42,100	40,400	38,600	36,700
標準財政規模	30,463	29,562	27,880	25,982	24,402	22,791	21,997

その他収入の内訳 (分担金及び負担金、使用料及び手数料、国県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入)

平成25年度は当初予算額、平成26年度から平成31年度までは最終予算試算額。

標準財政規模はいずれも積上げによる試算額。

### ポイント

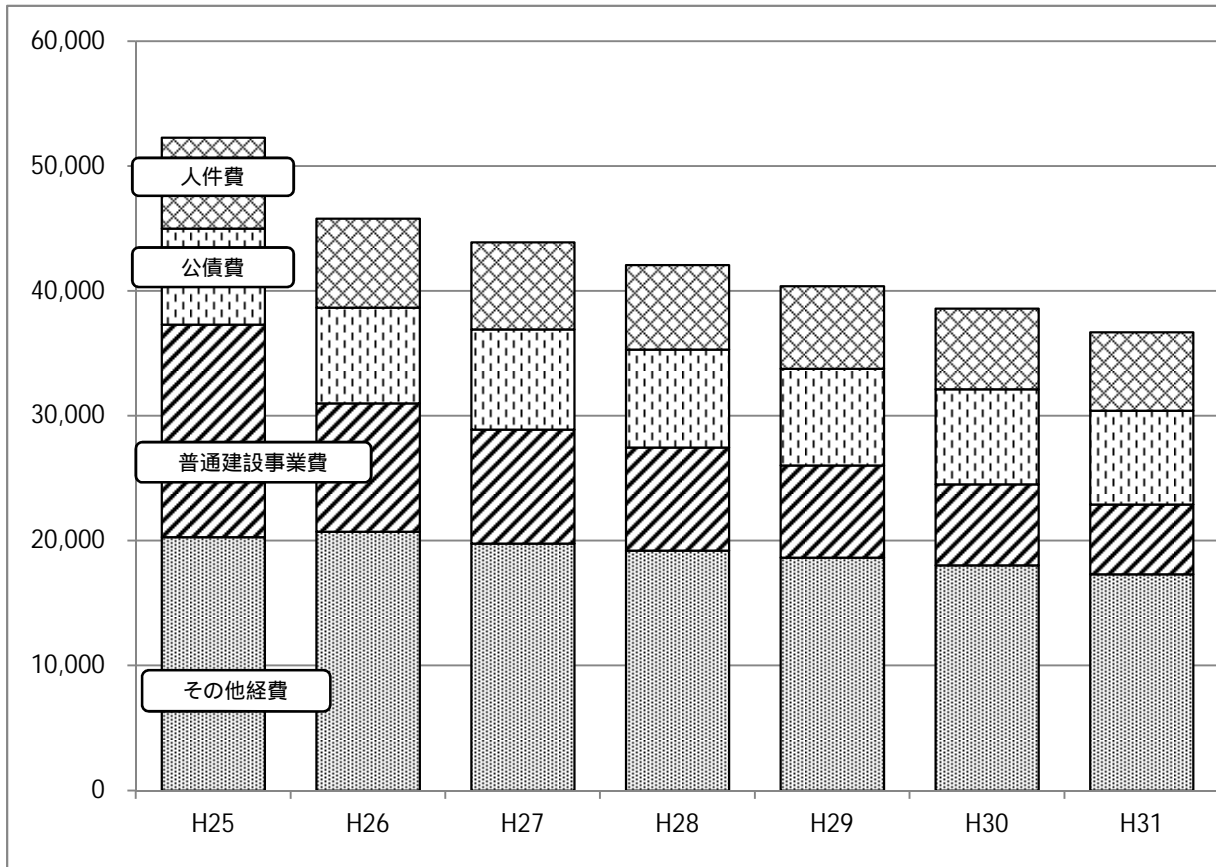
市税は、市民税・固定資産税・軽自動車税、市たばこ税・入湯税を積み上げて試算する。

市債は、プライマリーバランスの黒字化と後年度において公債費負担の占める割合を抑制する必要があることから、交付税算入率の高い優良債の発行に絞った計画で試算する。

その他収入は、分担金及び負担金等の積上げにより試算する。

## 6 性質別経費の推移（歳出）

（単位：百万円）



区 分	H25当初	H26	H27	H28	H29	H30	H31
人件費	7,297	7,130	6,960	6,790	6,620	6,450	6,280
公債費	7,684	7,650	8,020	7,830	7,740	7,620	7,500
普通建設事業費	17,021	10,800	9,150	8,250	7,380	6,490	5,600
その他経費	20,298	20,720	19,770	19,230	18,660	18,040	17,320
予算規模	52,300	46,300	43,900	42,100	40,400	38,600	36,700

その他経費：物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、災害復旧事業費

平成25年度は当初予算額、平成26年度から平成31年度までは最終予算試算額。

### ポイント

予算規模は、類似団体分析を参考に、標準財政規模に見合う適切な経費を試算する。

人件費は、類似団体分析を参考に、類似団体水準を上回らないよう予算規模に見合う適切な経費を試算する。

普通建設事業費は、類似団体分析を参考に、類似団体水準を下回らないよう予算規模に見合う適切な経費を試算する。

H25当初の普通建設事業費から合併特例事業104億円、国営かんがい排水事業12億円を除いた54億円以上を確保するよう試算する。

その他経費の物件費、維持補修費等は、施設の整理統合や行政改革を加速することで経費の抑制を図り試算する。

## 7 市債・基金の推移

(単位:百万円)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
市債残高(年度末)	66,168	64,210	61,751	59,545	57,401	55,480	52,143
合併特例債	23,899	23,764	23,352	22,984	22,522	22,185	19,821
臨時財政対策債	16,260	16,793	17,124	17,249	17,183	16,941	16,412
その他債	26,009	23,653	21,275	19,312	17,696	16,354	15,910

参考:実質公債費比率( )の基準と県内20市等の分布状況

実質公債費比率	許可団体に係る許可基準	H24年度決算に基づく県内20市等の分布
18%未満	・協議制	新潟市 11.3%、長岡市 14.4%、三条市 14.2%、新発田市 11.3%、小千谷市 11.7%、加茂市 12.5%、十日町市 14.6%、見附市 9.8%、村上市 17.2%、燕市 13.5%、糸魚川市 14.4%、妙高市 12.3%、五泉市 15.2%、上越市 14.4%、阿賀野市 15.5%、佐渡市 13.5%、魚沼市 11.4%、南魚沼市 17.5%、胎内市 16.5%
18%以上25%未満	<早期是正措置> ・許可制 公債費負担適正化計画の策定が必要	柏崎市 19.0%
25%以上35%未満	<早期健全化段階> ・財政健全化団体( ) ・一般単独事業債の発行が許可されない	
35%以上	<再生段階> ・財政再生団体( ) ・公共事業債、公営住宅建設事業債、教育・福祉施設等整備事業債等の発行が許可されない	<参考> 夕張市 40.0%

### ポイント

年度による市債発行額にバラつきが出ないように計画的な発行をすることで公債費の平準化とプライマリーバランスの黒字化による健全化を図る。

標準財政規模の縮小が見込まれることから、交付税算入率の高い起債に絞り計画的に借り入れることで市債残高と実質公債費比率の抑制を図る。

市債借入は、原則として交付税算入率70パーセント以上の優良債とする。

(単位:百万円)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
基金残高(年度末)	19,348	18,891	18,535	17,852	17,069	16,255	15,461
財政調整基金	6,979	6,766	6,553	6,055	5,553	5,016	4,557
減債基金	2,054	1,954	1,804	1,604	1,404	1,204	1,054
その他特定目的基金	10,315	10,171	10,178	10,193	10,112	10,035	9,850

### ポイント

積立金は、前年度繰越金1/2の財政調整基金への積立てと、過疎対策事業債による過疎地域自立促進特別事業基金を計画的に積み立てる。

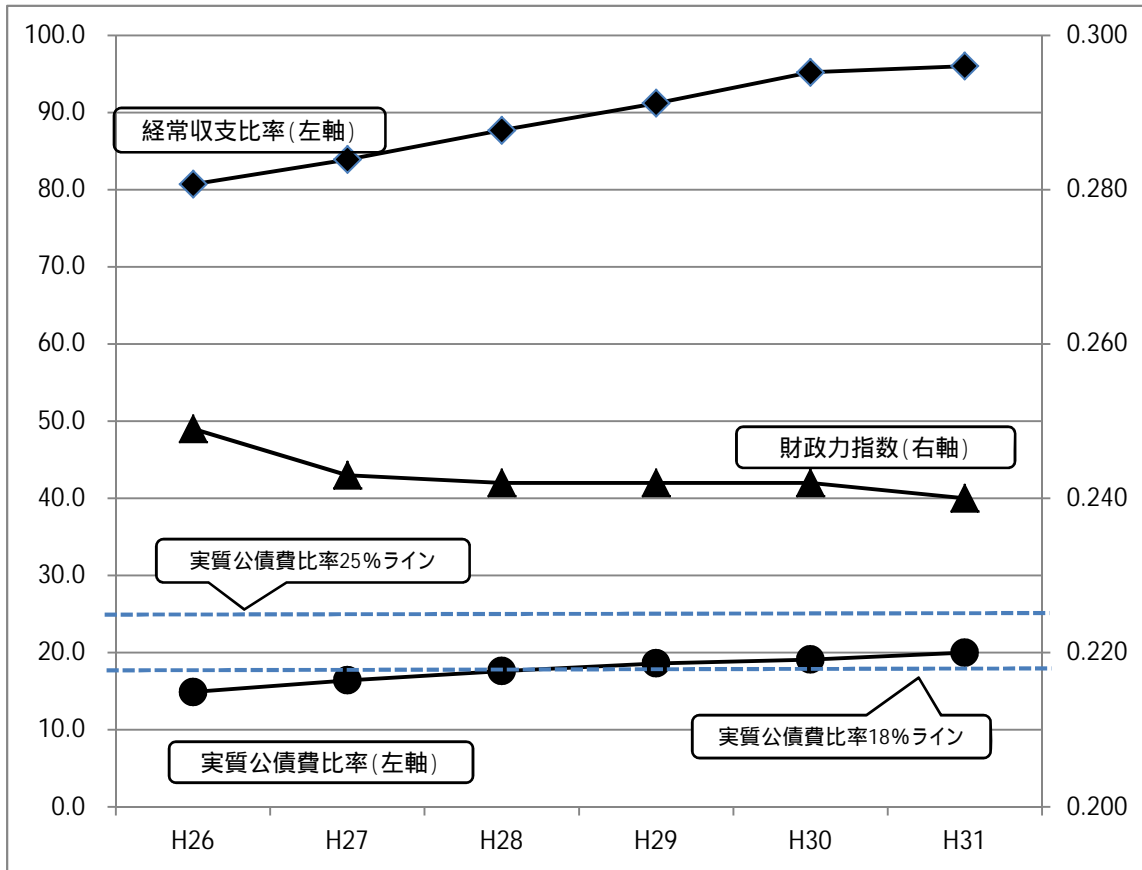
財政調整基金残高を、標準財政規模の20パーセント(平成31年度約45億円)相当額留保できるように計画的に積み立て、取崩しを実施する。

減債基金残高は、平成31年度10億円程度留保できるように計画的に取り崩す。

過疎地域自立促進計画に沿って基金からの繰入れを計画的に実施する。

## 8 財政指標の推移

(単位: %)



区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31
経常収支比率( )	80.7	83.9	87.7	91.2	95.2	96.0
実質公債費比率(3か年平均)	14.9	16.4	17.6	18.6	19.1	20.0
財政力指数(3か年平均)( )	0.249	0.243	0.242	0.242	0.242	0.240

### ポイント

算定分母である普通交付税が年々減少することから、経常収支比率は平成31年度までは上昇が見込まれる。

このため、財政構造の弾力性が縮小することから、臨時の財政需要に対しては財政調整基金での対応が想定される。

市債発行を抑制することで、市債残高は減少できるが、算定分母となる普通交付税減少の影響が大きく、実質公債費比率は平成31年度までは上昇が見込まれる。

普通交付税の減少とともに年度によって差はあるものの単年度財政力指数の減少から、3か年平均での財政力指数も当面減少が見込まれる。

## 財政計画の用語解説

<b>標準財政規模</b>	<p>地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量を示すもので、この数値が実質収支比率、実質公債費比率、経常収支比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となる。</p>
<b>プライマリバランス</b>	<p>歳入総額から市債等の借入（借金）による収入を差し引いた金額と、歳出総額から公債費を差し引いた金額のバランスを見るもの。マイナス（赤字）ということは、市債を借り入れないと支出をまかなえないことを意味する。</p>
<b>実質公債費比率</b>	<p>地方債制度が許可制から協議制に移行したことにより導入された財政指標で、公債費による財政負担の程度を示すもの。これまでの起債制限比率に反映されていなかった公営企業（特別会計を含む）の公債費への一般会計繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの公債費類似経費を算入している。この比率が18%を超えると、地方債の発行に許可が必要となる。</p> <p>&lt;参考：H23年度 類団平均（10.9%）、県内20市平均（14.9%）&gt;</p>
<b>財政健全化団体</b>	<p>実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率（以下「健全化判断比率」）のうち一つでも早期健全化基準（実質公債費比率：25%）を超えた場合、財政健全化団体となり、財政健全化計画を定めなければならない。財政健全化団体になると、歳出の抑制・歳入の確保への取組や、一般単独事業債の発行が許可されないなど、行財政運営に一定の制約がかかる。</p>
<b>財政再生団体</b>	<p>健全化判断比率のうち一つでも財政再生基準（実質公債費比率：35%）を超えた場合、財政再生団体となり、財政再生計画を定めなければならない。財政再生団体になると、国の指揮・監督のもと行財政運営を行うこととなり、大幅に市民サービスが低下することになる。</p>
<b>経常収支比率</b>	<p>市税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充てているかをみることで、財政の構造の弾力性を判断する。この比率が高くなるほど公共施設の整備など投資的な経費に充てる財源がなくなり、財政運営が厳しくなる。</p> <p>&lt;参考：H23年度 類団平均（89.9%）、県内20市平均（89.1%）&gt;</p>
<b>財政力指数</b>	<p>地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しており、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3か年平均値をいう。基準財政収入額が基準財政需要額を下回る場合（「1.0」を下回る場合）は、それを補うために普通交付税が交付される。</p> <p>&lt;参考：H23年度 類団平均（0.64）、県内20市平均（0.498）&gt;</p>

## 第3章 行政改革の指針

### 1 改革の必要性

#### (1) これまでの経過

佐渡市は、平成16年3月「究極の行財政改革」とも言われる10か市町村の新設合併を実現したが、合併により肥大化した組織・機構や公共施設の重複など、継続して取り組むべき大きな課題が山積していたため、平成18年3月『時代の変化に対応した新しい佐渡市の形成』を目標に「佐渡市行政改革大綱」を策定し、効率的な行政運営と市民視点に立った公共サービスの提供を目指して行政改革への取組を始めた。

しかし、これらの課題解決には市民との合意形成が不可欠であり、膨大な時間と労力が必要となった。また、財政的には景気低迷等に伴う企業収益の悪化や人口減少の進行等による税収の落ち込み、特に平成25年度で普通交付税の算定特例期間が終了することから、以後ますます厳しい財政運営を強いられることが明らかであった。

一方、地方自治体は、今まで果たしてきた役割に加え、新たな行政ニーズへの柔軟な対応と地域の実情に即した主体性のある行政組織への転換も求められていた。

こうした厳しい財政状況や行政を取り巻く環境の変化、更には合併後の積み残し課題等に適切に対応していくためには、行政と市民との役割分担を的確に捉えながら、市民との協働(※)による行政改革を不断に推進していくことが必要であることから、平成22年3月『市民参画による行政経営の推進』を目標として、「第2次佐渡市行政改革大綱」を策定し、更なる行政改革に取り組んできたところである。

#### (2) 行政改革の必要性

行政改革を推進するには、行政における徹底した無駄の排除や人件費を含めたコスト削減はもとより、職員の意識改革とともに、『行政を経営(※)する』という視点から、限られた財源を選択と集中により真に必要なサービスへと重点化することが必要である。

しかし、行政改革大綱の推進期間内において、地域を支える拠点としての支所・行政サービスセンター体制の整備、市民の安心安全の観点から消防・救急体制の維持、老人福祉施設や給食施設等での、運営方法の協議継続が必要となり、今までとは目標職員数の算定に当たっての特殊事情が大きく変わってきた。また、財政計画も見直すことから、市民サービスの低下を招かないよう、定員適正化計画の職員数を見直すこととする。

なお、見直しに当たって、第2次佐渡市行政改革大綱は、本計画の推進期間や目標が、普通交付税の算定特例期間終了を見込んで策定されていることから、行政改革の方針として本指針に継承する。

## 2 行政改革の目標と基本方針

### (1) 行政改革の目標

行政改革は、最大の効果を最小の経費であげ、市民が求めるサービスを最良の形で提供するために、既存のシステムを不断に見直し改善していく、行政にとって普遍的な課題である。

本指針は、財政計画とともに、「佐渡市将来ビジョン」を具現化するための一つの指針であり、本市では、更なる行政改革を推進するために、引き続き『市民参画による行政経営の推進』を行政改革の目標とする。

### (2) 行政改革の基本方針

#### ア 自律的な財政運営の推進

将来を見据え中長期の財政見通しを立て、行政評価システム(※)等を活用して人員・資産・財源の配分の適正化を図るとともに、公共施設の整理・統合、補助金の見直し等による歳出の削減と自主財源を確保し、持続的かつ自律的な財政運営に努めることとする。

#### イ 人材育成と組織・機構の改編

職員のコスト意識やスピード感などの経営感覚を持った人材の育成と併せて、人事考課制度や各種研修を活用して個人の能力や業績を公正・公平に評価し、組織全体の活性化を図ることとする。

また、本市は、人口規模と産業構造から分類される類似団体に比べ多くの職員数を抱えているが、多様な行政需要や特異な地理的条件等に配慮した新たな定員の適正化に取り組み、地域の特性や市民ニーズへの柔軟な対応が可能となる効率的な組織への改編を行うこととする。

#### ウ 情報公開による信頼性の確保と行政サービスの向上

行政改革を進めるためには、市民の理解と協力が不可欠である。そのため、積極的に市民へ行政情報を公開し、行政の説明責任と透明性を確保し、市民との信頼関係を築くこととする。

また、市民の視点に立ってサービス全般の見直しや窓口の改善、行政手続きの簡素化を進め、便利で分かりやすく、満足度の高いサービス提供に努めることとする。

### 3 行政改革の進め方

#### (1) 推進の方法

行政改革を着実に推進していくため、計画（Plan）、実施（Do）、検証（Check）、改善（Action）のマネジメントサイクル(※)のもと、次の事項に取り組むこととする。

##### ア 職員の意識改革

行政改革は、職員一人ひとりが行政改革の理念を深く理解し、全庁を挙げて取り組むことが重要である。職員が常に改革意識を持ち、積極的に改革に取り組むよう行政評価や人事評価、職員研修などを意識改革の手法として活用することとする。

##### イ 集中改革プランの策定及び実施

行政改革の具体的な実施計画となる「集中改革プラン」は、平成 22 年度から 5 か年の年次計画と可能な限りの数値目標を定め、当初の厳しい財政計画を基に策定されていることから、平成 26 年度の終期に合わせて検証し、平成 31 年度までの重点実施項目の新たな数値目標を定めて取組を継続することとする。

##### ウ 市民への公表

広く市民の理解と協力のもとに行政改革を着実に推進するため、市の広報紙やホームページ等により行政改革の取組状況を公表することとする。

#### (2) 改革の進捗管理と評価の方法

##### ア 庁議による内部評価

本指針及び集中改革プランの進捗管理体制として、庁議において定期的に取り組状況の把握と内部評価を行うこととする。

##### イ 市民等による評価

集中改革プランの進捗状況については、市民等による外部委員会に定期的に報告し、そこでの提言を踏まえて必要な見直しを図ることとする。

### 4 行政改革の具体的方策

時代の変化を的確にとらえ、市民生活の向上に資する行政改革を確実に進めていくため、3つの基本方針により次の項目を絞り込んで策定された集中改革プランにより、改革に取り組むこととする。



(1) 計画的な財政運営

中長期的な視点に立った計画的な財政運営を図るため、徹底した事務事業の見直しによる経常経費(※)の削減や投資的経費(※)の重点化によるコスト削減に努めることとする。

(2) マネジメントサイクルの実施

新たな行政課題や複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応し、効果的、効率的な行政サービスを提供するために成果重視の行政運営を推進することとする。マネジメントサイクルによる行政評価システムを運用し、徹底した事務事業の見直し、整理・統合を進めることとする。

(3) 自主財源の確保

市税等の滞納解消や収納率の向上を図るために、新たな収納方法の検討を行い、導入を目指すこととする。また、各種使用料・手数料についても見直しを行い、現在無料となっているものについても、受益者負担の原則の観点から有料化を検討し、あらゆる角度から財源の確保に努めることとする。

(4) 公共施設の統廃合等

「佐渡市公共施設見直し手順書」や「佐渡市保育園・小学校・中学校統合計画」に基づき、公共施設の更なる整理統合等を図ることとする。

(5) 公共施設運営方法の見直し

「アウトソーシング推進計画」に基づき、指定管理者制度の活用や民間委託を積極的に進めることとする。

(6) 経営資源の有効活用

未利用市有地については売却や貸付を積極的に図る一方で、借地の解消や契約単価の見直しを行い、収入の確保やコスト削減を図ることとする。また、普通財産等の有効活用に向けた一層効果的な対策を講じることとする。

(7) 公営企業等の経営健全化

限られた財源を有効に活用するため、徹底した事務事業の見直しを行い、建設コスト等の削減に取り組むことにより、経営基盤の強化に努めることとする。また、外郭団体(※)への補助金を見直し、さらに第三セクター(※)については、その存在意義から検討し、抜本的改革を図ることとする。

(8) 機動的な組織体制の確立

市民ニーズや新たな行政課題に対応するため、業務の内容や量に応じて常に組織を見直すことが必要であり、複数の部門に関連する行政課題に対しても迅速に対応できる機動的な組織体制の確立を図ることとする。

(9) 定員管理と給与の適正化

定員の適正化に向け、計画的な職員採用等により、職員数の削減に努めることとする。また、職員の給与については、職員の能力と業績を公正に評価し、給与に適正反映するよう人事考課制度(※)の運用とともに、財政計画における人件費との整合性を図ることとする。

(10) 職員の意識改革と人材育成

職員定数の適正化によるスリムな組織が求められている中で、人材育成の重要性はますます高まってきている。

職員の市民本位の意識やコスト意識の醸成とともに、職員一人ひとりの企画・評価能力や組織マネジメント能力等の向上につながる研修会等を開催し、多様な市民ニーズに迅速に対応できる人材の育成に努めることとする。

(11) 行政サービスの向上

市民サービスの原点である証明書発行、受付業務等の窓口事務について、迅速で効率的な窓口を目指し、ワンストップサービス(※)を推進することとする。

また、民間活力による証明書交付事務の委託を推進し、市役所に出向かなくてもサービスが受けられる仕組みをつくり、行政サービスの利便性向上を図ることとする。

(12) 市民との情報共有と協働体制の確立

市民の市政への関心と市民参画を促すため、積極的に行政情報を公開し、市民と行政改革の取組状況や課題等の共有化を図ることとする。

また、これまで行政主体で担っていた公共サービスを、これからは市民と行政が共通の目的のもとに、それぞれの役割、責任を分担し、地域課題、市民ニーズに取り組む市民協働体制の確立と推進を図ることとする。

## 5 定員適正化の取組

### (1) これまでの取組

平成17年3月に国の示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえて策定された「佐渡市行政改革大綱」、「第2次佐渡市行政改革大綱」に基づき、勧奨退職制度の積極的運用や新規採用職員の抑制等により、職員削減に取り組んできた。

当初計画では、平成21年度までに目標を大きく上回る116人の減員となったが、2次計画で目標を引き下げたことや勧奨退職等による前倒しの影響もあり、ほぼ1年遅れの進捗となっている。

(単位：人)

年度	第一次計画期間					第二次計画期間			
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
計画職員数	1,721	1,667	1,645	1,615	1,582	1,401	1,330	1,280	1,206
4月1日職員数	1,721	1,661	1,604	1,524	1,466	1,401	1,354	1,333	1,279
各年度の削減数	▲60	▲57	▲80	▲58	▲65	▲47	▲21	▲54	—
計画との差	0	▲6	▲41	▲91	▲116	0	24	53	73

### (2) 平成31年度の数値目標

平成31年度の総職員の数値目標を、現計画の889人から287人増の1,176人に見直しを行い、平成31年度までに、平成25年4月1日現在の職員数1,279人から103人(8.1%)を削減する。

職員数の年次計画

(単位：人)

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
普通会計(※)	1,001	992	989	977	955	930	896
一般行政部門	683	673	670	659	638	613	580
教育部門	138	138	138	137	136	136	135
消防部門	180	181	181	181	181	181	181
公営企業等会計(※)	278	280	280	280	280	280	280
合計	1,279	1,272	1,269	1,257	1,235	1,210	1,176

### (3) 職員数の見直しに用いた指標等

自治体職員数の適正規模については、各自治体の人口や地理的条件、提供しているサ

ービスとの関係もあり、画一的に判断することは困難であることから、定員管理の指標等を参考に適正数を算出し、それに佐渡市の特殊事情による職員数を加えて目標数値を設定した。

#### ア 一般行政部門の職員数

一般行政部門の職員数については、他の指標に比べ実職員数との乖離が小さいといわれていること、また、業務が直営であることを前提とした指標であることから、総務省が示した「定員モデル」により試算した職員数を適正数とした。

また、老人福祉施設の運営については、民営化の検討も並行して行いつつ直営での体制、トキ関連事業、国民健康保険料や介護保険料等の賦課徴収等に係る職員数を特殊事情による職員数とした。

#### イ 教育部門の職員数

教育部門の職員数については、個別の指標がないため、佐渡市と同じ人口規模及び面積が近似している類似団体の教育部門の平均職員数を適正数とした。

また、自校式給食や学校給食センターの直営、世界遺産関連の文化財行政等に係る職員数を特殊事情による職員数とした。

#### ウ 消防部門の職員数

消防部門の職員数については、離島のため他の自治体との連携ができないことから、現計画の目標数値を適正数とした。

また、市民の生命・財産を守るという安心・安全を提供するため、消防圏域 15 分・救急医療圏 30 分以内の現体制を維持するために必要な職員数と適正数との差を特殊事業による職員数とした。

#### エ 公営企業等会計の職員数

本来、自主独立の観点から、企業経営の中で職員数は決められるべきものであるが、公営企業等会計の職員数については、個別の指標がないため、病院は、病床利用率 80% を確保する職員数、介護施設は、現体制の職員数、上下水道事業や国民健康保険事業等は、類似団体の職員数を適正数とした。

また、下水道整備事業に係る職員数をプラスの要因、国民健康保険料や介護保険料等の賦課徴収等に係る職員数をマイナスの要因とした職員数を特殊事情による職員数とした。

## 行政改革の指針の用語解説

市民との協働	<p>地方分権の推進には、行政と市民の信頼関係が不可欠である。市民等と行政が相互の特性を認識し尊重し合い、対等の立場で共通する目的の実現に向け、協力・強調し活動すること。</p>
行政を経営	<p>少子高齢化の進行や税収の伸びが期待できない状況で、これまでの行政内部の常識や習慣を見直し、充実した市民サービスを維持していくための成果を重視した行政運営から行政経営への意識改革が必要となる。</p>
行政評価システム	<p>行政の政策体系である政策—施策—事務事業の各レベルで、どれだけの成果が現れているかを測定し、公開すること。政策体系に応じて、政策評価、施策評価、事務事業評価の3つの行政評価システムがある。</p>
マネジメントサイクル	<p>目的を達成するために、多面的な計画を策定し、計画通りに実行できたのかを評価し、次期への行動計画へと結びつける一連の管理システムのこと。</p>
経常経費	<p>年々持続して固定的に支出される経費のこと。 人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費に分類される。</p>
投資的経費	<p>その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のこと。</p>
外郭団体	<p>行政が直接実施するより、民間企業の多様な資金や人材、経営ノウハウ等を活用することにより、機動的かつ柔軟に公共サービスが提供できるよう設立された団体のこと。行政は、出資・人的派遣をし、業務内容において、極めて強い関連性を有する。</p>

<p>第三セクター</p>	<p>民間と地方自治体の共同出資により設立された企業のこと。民間の効率的な経営手法を行政に取り入れることができるため、地方自治体の経営負担が軽減される。</p>
<p>人事考課制度</p>	<p>職員の勤務態度や実績など、人事や労務管理の一環として管理者が適正に評価を行うことを目的とした制度のこと。各職員の勤務態度をはじめ、業務の遂行能力、業務実績などから管理者は適正に評価し、給与、昇進の有無、配置異動、能力開発などを決定する。</p>
<p>ワンストップサービス</p>	<p>一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスのこと。地方公共団体では、本庁舎、支所、出張所等の各窓口で各種証明書の発行を可能とする庁舎間のネットワーク化や1か所の窓口で届出・申請等の手続きを行うことにより、他の内部機関における同様の手続きが不要となる措置をとること。</p>
<p>普通会計</p>	<p>一般会計と特別会計のうち公営企業等会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたもので、一般的に地方財政をいう場合、この普通会計が基本となる。</p>
<p>公営企業等会計</p>	<p>水道、下水道、病院などの公営企業、及び国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業などに関する会計の総称。</p>

## 第4章 新庁舎建設等基本構想

### 1 必要性和位置付け

#### (1) 必要性

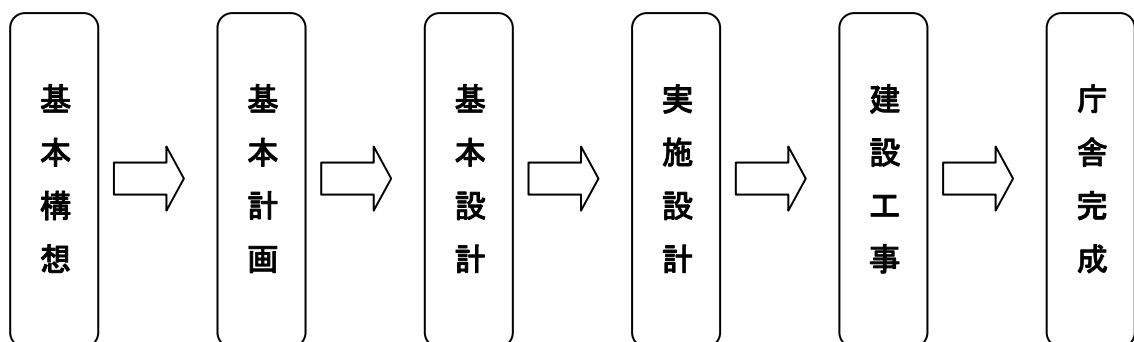
現在の佐渡市役所本庁舎をはじめとする、地域の中心的施設である各支所・行政サービスセンター庁舎は、建物の耐用年数がほぼ経過していることに加え、耐震補強や大規模改修及び設備機器の更新工事を必要とする状態となっている。

このため、それぞれに必要な機能や有利な財源とされる合併特例債が活用可能な期間内に一体的に整備するための基本的な方針を「基本構想」としてまとめる。

なお、本構想を実現するための具体的な手法や工程などについては、新庁舎建設・整備基本計画検討会議(仮称)を開催し検討を重ね、基本計画(案)としてまとめる。

#### (2) 位置付け

- ア 基本構想 庁舎を建設する際の基本的な考え方や方針などを示したもの。
- イ 基本計画 基本構想の考え方や方針を踏まえ、実際の庁舎設計に反映させるために必要な具体的手法などを示したもの。
- ウ 基本設計 設計の過程で条件に合うように基本的な事項を決定し、図面や仕様を製作すること、また、工事費の概算が明確化され、実施設計の基になるもの。
- エ 実施設計 基本設計に基づき、工事の実施に必要な詳細事項を設計図書で記述するもの。



## 2 本庁舎建設

### (1) これまでの検討の経緯

合併協定書（平成 15 年 6 月 28 日調印）では、新庁舎の位置（合併後、新たに建設する本庁舎の位置）は、「金井町千種沖地区」とある。

合併時に策定した新市建設計画には、平成 21 年度から 23 年度の事業計画で、総事業費 23 億円を計上したものの、国の三位一体改革（※）により地方交付税の見直しが行われ、新市建設計画そのものの見直しを余儀なくされた。

市単独事業である新庁舎の整備については、財政的に非常に難しくなったことから、計画の先送り等を含め抜本的な見直しを図らなければならない状況となった。

これらのことから、平成 17 年 3 月に本庁舎検討委員会（民間）（※）からは、「当面の庁舎整備については、新庁舎が整備されるまでの間、現施設周辺を有効活用して対応することが望ましい」との答申がなされた。

平成 18 年 10 月には、庁内で構成された本庁舎周辺整備検討委員会（※）において、「現市役所第 2 庁舎敷地内に議会機能を含めた分庁舎建設」案をまとめ、議会に具申したが、敷地が借地であることなどの理由により、議会各派代表者会議にて反対意見が出され、具申を撤回した。

その後、庁内組織である市有財産検討委員会（※）で、本庁舎を含めた既存施設の活用など、様々な観点から協議を継続したものの、建設敷地の買収が不透明な状況であることなどの理由により進展せず、平成 24 年第 1 回（3 月）定例市議会における一般質問において、合併特例債期限内の庁舎建設を断念すると答弁した。

同年 6 月に、東日本大震災に伴う合併特例債延長法が成立したことにより、防災面の対応の観点から合併特例債の発行期限が 5 年間延長され、庁舎建設の議論が再び起きた。

同年第 3 回（6 月）定例市議会の一般質問で、「新庁舎の位置は、合併協定書での千種沖という決定事項を尊重し、財政的な面も考慮しながら市民の皆さんの意見を尊重し、判断をしていく」と答弁した。

同年 10 月には、庁舎建設の是非について市民の意向を調査すべく、18 歳以上の市民 2 千人を抽出し、アンケート調査を実施した。

この結果を受け、平成 25 年第 2 回（3 月）定例市議会における施政方針等で、「アンケート結果を総合的に勘案した結果、現庁舎を活かしながら必要最小限の増設をする」とした庁舎建設に対する考えを示した。



## (2) 現庁舎の状況と問題点

### ア 分庁舎方式による弊害

- ①市役所機能が分散しているため、市民には窓口の所在が分かりづらい。  
また、用件が複数の部署にまたがる場合は、庁舎間を移動する必要が生ずる。
- ②議会をはじめとする会議などや連絡調整に多くの移動時間が生じており、事務の効率化や住民のニーズに迅速に対応するなど、スピード感をもった行政運営が困難な状況である。
- ③移動時における車両の燃料費やそれぞれの庁舎の維持管理費など、経費節減の妨げの要因となっている。(少なくとも1年間に1,600万円以上必要と試算されている。)

#### 【本庁機能の分散状況】

施設名	配置課等	本庁舎までの直線距離
本庁舎	総務課、総合政策課、行政改革課、財務課、地域振興課、交通政策課、市民生活課、税務課、環境対策課、社会福祉課、高齢福祉課、建設課、監査委員事務局、会計課	—
本庁第2庁舎	農林水産課、観光振興課、産業振興課、農業委員会事務局	—
本庁舎会議室棟	選挙管理委員会事務局	—
金井就業改善センター	世界遺産推進課	100m
両津支所	学校教育課、社会教育課	9.0km
佐和田行政サービスセンター	議会事務局（佐渡市議会）	4.5km
真野行政サービスセンター	上下水道課、情報センター室（地域振興課）	5.6km

### イ 施設の狭あい化

本庁舎及び第2庁舎については、非常に手狭な状況にあり、市民の窓口待合スペースが十分でない状況にあるほか、通路にロッカーや書類等が置かれているため、通行の妨げとなっている。

また、会議室が慢性的に不足しており、会議日程の調整などに苦慮している。

執務スペースは飽和状態となっており、書類棚なども満足に設置できない状況にあり、事務効率の低下を招いている。

#### ウ バリアフリー対応

公共施設には、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー化（※）が必要不可欠であることから、障がい者用トイレや階段手摺りの設置など簡易な部分改善は行っているものの、エレベーターなどの垂直昇降機が設置されておらず、抜本的な対応が必要となっている。

#### エ 空調設備等の建築設備の老朽化

空調設備をはじめとする、電気・給排水設備などの老朽化が進んでおり、設備の補修や更新を含めた庁舎の維持管理経費が年々増加する傾向となっている。

### (3) 新庁舎整備の必要性

本庁機能の分散化による市民の利便性低下の改善や、市政の拠点施設として本庁機能を集中した経済的な本庁舎建設が必要である。

また、建設の方法についてのアンケート調査結果は、「新設」案が「増設」案を上回ったものの、長期的に健全な行政運営や市民負担の軽減の観点から、現庁舎を活用しながらその周辺に新庁舎を増設する。なお、新庁舎の規模は、将来の行政規模を見据え、現庁舎の耐用年数経過後には新庁舎のみで本庁の行政事務が遂行できる規模とする。

#### ア 新庁舎整備の基本方針

##### (ア) 安心で安全、かつ市民の暮らしを支えるための庁舎

災害などの有事の際は、拠点施設として役割を十分に果たせる庁舎とする。そのためには、高い耐震性能などの構造的に強化を図り、復旧・復興の拠点施設としても機能を十分に発揮できる設備を備えた施設とする。

##### (イ) 市民に開かれた利便性の高い庁舎

ユニバーサルデザイン（※）の理念を十分に取り入れ、高齢者や子ども連れ、身体の不自由な人など訪れる全ての人々が親しみをもてる庁舎とする。

また、気軽に相談できるスペースを確保するとともに、不特定多数の来庁者がある窓口業務を低層階に集約し、市民に分かりやすく便利な公共サービスの拠点施設とする。

(ウ) 簡素で環境にやさしい庁舎

エコアイランド佐渡（※）を推進するため、太陽光などの自然エネルギーの活用、自然通風、外断熱工法（※）などのエネルギー省力化を積極的に取り入れ、環境にやさしいグリーン庁舎（※）とする。

また、華美な要素は一切排除し、行政庁舎としての機能性、効率性を重視し、無駄を省いたコンパクトで長寿命型の施設とする。

(エ) 現在の本庁舎及び敷地を活用した庁舎

新たに建設する庁舎は、昭和60年7月に建築された現在の本庁舎（鉄筋コンクリート造3階建 延面積 2,976 m<sup>2</sup>）や周辺施設を活用し、かつ相互の連携、機能的バランスのとれたものとする。

また、公共交通機関の利便性を強化し、利用者の利便性の向上と安全性の確保を図る。

イ 新庁舎に必要な機能

(ア) 案内・窓口機能

来庁者が円滑で適切な公共サービスを受けられるように案内機能や、利用が多い窓口は低層階に配置するとともに、ワンストップサービス型の導入など窓口機能を充実させる。

また、相談業務や窓口業務に応じて、来庁者のプライバシーに配慮した相談スペースを確保する。

(イ) 市民機能

市民への情報提供や情報共有の場となる情報コーナーや、市民が気楽に立ち寄り、意見交換や打合せができる交流スペースを設置する。

また、子ども連れの来庁者が安心して用事を足せるよう、子どもたちの遊び場スペースを設置する。

(ウ) 防災拠点機能

災害時に対策本部として機動的に対応できるよう、通信機器や非常用電源装置などの設備を充実させたスペースや災害時備蓄物資の倉庫も十分に確保する。

(エ) 議会機能

議会機能の独立性を確保しながら、議員が活発な議論や政策研究が行えるよう、諸室の充実と市民全体の自治を象徴する場にふさわしい、身近で親しみや

すく、開かれた議場を計画する。

(オ) 事務機能

事務スペースは、時代の変化や機能の変化に迅速に対応でき、業務を効率的に行えるよう、原則として仕切りのないオープンフロアとするが、機密情報やプライバシー保護などのセキュリティには十分配慮する。

また、会議室など打合せスペースは、同フロアで共有できるようにし、無駄なスペースを設けない。

(カ) 施設管理機能

個人情報や行政情報を適切に管理するため、夜間・休日などに対応したセキュリティ機能を導入し、照明や空調設備などは徹底した省資源・省エネルギー化に努める。

(キ) 駐車場機能

公共交通利活用のための計画とあわせて、自家用車での来庁者のための駐車場を庁舎入り口に近い位置に確保するとともに、来庁者の安全を考慮した、分かりやすい動線計画に配慮する。

ウ 借地の解消

平成 23 年度に一部用地買収を行ったが、現在の本庁舎などの敷地については、職員駐車場も含め 4 割強が借地となっている。

新庁舎の建設に直接的に関わる敷地は早急に、そのほか駐車場などについては計画的な借地解消に努める。

### 3 支所・行政サービスセンターの整備

#### (1) 支所・行政サービスセンターに求められる機能及び整備の基本的な考え方

支所・行政サービスセンターは、地域力の向上、地域の活性化・発展の拠点であり、その機能を強化・拡充し、地域の実情に即したきめ細やかな行政サービスを行う必要がある。

また、過疎化や少子高齢化が進む中で市民サービスの向上を図るため、コンパクトで複合的な庁舎として以下のとおり整備する。

- ① 老朽化が著しく、建築物の耐用年数がほぼ経過し、耐震性能に大きな不安が想定される庁舎については、行政機能を近隣の公共施設に移転・集約する。このことにより、施設の効率的かつ効果的な管理体制を構築し、市民サービスの向上を図る。
- ② 耐震性能を有する庁舎又は耐震改修を計画しうる庁舎については、他の公共・公益的機関を積極的に受け入れ、複合施設として存続を検討する。
- ③ 借地については、将来の経済性を勘案し、計画的にその解消を図る。

#### (2) 各庁舎の現状と今後のあり方

##### ア 両津支所

---

##### (ア) 施設の概要

建築年月	昭和 35 年 11 月	耐震化の状況	耐震診断未実施
敷地面積	5,945.38 m <sup>2</sup>	借地の状況（借地率）	無し
延面積	2,608.79 m <sup>2</sup>	H25 現在の職員数	40 人
建物の構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	将来計画に基づく職員数	40 人程度

##### (イ) 施設に関わる現状と課題

昭和 35 年に建築され、53 年が経過していることから老朽化が著しく、耐震補強には多額の費用だけでなく困難な工事が予想される。

庁舎には、支所機能のほか教育委員会事務局や佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎がある。

(ウ) 整備等の方向性

施設の経過年数から耐震性はかなり低く、仮に耐震補強を施しても耐用年数が大幅に延びるとは考えられない。したがって、耐震診断は行わず隣接する佐渡島開発総合センターを大規模改修し、支所機能と他の公的機関が併存する複合施設とする。

教育委員会事務局は、行政機能の利便性や効率性の観点から、本庁舎が建設され次第移転する。

既存庁舎は解体撤去し、跡地は有効利用する。

イ 相川支所

---

(ア) 新庁舎の概要

敷地面積	19,611.00 m <sup>2</sup>	借地の状況（借地率）	無し
延面積	3,723.61 m <sup>2</sup>	H25 現在の職員数	29人
建物の構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 3階建	将来計画に基づく 職員数	29人程度

(イ) 施設に関わる現状と課題

平成25年度から平成26年度において、新築移転し、業務を開始する予定である。

(ウ) 整備等の方向性

既存庁舎は解体撤去し、跡地は、有効利用する。

ウ 羽茂支所

---

(ア) 施設の概要

建築年月	昭和53年8月	耐震化の状況	耐震診断未実施
敷地面積	5,807.51 m <sup>2</sup>	借地の状況（借地率）	5,807.51 m <sup>2</sup> (100%)
延面積	2,016.00 m <sup>2</sup>	H25 現在の職員数	27人
建物の構造	鉄筋コンクリート造3階建	将来計画に基づく 職員数	27人程度

(イ) 施設に関わる現状と課題

昭和53年に建築され、35年が経過し老朽化が目立ち始めているが、平成21年度には屋

上の防水工事、平成 24 年度は水道設備の改修、平成 25 年度は全館空調設備の入替えなどの大規模な施設改修を行っている。

建築年度から判断すると、耐震診断が必要な建築物である。敷地は、全て借地となっている。社会福祉協議会羽茂支所及びシルバー人材センターがある。

(ウ) 整備等の方向性

近隣の羽茂農村環境改善センターは、構造的にほぼ同条件であるが、支所機能を移転するには十分な面積が確保できない。

現施設の耐震診断を実施し、結果により補強及び改修工事を施し、支所機能と他の公的機関が併存する複合施設として現施設を存続する。

なお、敷地全てが借地であることから、早期の借地解消に努める。

エ 佐和田行政サービスセンター

(ア) 施設の概要

建築年月	昭和 57 年 7 月	耐震化の状況	耐震診断未実施
敷地面積	18,243.00 m <sup>2</sup>	借地の状況（借地率）	無し
延面積	3,610.92 m <sup>2</sup>	H25 現在の職員数	15 人
建物の構造	鉄筋コンクリート造 4 階建	将来計画に基づく職員数	15 人程度

(イ) 施設に関わる現状と課題

昭和 57 年に建築されたものであり、耐震診断を要する。空調設備が著しく老朽化しており、大規模改修が必要である。議会事務局及び社会福祉協議会佐和田支所などの団体がある。

(ウ) 整備等の方向性

耐震診断を実施し、結果により補強及び改修工事を施し、出張所機能と他の公的機関が併存する複合施設として現施設を存続する。

議会事務局が本庁舎へ移転された後の有効利用の検討が必要である。

## オ 新穂行政サービスセンター

### (ア) 施設の概要

建築年月	昭和42年8月	耐震化の状況	耐震診断未実施
敷地面積	5,061.55 m <sup>2</sup>	借地の状況（借地率）	無し
延面積	1,415.98 m <sup>2</sup>	H25現在の職員数	7人
建物の構造	鉄筋コンクリート造3階建	将来計画に基づく職員数	7人程度

### (イ) 施設に関わる現状と課題

昭和42年に建築されたものであり、46年が経過している。

ほぼ耐用年数を迎えた施設であり、耐震性はかなり低く、改修には多額の費用だけでなく困難な工事が予想される。

効率的な行政運営を目指し、平成21年度に東教育事務所新穂地区教育係を配置した。

庁舎には、教育事務所のほかに社会福祉協議会新穂支所などの団体があり、2階に情報通信機器（ヘッドエンド）がある。

### (ウ) 整備等の方向性

耐震診断を実施し、結果により出張所機能は、近隣のトキのむら元気館へ移転する。

既存庁舎は、1階を庁用品保管庫とし、2階は情報通信用機器の格納庫及び庁用品保管庫として当分の間活用し、通信機器更新時※に解体撤去する。

※通信機器移転に要する概算経費 約4,000万円

## カ 畑野行政サービスセンター

### (ア) 施設の概要

建築年月	昭和49年8月	耐震化の状況	耐震診断未実施
敷地面積	7,094.90 m <sup>2</sup>	借地の状況（借地率）	4,355.95 m <sup>2</sup> (61.4%)
延面積	2,712.00 m <sup>2</sup>	H25現在の職員数	7人
建物の構造	鉄筋コンクリート造4階建	将来計画に基づく職員数	7人程度



(イ) 施設に関わる現状と課題

昭和 49 年に建築されたものであり、耐震診断を要する。平成 25 年度中に空調設備の改修を行う。

庁舎には、北陸農政局佐渡農業水利事業所、社会福祉協議会本所などがある。敷地の 6 割が借地となっている。

(ウ) 整備等の方向性

耐震診断を実施し、結果により補強及び改修工事を施し、出張所機能と他の公的機関が併存する複合施設として現施設を存続する。

佐渡農業水利事業所が平成 25 年度をもって閉鎖予定であることから、閉鎖後の空きスペースの有効利用の検討が必要である。

職員駐車場は必要最低限とし、早期の借地解消に努める。

キ 真野行政サービスセンター

(ア) 施設の概要

建築年月	昭和 58 年 7 月	耐震化の状況	耐震構造
敷地面積	12,576.09 m <sup>2</sup>	借地の状況（借地率）	3,275.55 m <sup>2</sup> (26.1%)
延面積	2,778.81 m <sup>2</sup>	H25 現在の職員数	9 人
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建	将来計画に基づく 職員数	9 人程度

(イ) 施設に関わる現状と課題

昭和 58 年に建築されたものであり、耐震診断を要しない。

庁舎内には、上下水道課、地域振興課情報センター室及びシルバー人材センターがある。

敷地については、3 割弱が借地となっている。

(ウ) 整備等の方向性

これまでどおり、出張所機能と他の公的機関が併存する複合施設として現施設を存続する。

上下水道課が本庁舎へ移転された後の空きスペースの有効利用の検討が必要である。

なお、借地については、早期の解消に努める。

## ク 小木行政サービスセンター

### (ア) 施設の概要

建築年月	昭和48年7月	耐震化の状況	耐震診断未実施
敷地面積	1,670.00 m <sup>2</sup>	借地の状況（借地率）	無し
延面積	1,020.00 m <sup>2</sup>	H25現在の職員数	7人
建物の構造	鉄筋コンクリート造3階建	将来計画に基づく職員数	7人程度

### (イ) 施設に関わる現状と課題

昭和48年に建築され、40年が経過していることから老朽化が著しく、耐震補強にも多額の費用だけでなく困難な工事が予想される。

庁舎には、出張所機能のほかシルバー人材センターがある。

### (ウ) 整備等の方向性

出張所機能は、近隣の小木多目的集会施設「あゆす会館」へ移転し、既存庁舎は解体撤去する。跡地は、有効利用する。

## ケ 赤泊行政サービスセンター（赤泊総合文化会館）

### (ア) 施設の概要

建築年月	平成元年8月	耐震化の状況	耐震構造
敷地面積	2,000.00 m <sup>2</sup>	借地の状況（借地率）	無し
延面積	3,260.00 m <sup>2</sup>	H25現在の職員数	7人
建物の構造	鉄筋コンクリート造4階建	将来計画に基づく職員数	7人程度

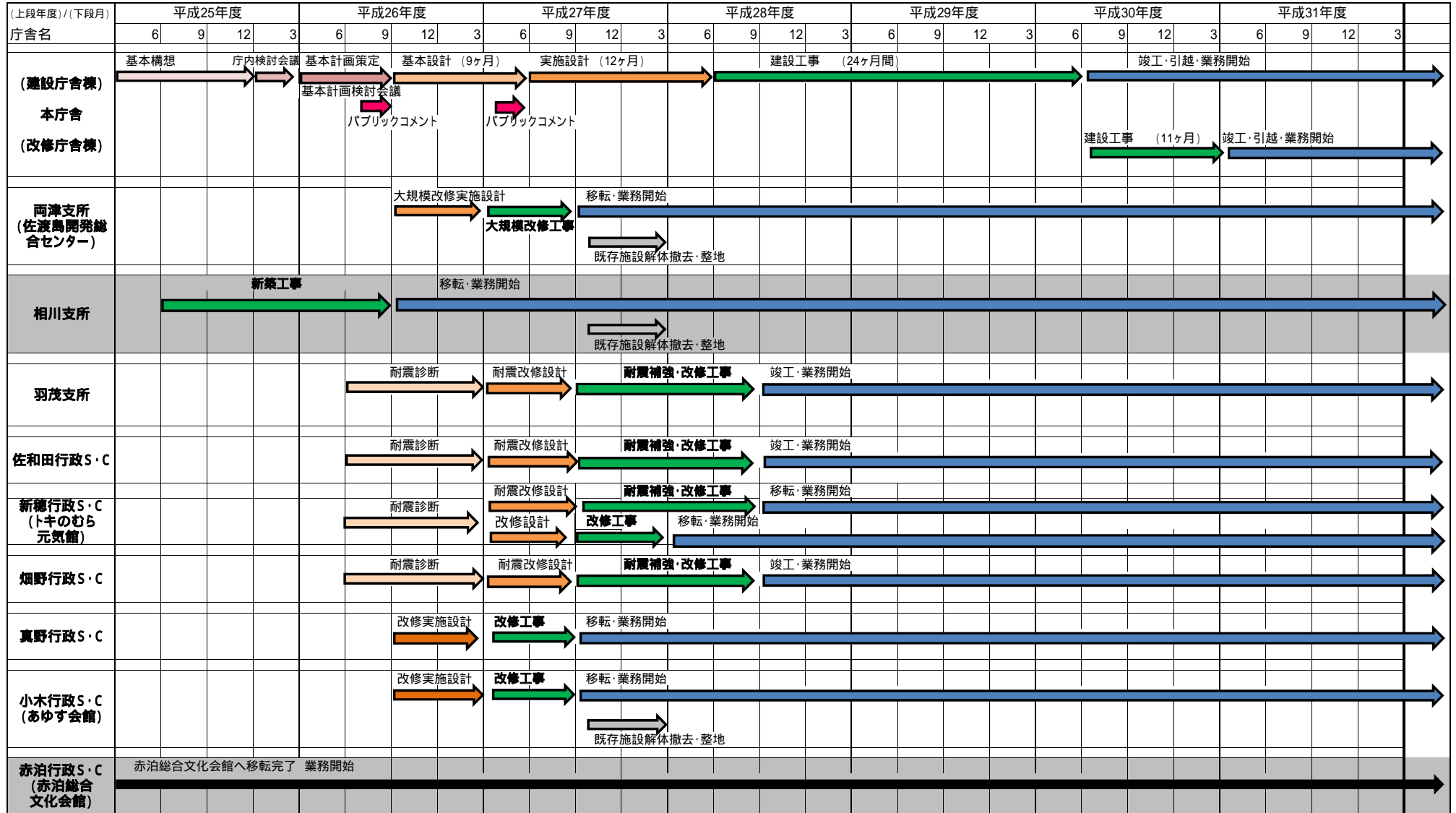
### (イ) 施設に関わる現状と課題

効率的な行政運営を目指し、平成22年度に近隣の社会教育施設である赤泊総合文化会館に出張所機能を移転し、複合施設として運営している。

### (ウ) 整備等の方向性

現状のとおり、複合施設として存続する。

### (3) 整備計画工程表



## 新庁舎建設等基本構想の用語解説

<p>国の三位一体改革</p>	<p>平成 16 年度から平成 18 年度にかけて、政府の構造改革の大方針の一つである「地方にできることは地方に」という理念の下、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付金の見直しの3つを一体として行った改革。</p>
<p>本庁舎検討委員会（民間）</p>	<p>平成 16 年度に旧市町村から市民を 1 人ずつ選出し、合計 10 人で組織された民間による委員会。3 回の委員会が開催された。</p>
<p>本庁舎周辺整備検討委員会</p>	<p>佐渡市プロジェクトチーム設置規程に基づき、本庁舎周辺整備の総合調整を検討するために設置した庁内委員会。設置期間は平成 18 年 6 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで。</p>
<p>市有財産検討委員会</p>	<p>佐渡市市有財産検討委員会設置要綱に基づき、市有財産の処分及び活用に関し、適正かつ円滑な事務処理を図るために置かれた庁内委員会。</p>
<p>バリアフリー化</p>	<p>障がい者や高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態を指す用語。</p>
<p>ユニバーサルデザイン</p>	<p>老若男女といった差異、障害・能力の有無にかかわらず、誰もが無理なく利用できる商品やサービス、また、家や街などの設計。</p>
<p>エコアイランド佐渡</p>	<p>「人とトキが共に生きる島づくり」を理念とし、豊かな自然の保護や生物多様性の保全、環境への負荷の少ない循環型社会を基調とした島の実現に向けた取組。</p>

外断熱工法	コンクリート構造物など熱容量の大きい建物の外側に断熱層を設け、建物を外気から断熱して、建物の蓄熱を逃がさないようにする工法。
グリーン庁舎	計画から建設、運用、解体に至るライフサイクル全体を通じて、環境負荷の低減に配慮した官庁施設。

## 第5章 成長力強化戦略

本市の産業等の構造は、市内総生産に占める公共事業や政府サービスの割合が県内の他の地域に比較して高いこと、さらに、平成31年は平成25年と比較して人口が5千人以上減少すると推計(平成25年3月27日 国立社会保障・人口問題研究所公表)されており、税収減や地域内購買力の低下などが懸念される。あわせて、今後の地方交付税の減少による市の歳出規模の縮小は地域経済に大きな影響を及ぼすと考えられる。

人口減少対策を始め人材育成・確保対策、高齢者・障がい者対策及び防災対策は、本市が早急に取り組まなければならない重要な課題である。

第一に人口減少を最小限に食い止めること及び人口減少による地域内購買力の低下をカバーするため、島外からのU・I・Oターン者の定住環境整備の充実を図り、「佐渡の豊かな自然の恵みを活かした付加価値の高い産業おこし」と、「佐渡の魅力を活かした観光等交流人口の拡大によるにぎわいの島づくり」を進める。

まず産業おこしについては、農林水産物を中心とした産学官連携による6次産業化や企業の第二創業化を推進し、付加価値の高い産業化により、平成22年度は1,912億円である市内総生産を平成19年度まで維持していた2,000億円以上を目指す。

また、観光等交流人口の拡大については、リピート率の向上を目標に、佐渡にある歴史・文化・芸能等に加えて、金銀山、ジオパーク、GIAHSの世界的3資産を活用した滞在交流型観光を充実し、観光入込数70万人を目指す。

これらを達成するためには、地域における自主的な活動となる「芽出し」の支援と関係団体の需要開拓となる「橋渡し」を一体的に進める。

第二に、佐渡の活性化をリードする人材が必要であるため、U・I・Oターン者等、島外からの積極的導入を目指した定住環境整備対策の充実による人材の確保と、小・中・高校生の郷土愛醸成と職業観の育成のための「キャリア教育」、企業での人材教育、高齢者・女性の働き方の仕組みづくり等を通じた人材育成を進める。また、島外からのU・I・Oターンを促進し、人口減少対策と併せて、積極的な人材確保を図る。

第三に、地域住民が一体となった「支えあい」を基本とした高齢者や障がい者対策の充実を図り、安心して働き、暮らせる地域づくりを進める。特に、高齢者の生きがい対策や子どもの発達支援・若者支援対策のため、社会福祉や高齢福祉分野だけでなく、産業と教育分野との連携を進める。

第四に、市民の安全・安心の確保のため、緊急時の情報連絡等の体制整備、離島であるがゆえの迅速なハード・ソフト両面での避難対応の構築等、災害に強い島づくりを進める。

これらを基本として、産業の振興、観光等交流人口の拡大、交通インフラの整備、安全・安心な地域づくり、佐渡活性化のための人材の育成・確保を重点においた成長力強化戦略を定めるものとする。

## 1 産業の振興

離島である佐渡は、大企業の誘致による雇用の拡大や規模拡大によるスケールメリットの追求が困難であることから、産業間の連携により各産業の生産波及力を高め合う「総合産業化」が必要である。その中で、地産地消による経済波及力を高めることと地域資源を活かし6次産業化等での付加価値の高い商品の生産を進める必要がある。

また、人口減少等による生産労働力の低下については、女性・高齢者の力でカバーする生産体制の整備、さらに経営の安定のための販売網の構築等を総合的に進める必要がある。

あわせて、産業間や企業間の連携を促進することによって雇用の場を創出する必要がある。

### (1) 農林水産業の振興

農林水産業は、朱鷺と暮らす郷づくり認証米や GIAHS 認定などにより国内外で評価を得ているものの、生産性が低く担い手が減少していることや、離島の特性から小規模多品目経営が多く、ロットを中心とした従来の市場流通だけでの対応は困難である。

佐渡の強みである豊かな自然と環境を高付加価値化の材料として位置付け、それを武器とした生産と販売を両輪に生物多様性販売戦略を進める。

また、高齢者等の働く仕組みづくりを取り入れ、「なりわい」の拡大による産地化を進める。

### ア 持続的な経営の展開

農業は、本市の基幹産業として重要な位置付けにあり、その担い手の確保のためには、経営の安定化を目指すことが喫緊の課題である。このため、米の「佐渡版所得補償制度」の継続による所得の確保と、地域農業システム作りによる担い手の明確化、地域ビジョンの作成など、将来の営農体制の見える化から再生産可能な経営体の育成を図ることとする。

米以外の農林水産物においても、顔の見える販売体制や地域の特性を活かした生産と販売を両輪として振興する販売戦略を作物に合わせて構築するとともに、多様な販売網を確保した経営安定を進めることとする。

水産業については、将来の持続可能な漁業環境に向けた魚場造成や栽培漁業の推進など、資源管理回復と製氷施設や流動氷の積極的な活用による鮮度管理を重視した佐渡産水産物のブランド力の強化と提供体制の充実を図ることとする。また、販売力を強化するため、生産・流通・販売が連携した取組を推進するとともに、首都圏における産地直送の仕組みの構築を目指し、漁業所得の向上と産地間競争に負けない産地づくりを図ることとする。

林業については、地域でまとまった森林施業と森林作業道整備、施業集約化を進める

ことに加え、高性能機械の導入を促進し、佐渡産材の低コスト化などにより販売促進を図ることとする。また、森林資源は環境負荷の少ない再生産可能な優れた資源であるため、木材や竹材、もみ殻等を活用した燃料化や培土化を推進し、循環型社会を支える新たな産業の育成を図ることとする。

#### イ 組織化と法人・団体等の参入促進

農林水産業従事者の高齢化等により、経営の持続が困難となっていることから、地域農業システム作りに取り組み、地域に合った組織化、協業化、法人化を進め、営農や農地保全が安定的に継続できる個人経営を含めた多様な経営体の育成を図ることとする。

農林水産業への法人・団体等の参入を促進するとともに、特に本市の主要産業である建設業が、その保有する人材、機材やノウハウ等を活用して異業種参入し、各産業間の連携を図る第二創業化の促進をすることとする。

#### ウ 多様な担い手の確保

産業活性化に不可欠な若い担い手を確保するため、若者が島に定住、あるいは将来島に戻ってくる人材育成の仕組みを構築することとする。

また、近年、田舎暮らしを希望する若者や退職者世代等が増えていることから、これらのU・Iターン者を多様な担い手として位置付け、農業の里親制度や新規就農者の受入態勢の整備を図るとともに、地域農業システム作りと連携する青年就農給付金等を活用した支援体制により、積極的な担い手の育成を図ることとする。

さらに、地域おこし協力隊など佐渡に関心のある都市住民の移住の促進による人材確保を図るため、農業を活かした都市との交流や地域の情報発信等を積極的に行い、地域活性化につながる仕組みづくりを進めることとする。

### (2) 生物多様性を基本とした販売戦略

産業振興は、生産面と販売面を両輪として捉えていくことが必要であるため、担い手の確保等の生産力強化とあわせ、出口の販売力強化が重要である。

それには、トキやGIAHS認定、棚田ブランド等を最大限に活かしながら、一物一価ではなく「一物数価」に対応した多チャンネルの販売網整備や地産地消による販路拡大に取り組むこととする。

#### ア 外貨獲得のための島外販売と島内供給体制の整備

販売戦略にとって重要なことは、「外貨獲得」のため島外への販売をしっかりと行うことである。そのため、他の自治体、企業、大学等と連携しながら、多様な販売網の構築を進めることとする。



また、首都圏や京阪神圏における姉妹都市交流や観光交流イベント等、あらゆる機会を通じて佐渡に関心のある購買層を掘り起こし、消費者との結び付きを強める「顧客の常連化」を図るとともに、小ロット生産のプラットホーム化等により島内の供給体制を整備・強化することとする。

さらに、高度成長期の大量消費・大量販売により個性の強い商品が淘汰されてきた時代から独自性を売り出す時代に移行していることから、佐渡の農産品や加工品等が持つ独自性と本物の価値を国内販売のみならず海外に輸出することで、ブランド化による所得の拡大を図ることとする。

## イ 地産地消（地産地商）による島内消費の拡大

景気の動向等により変動するおそれがある市場販売を下支えするためには、島内消費を拡大することが必要である。そのため、生産者、消費者及び事業者が地産地消の意味を理解して、地元でとれた物（作った物）を地元で消費（販売）する地産地消（地産地商）を推進することが重要である。

### （ア） 市民が佐渡の物を消費する仕組みづくり

家庭、学校、地域において、地場産品の良さを知り、「佐渡の物を買おう」という意識啓発を行うとともに、6次産業化の推進による地産地消への理解を深めることとする。

特に市内の飲食店や小売店、保育園、学校、福祉施設での地場産品の活用や市民が消費しやすい環境づくりを促進することとする。

### （イ） 観光客等に佐渡の物を提供する仕組みづくり

市民の消費拡大を図る一方で、観光等により佐渡に来られる方々に、農林水産物などの佐渡産品をホテル等の食事や土産物に活用する取組を進めることとする。

## ウ 販売ブランド力の構築

販売を支えるためには、ブランド力の構築が不可欠である。そのため、朱鷺と暮らす郷づくり認証米のように、寒ブリや椎茸等、米以外の農林水産物においても生きものが共生する環境づくりへの取組を、販売ブランド力の向上につなげることが重要である。

### （ア） 生物多様性佐渡戦略の推進

多様な生きものつながりがもたらす恵みの中で人間は生きているという生物多様性が世界でも注目されており、本市は、里山、里海の整備やレジ袋ゼロ

運動等、トキの野生復帰に向けた環境への取組が、「エコアイランド佐渡」として、循環型社会のイメージ向上につながっている。

そこで、トキをはじめとする生きものが共生する環境づくりに向けた様々な取組を販売ブランド力の向上につなげるため、GIAHSにより証明された国際的な価値や大学等と連携した学術的な証明を付加価値として、佐渡の農林水産物等の販売につながる仕組みづくりを行うこととする。

#### (イ) 更なる環境イメージアップ

エコアイランド推進のための環境施策として、太陽光等の自然エネルギーの活用、電気自動車等低公害車の普及促進、天然杉の保存と活用等の環境関連事業は、生物多様性佐渡戦略の一環として取り組むこととする。

また、地域資源を活用した環境と経済の好循環を図り、本市の環境への取組をアピールし、大学や企業との交流を通して島外資本の活用とイメージアップを図ることとする。

#### (3) 産業間連携と雇用の確保

本市では多くの原材料や製品を島外からの移入に依存しており、市内の産業間取引が十分に形成されていないのが現状である。このため、生産・加工・流通・販売に係るあらゆる産業を連携させる仕組みづくりを進める。

また、雇用対策においては、人材の資質向上や能力開発、資格取得に対する考え方を、求人者（企業）から情報を得ながら求職者（就労希望者）とマッチする体制づくりに取り組むこととする。

#### ア 生産から販売までを連携させる産業構造改革

産業間の生産波及力を高め、佐渡全体の所得向上を図るため、6次産業化、農商工連携、企業連携、第二創業化など、加工・流通・販売の一貫した体制を整備するとともに、商品開発や販売促進のため企業・公的・産学連携を進めることとする。

#### イ 雇用の確保

求人と求職における業種や条件によるミスマッチが生じているが、これは地域産業に対する認識が不足していることが大きな原因であるため、キャリア教育による小中学生の職場体験や、インターンシップ等を通じた地域産業の学習機会の充実を図ることとする。

また、学校・家庭・地域の連携・協働体制づくりを進め、市内での就業意識の醸成を図るとともに、専門知識の習得や資格取得を促進することとする。

## ウ 若年の雇用促進

市内事業所の優秀な人材の確保及び定住促進を図るため、若者のU・Iターンによる就業を支援するための取組を進めることとする。

また、福祉、教育分野との協力のもとハローワークや地域若者サポートステーションと連携し、若年無業者等に対する職業的自立支援の取組を促進することとする。

## 2 観光等交流人口の拡大

長引く景気の低迷などにより、佐渡観光における入込数は、平成3年をピークに年々減少し、近年ではピーク時の半分以下の53万人程度で推移している。

佐渡は、トキや世界的3資産を有する島であり、また、食・文化・芸能・自然等他に類を見ないほど豊富な観光資源を有しているオンリーワンの島であるにもかかわらず、これらのオリジナリティを最大限に発揮した取組ができていないのが現状である。

観光等交流人口の拡大は、人口減少の歯止めと地域内購買力低下をカバーする効果があることから、島民一丸となった観光誘致が必要である。

### (1) 観光の振興

他に類を見ないほど豊富な資源を有しているオンリーワンの島であること、また、北陸新幹線の開通により上越新幹線との周遊の要としての佐渡が位置付けられることなど、佐渡にとって絶好の機会といえることから、観光振興の方向性を認識するとともに、観光地「佐渡」の戦略的なイメージづくりやブランドの確立と効果的な情報発信が必要不可欠である。

そもそも観光は、観光関連業者だけでなく地域全体の産業に及ぶものであり、強みである第1次産業との連携を通して地域でお金が循環する仕組みを作り、地域全体が当事者であることを理解しあうことが重要である。

また、佐渡観光の大きな課題はリピート率の低さである。この要因として、島民全体のウェルカム精神の低さや着地型観光、滞在・交流型観光への対応の遅れ、案内板の不足等が指摘されておりこの対応が急務である。

## ア 多様化する顧客ニーズへの対応

### (ア) 顧客ニーズ別戦略

常に変化する顧客ニーズをしっかりと分析し、ニーズに合ったシーズ(資源)のマッチングを図るとともに観光戦略をアクティブに構築する。そして本物の

アクティビティ群の開発と発信を行うことで、「本物の価値ある旅」を提供することにより、リピート率の向上や宿泊日数の増加を図ることとする。

(イ) 「おもてなし」の向上

リピート率の向上や宿泊日数の増加のためには、顧客ニーズ別の戦略とともに、観光客に佐渡を選んでもらう「おもてなし」の向上が必要である。何よりも島民が一丸となっておもてなしの心で迎える意識啓発と、観光サービス業関係者が中心となって意識改革を図ることとする。

旅行の満足度を向上させるため、地域の専門ガイドやボランティアガイドを養成し、本物の価値を島民が伝えることにより、人と人の結びつきを生み、リピーターにつなげるとともに、多様な顧客ニーズに対応する仕組みづくりを進めることとする。

イ 観光資源の整理と活用

(ア) 観光資源の発掘・整理・活用

佐渡は豊富な観光資源を有しているにもかかわらず、迎え入れる島民が「その魅力に気が付いていないこと」や「体験メニューが体系的に整理されていないこと」など、観光地としての魅力向上に十分活かしきれていない。そのため、観光資源の発掘・整理を行った上で、それぞれを点で終わらせるのではなく、環境や歴史・文化などにより物語性を付加し、点から線、線から面的に連携させ活用を図る必要がある。市と関係団体は連携して組織体制等を強化し、世界的3資産を始めとする取組とニューツーリズムとの融合を推進することにより新たな観光資源の発掘と活用を図ることとする。

(イ) 観光施設等の整備

観光施設等の利用者の満足度を向上させるため、公共の観光施設等の整備を行うとともに、通信環境の改善等を目的とした民間施設の整備を促進することとする。

あわせて、きめ細やかな観光情報の案内機能の充実や、観光客の利便性と快適性の向上に必要な施設の充実を図ることとする。

ウ 誘客対策

トキや金銀山によって佐渡の知名度は高まっているが、それ以外の資源等についてはあまり知られていないのが現状である。世界的3資産や伝統芸能、伝統料理などのオンリーワンの魅力を効果的に発信するシティープロモーションを行うとともに、佐渡の魅

力を案内できる人材を育成し、佐渡旅行へのきっかけ作りを促し、各関係団体等と連携し積極的に島外での宣伝活動を行うこととする。

## エ 観光と他の産業との連携

リピーターや宿泊数の増加により、観光客の市内支出総額や観光消費の生産波及効果を高めるとともに、他地域では需要の高い産物を事業者間で取引することで、地域オリジナルを求める消費者ニーズに応えると同時に、産業間連携の仕組みづくりを市が中心となって行うこととする。

## (2) 交流人口の拡大

交流人口の拡大に向けては、交流の相手や目的を明確にし、その受入体制を整備することとする。また、交流を定住につなげる取組を図ることとする。

## ア ターゲットの明確化

### (ア) 大学、姉妹都市、ツーリズム等

大学、姉妹都市、GIAHS 関係都市との交流には、滞在交流型、体験交流型などのニューツーリズム等多様な交流形態がある。

「光を観る」と言われた旅行形態から「別の地域で体験・交流・学習」などに変化している時代のニーズをしっかりと捉え、ターゲットを明確にした交流を推進し、市の活性化につなげることとする。

特に、大学生等については授業の一環とした仕組みを構築することとする。

### (イ) 国際交流

アース・セレブレーションなどの国際交流イベントや、ホームステイなどの身近な交流をきっかけに外国人観光客を増やすことが必要である。そのため、欧米や東アジアを中心とした外国への情報発信や受入体制の整備を進めるとともに、世界的3資産を活用した海外の観光客の増加や登録地域との交流の拡大を図ることとする。

## イ 受入施設の整備

学生のフィールドワーク（現地学習などの長期滞在）や各種スポーツ団体などの合宿誘致を推進するとともに、滞在形態に合わせた受入施設の整備を、市が所有する遊休施設の再活用により図ることとする。

## ウ 定住の促進

### (ア) 交流から定住への展開

潜在的な移住希望者を定住につなげていくことが重要である。そのため、佐渡での就業や医療・福祉・子育て環境等の暮らしの情報、移住に関する支援策の情報を発信し、観光等の交流から、短期滞在や二地域居住(Ｏターン)等をとおして、定住へとつなげる仕組みづくりを行うこととする。

#### (イ) 定住環境の整備

定住希望者にとっては、就業の場と住居の確保が重要となる。そのため、農林水産業や観光の振興における産業間連携による幅広い就業機会の創出を図るとともに、空き家や既存市有施設の活用等、定住希望者のニーズに合った住居の提供を図ることとする。

一方で、介護・看護職等では人材が不足している状況にあり、人材ニーズをしっかりと把握し、定住希望者との求人・求職のマッチングを図ることとする。

### 3 交通インフラの整備

市民の安全・安心、産業振興及び観光客をはじめとする交流人口の拡大を推進するためには、交通インフラ整備は重要であり、成長力強化の基盤となるものである。

#### (1) 航空路の整備

本市は、本土との交通手段のほとんどを航路に頼っている現状にあるが、長い移動時間、冬季欠航による孤立等のハンディは、医師確保や企業進出、交流人口の拡大等に大きく影響し、島外者が佐渡を体験する機会を阻害する原因にもなっている。他方、国内における高速交通網は整備が進められ、本市以外の離島は着実に空港整備が行われてきた。

現在、新潟空港と佐渡空港とを結ぶ空路はあるが、就航率・搭乗率が伸びず交流人口の増加等に寄与しているとは言い難い状況であり、安定した運行及び更なる利用促進を図る必要がある。

市内には世界的3資産を有することや、トキの野生復帰などにより国際的な注目も高まっていることから、現空港の利用促進とともに国内外の一層の交流を促進するため、ジェット機等による海外チャーター便就航や首都圏等との直行便が可能な2,000メートル滑走路の整備が必要不可欠である。また、災害などの緊急時に人員・物資輸送強化の観点から、自衛隊機を含めより多くの救援機を受け入れるためにも、滑走路延長2,000メートル級の拡張整備を事業化し、首都圏等との直行便を開設するよう、県とともに取り組むこととする。

平成3年に第6次空港整備5か年計画への組み入れが閣議決定されてから数十年経ってもいまだに事業化に至っておらず、喫緊の課題として早急に対処しなければならない。

## (2) 佐渡航路の安定と充実

佐渡航路は、島民のみならず観光客・ビジネス客などの移動手段として重要な交通インフラである。人の往来や物資の輸送手段として課題となっている航路運賃の低廉化を図るとともに、航路の安定運航及び運航体制の充実が不可欠である。

### ア 航路全体の活性化

北陸新幹線と上越新幹線の2つの新幹線を最大限に活用し、佐渡を扇の要とする周遊型広域観光を促進することとする。

佐渡航路を取り巻く環境の変化や高速輸送に対応するため、小木・直江津航路に高速カーフェリーを、両津・新潟航路に新型カーフェリーの導入を促進するなど、国、県、対岸市及び航路事業者と連携して航路の利便性向上に取り組むこととする。

また、赤泊・寺泊航路の赤字縮小を図るため、本土と最短距離にある航路の優位性を高め利用の促進を図ることとする。

### イ 運賃低廉化等による航路の利用促進

観光誘致や交流人口の拡大、中でもリピート率の向上を図るうえで、航路運賃の高さが常に障害となっている。運航事業者の経営努力を促すとともに、離島活性化交付金など国の様々な支援制度を活用して、運賃の低廉化を図ることとする。

また、快適な船旅の提供や社会情勢に見合った取組を進め、交流人口の拡大及び利用者の利便性の向上を図ることとする。

## (3) 島内公共交通体系の整備

地域活性化、観光二次交通の充実及び環境負荷の軽減等のため、抜本的な島内公共交通体系の見直しが必要である。

具体的には、過疎化・高齢化に対応した効率的な路線網への見直しを行うとともに、佐渡総合病院を中心とした利便性の高い公共交通網を構築し、学生や高齢者などの交通弱者が使いやすい生活交通を維持することとする。

また、北陸新幹線開業による周遊型観光を促進するため、利用者のニーズにあった路線の見直しや多様な交通手段の提供など、交通事業者と連携した取組を進めることとする。

## (4) 道路の整備

道路は市民誰もが、安全・安心に暮らせる豊かな地域を実現していく上で必要不可欠

であるほか、地域産業・経済への波及効果をもたらす重要な交通インフラである。市全体を広域的視野に入れ、市民生活に支障をきたしている未改良区間の整備を優先して進め、周辺地域の格差解消を図るとともに、病院や福祉施設、港湾、空港、観光施設等へのアクセスも考慮しながら、魅力ある島づくりなど交流人口の拡大に資する道路整備を県と連携を図りながら進めることとする。

また、既存道路施設の計画的な修繕・更新により道路ネットワークの信頼性を高め、広域防災、緊急医療の観点からも災害に強い道路づくりを県とともに進めることとする。

## 4 安全・安心な地域づくり

高齢化や人口減少等が進行する中、市民が安全・安心に暮らすことのできる地域づくりは、成長力強化の基盤となるものである。

特に防災上の観点では、東日本大震災の教訓から「災害への対応力の強化」が求められている。さらに、水道等のライフラインの整備・更新及び持続、公共施設等の整備及び適正管理などのインフラ整備は必要不可欠である。

### (1) 災害に強い島づくり

災害から命や地域を守るため、地域の組織力の向上と人材育成や体制の整備、減災対策において、ハード・ソフト両面での対策を進める。

#### ア 組織力の向上と人材育成

自主防災組織や事業所などに防災リーダーを養成し、防災訓練等の活動の活発化、地域防災力の強化及び防災意識の高揚を図るとともに、消防団の機動力強化や消防団員が地域に密着した活動ができる環境整備を進めることとする。

市内全域で高度な救急医療行為を迅速かつ的確に行えるよう、救急救命士の養成や救急隊員の資質向上に努めるとともに、市民に対する応急手当の知識・技術の普及啓発を図ることとする。

#### イ 体制整備

東日本大震災の教訓から、「早く知らせること、早く逃げること、早く対応すること」を実現するため、緊急情報伝達システムを核とした迅速かつ確実な情報連絡網を整備し、地域ハザードマップ、避難路整備、防災訓練等による避難態勢の再構築、自主防災組織等の各種団体との連携による対応力の強化を図ることとする。

非常時に市民のライフラインを確保するため、水道・下水道施設等の整備・更新にお



ける耐震化や維持管理体制の充実を図るとともに、離島に必要不可欠な耐震岸壁等の事業化を推進し、災害に強い島づくりを進めることとする。

#### ウ 減災対策

公共施設の耐震改修を最優先とし、民間住宅等の耐震化を促進するとともに、道路等の点検により減災対策に取り組むこととする。

### (2) 医療・福祉・介護体制の整備

過疎化、高齢化が進む本市においては、誰もが平等に医療・福祉・介護サービスを受けられる体制の整備が必要である。とりわけ、介護サービスが重要となっており、そのための人材確保や環境整備が不足しているため、民間活力を活用した多様なサービスの提供に全力をあげて取り組むとともに、希望をもって安心して暮らせる環境・地域づくりを進める。

#### ア 拠点づくりと人材確保

福祉版コンパクトシティ構想により、医療・福祉・介護分野の連携の取れた拠点づくりの推進と、介護保険基盤整備による待機者解消と在宅サービスの充実を図る必要があるため、医療・福祉・介護の現場で喫緊の課題となっている医療や介護の従事者等が住みやすく働きやすい環境を整備することにより、市内外からの医療・介護等の有資格者等の確保に取り組むこととする。

また、平成25年4月にスタートした患者情報を共有する医療連携ネットワークを活用し、市民が迅速な治療を受けられる体制づくりを促進するとともに、市内医療資源の確保に取り組むこととする。

#### イ 民間・地域活力の導入

多様なサービス提供の担い手として民間の持つ柔軟性・効率性を活用するため、NPO団体等の民間事業者の育成支援や、参入しやすい環境の整備を行うこととする。

さらに、支所・行政サービスセンターにおける地域コーディネート機能の強化を図り、自助・共助・公助体制の再認識を行うとともに、教育と福祉及び福祉と雇用の連携を図り、高齢者や障がい者及びその家族等が安心して働き、暮らせる地域づくりを進めることとする。

### (3) 過疎化に対応した地域づくり

過疎化や少子高齢化により、伝統芸能の継承や集落運営が困難になるなど、地域コミュニティの弱体化が進んでいるため、企業・NPO団体・大学等との連携・協働体制の仕組みや、福祉版コンパクトシティ構想の推進による地域自立組織化に向けた連携支援

の仕組みづくりを行い、地域力の向上を図ることとする。

また、地域の特色ある発展を目指すため、支所等が地域の拠点となって住民との協働による地域づくりを推進することとする。

## 5 佐渡活性化のための人材の育成・確保

本市の活性化を図るためには人づくりは極めて重要であり、福祉、文化、産業等のあらゆる分野において、人材の育成・確保が必要である。

学校教育では、学校のみでなく家庭・地域・行政が一体となり「知・徳・体」を育むことを地域の課題として取り上げ、一人ひとりの良さを尊重し、伸ばしていく教育環境の整備・充実を推進する。

また、人口減少が進行する中、減少に伴う問題を地域一丸となって解決する行動力が必要であるため、高齢者と女性の力を活かせる仕組みづくりとそれを活かす取組を進める。

### (1) 次世代を担う人材育成

人材育成については、次世代を担う子どもの教育を推進するとともに、女性の社会参加の環境づくりと子育て支援により、子どもが健やかに育つ環境づくりを進める。

#### ア 次世代の教育

郷土への誇りと夢を合わせもつ豊かな人間性・社会性を備えた人材を育てるためには、学校・家庭・地域による協働体制づくりが必要であるため、市内教育機関における佐渡学や地域産業を学び、郷土愛を醸成するためのキャリア教育を徹底する。

また、キャリア教育を推進するための課題や解決策を協議する体制整備に取り組み、将来的に自立した人材を育成することとする。

#### イ 女性の社会参加の環境づくり

女性の社会参加の進行により、多くの場面で女性が活躍している一方、未婚化、晩婚化による出生率の低下などが人口減少の一因となっている。

このため男女共同参画を推進することにより、結婚や出産を経ても女性が働き続けられる雇用環境の整備や、男性の家庭への参画を推進するなど、女性の仕事と生活の調和を図ることとする。

#### ウ 子育ての支援

子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、多様なニーズへの対応や保護者の就労と

子育ての両立を支援するため、乳幼児期から青年期までのそれぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築が求められている。

このため、保健・医療・福祉・教育が連携し、健やかな妊娠・出産をサポートするとともに、発達支援などの個に応じた適切な支援を行うなど、地域社会全体の子育て機能の向上を図りながら、全ての子どもが健やかに育つ環境づくりを進めることとする。

また、子どもたちが地域で安心して育つための社会教育の充実を図り、地域全体で支える仕組みづくりに取り組むこととする。

あわせて、子育てに係る経済的負担と精神的負担の軽減を図るなどの支援体制を強化することにより、子育てしやすい島づくりに取り組むこととする。

さらに、結婚適齢期の男女の出会いの場を創出し、結婚を奨励することにより少子化対策を図ることとする。

## (2) 地域や産業のための人材の育成・確保

本市の産業や地域の活性化には、産業横断的・客観的な視点を持った人材が不可欠であると同時に、地域産業に精通した人材が不可欠である。

このため、島外の企業や大学との人材交流の促進や、島外企業や先進地域への研修を通じ、あらゆる分野での企画力、指導力のある人材の育成を推進する。あわせて、外部の優秀な人材を導入することにより、地域や産業の活性化を図ることとする。

また、インターンシップや大学生、U・Iターン者等の活用により、専門性の高い技術を有する人材の確保を推進することとともに、地域の産業を盛り上げるため、高齢者と女性の力を活かした働く仕組みを構築し、活動人口の増加を推進することとする。

## 6 佐渡市将来ビジョン成長力強化戦略指標

大項目	中項目	小項目	細項目	指標	現状	H31目標		
1.産業の振興	(1)農林水産業の振興	ア 持続的な経営の展開		主要農産物の販売額	6,294百万円/年	6,400百万円/年		
		イ 組織化と法人・団体等の参入促進		農業生産法人及び生産組織数	35団体(累計)	75団体(累計)		
		ウ 多様な担い手の確保		新規就農者数	14経営体/年	34経営体/年		
	(2)生物多様性を基本とした販売戦略	ア 外貨獲得のための島外販売と島内供給体制の整備		認証米取扱店舗数(米穀店)	252店舗(累計)	380店舗(累計)		
		イ 地産地消(地産地商)による島内消費の促進	(ア)市民が佐渡の物を消費する仕組みづくり	地産地消の市民理解度		90%		
			(イ)観光客等に佐渡の物を提供する仕組みづくり	地産地消プラン取組ホテル軒数	2軒(累計)	佐渡観光旅館連盟加盟数の80%(累計)		
		ウ 販売ブランド力の構築	(ア)生物多様性佐渡戦略の推進	朱鷺認証米取組農家数	684戸(累計)	800戸(累計)		
			(イ)更なる環境イメージアップ	電気自動車及び太陽光エネルギー補助件数	57件/年	80件/年		
	(3)産業間連携と雇用の確保	ア 生産から販売までを連携させる産業構造改革		市内総生産	1,912億円/年	2,000億円/年		
		イ 雇用の確保		有効求人倍率	0.78倍/年	県平均並み		
		ウ 若年の雇用促進		若者U・ターン支援数		80人/年		
	2.観光等交流人口の拡大	(1)観光の振興	ア 多様化する顧客ニーズへの対応	(ア)顧客ニーズ別戦略	佐渡観光旅館連盟加盟旅館延べ宿泊数	364,493泊/年	492,000泊/年	
(イ)「おもてなし」の向上				リピート率	37.8%/年	55%/年		
イ 観光資源の整理と活用			(ア)観光資源の発掘・整理・活用	着地型旅行商品利用者数	1,100人/年	20,000人/年		
			(イ)観光施設等の整備	観光・文化施設満足度	63.6%	67.0%		
ウ 誘客対策				観光入込数	53万人/年	70万人/年		
エ 観光と他の産業との連携				観光客一人当たり平均宿泊日数	1.56泊	1.61泊		
(2)交流人口の拡大		ア ターゲットの明確化	(ア)大学、姉妹都市、ツーリズム等	修学旅行人数	18,761人/年	19,000人/年		
			(イ)国際交流	外国人観光客数	1,510人/年	5,000人/年		
				合宿誘致延泊数	5,059泊/年	7,000泊/年		
		イ 受入施設の整備						
			ウ 定住の促進	(ア)交流から定住への展開	移住者数	11組/年	15組/年	
			(イ)定住環境の整備	新規空き家情報登録件数	24件/年	25件/年		
		3.交通インフラの整備	(1)航空路の整備			佐渡・新潟航空路利用者数	4,959人/年	10,000人/年
			(2)佐渡航路の安定と充実	ア 航路全体の活性化	航路利用者数	1,690,656人/年	2,000,000人/年	
				イ 運賃低廉化等による航路の利用促進	航路利用者数	1,690,656人/年	2,000,000人/年	
(3)島内公共交通体系の整備			路線バス利用者数	649,670人/年	720,000人/年			
(4)道路の整備		道路改良率	47%(累計)	49%(累計)				
4.安全・安心な地域づくり	(1)災害に強い島づくり	ア 組織力の向上と人材育成	普通救命講習修了者	487人/年	700人/年			
		イ 体制整備	自主防災組織の組織率	87.8%(累計)	100%(累計)			
		ウ 減災対策	道路ストック総点検実施率	-	100%(累計)			
	(2)医療・福祉・介護体制の整備	ア 拠点づくりと人材確保	ケアカフェ設置数(ものわずれ相談会併設)		10か所(累計)			
		イ 民間・地域活力の導入	市民後見人数		15人(累計)			
	(3)過疎化に対応した地域づくり			元気な地域づくり活動支援件数		50件/年		
	5.佐渡活性化のための人材の育成・確保	(1)次世代を担う人材の育成	ア 次世代の教育	市制度奨学生数	15人/年	71人/年		
			イ 女性の社会参加の環境づくり	合計特殊出生率	1.82/年	2.08/年		
ウ 子育ての支援			平均月額保育料順位(低額順、県内20市内)	1位/年度	1位/年度			
(2)地域や産業のための人材の育成・確保			誘致専門学校島内出身入学者数	17人/年	40人/年			

# 資料編



# 資料1 - 1 佐渡市の将来推計人口(平成22年国勢調査結果に基づく推計)

国立社会保障・人口問題研究所推計(平成25年3月27日公表)

(単位:人)

区 分	2010年(H22年)	2015年(H27年)		2020年(H32年)		2025年(H37年)		2030年(H42年)		2035年(H47年)		2040年(H52年)	
	国勢調査数値	推計値	増減	推計値	増減	推計値	増減	推計値	増減	推計値	増減	推計値	増減
総人口	62,727	57,909	4,818	53,289	4,620	48,777	4,512	44,552	4,225	40,697	3,855	37,109	3,588
0～4歳	2,145	1,885	260	1,605	280	1,444	161	1,323	121	1,236	87	1,163	73
5～9歳	2,226	2,071	155	1,834	237	1,563	271	1,407	156	1,288	119	1,204	84
10～14歳	2,670	2,178	492	2,034	144	1,804	230	1,538	266	1,383	155	1,268	115
小計	7,041	6,134	907	5,473	661	4,811	662	4,268	543	3,907	361	3,635	272
15～19歳	2,365	2,241	124	1,927	314	1,800	127	1,596	204	1,359	237	1,224	135
20～24歳	1,563	1,679	116	1,798	119	1,548	250	1,446	102	1,279	167	1,090	189
25～29歳	2,357	1,776	581	1,841	65	1,959	118	1,699	260	1,589	110	1,413	176
30～34歳	2,883	2,319	564	1,761	558	1,830	69	1,947	117	1,688	259	1,579	109
35～39歳	2,970	2,807	163	2,272	535	1,728	544	1,794	66	1,910	116	1,656	254
小計	12,138	10,822	1,316	9,599	1,223	8,865	734	8,482	383	7,825	657	6,962	863
40～44歳	3,013	2,917	96	2,764	153	2,240	524	1,704	536	1,769	65	1,884	115
45～49歳	3,478	2,992	486	2,896	96	2,744	152	2,226	518	1,695	531	1,759	64
50～54歳	4,021	3,447	574	2,965	482	2,875	90	2,723	152	2,210	513	1,687	523
55～59歳	4,541	3,960	581	3,395	565	2,930	465	2,846	84	2,694	152	2,189	505
60～64歳	5,392	4,438	954	3,867	571	3,327	540	2,881	446	2,806	75	2,655	151
小計	20,445	17,754	2,691	15,887	1,867	14,116	1,771	12,380	1,736	11,174	1,206	10,174	1,000
65～69歳	4,335	5,184	849	4,267	917	3,726	541	3,213	513	2,790	423	2,722	68
70～74歳	4,812	4,056	756	4,868	812	4,012	856	3,512	500	3,035	477	2,641	394
前期高齢者計	9,147	9,240	93	9,135	105	7,738	1,397	6,725	1,013	5,825	900	5,363	462
75～79歳	5,409	4,340	1,069	3,677	663	4,434	757	3,660	774	3,217	443	2,792	425
80～84歳	4,313	4,479	166	3,656	823	3,115	541	3,783	668	3,131	652	2,773	358
85歳～	4,234	5,140	906	5,862	722	5,698	164	5,254	444	5,618	364	5,410	208
後期高齢者計	13,956	13,959	3	13,195	764	13,247	52	12,697	550	11,966	731	10,975	991
高齢者計	23,103	23,199	96	22,330	869	20,985	1,345	19,422	1,563	17,791	1,631	16,338	1,453

	2010年(H22年)	2015年(H27年)	2020年(H32年)	2025年(H37年)	2030年(H42年)	2035年(H47年)	2040年(H52年)
総人口指数	100.0%	92.3%	85.0%	77.8%	71.0%	64.9%	59.2%
年少人口割合	11.2%	10.6%	10.3%	9.9%	9.6%	9.6%	9.8%
生産年齢人口割	51.9%	49.3%	47.8%	47.1%	46.8%	46.7%	46.2%
高齢者人口割	36.8%	40.1%	41.9%	43.0%	43.6%	43.7%	44.0%
75歳以上人口割	22.2%	24.1%	24.8%	27.2%	28.5%	29.4%	29.6%

集計に係る端数調整はしていません。

資料1 - 2 佐渡市の将来推計人口(平成22年国勢調査結果に基づく推計(5年次推計)をベースとした年次推計)

国立社会保障・人口問題研究所推計(平成25年3月27日公表)

(単位:人)

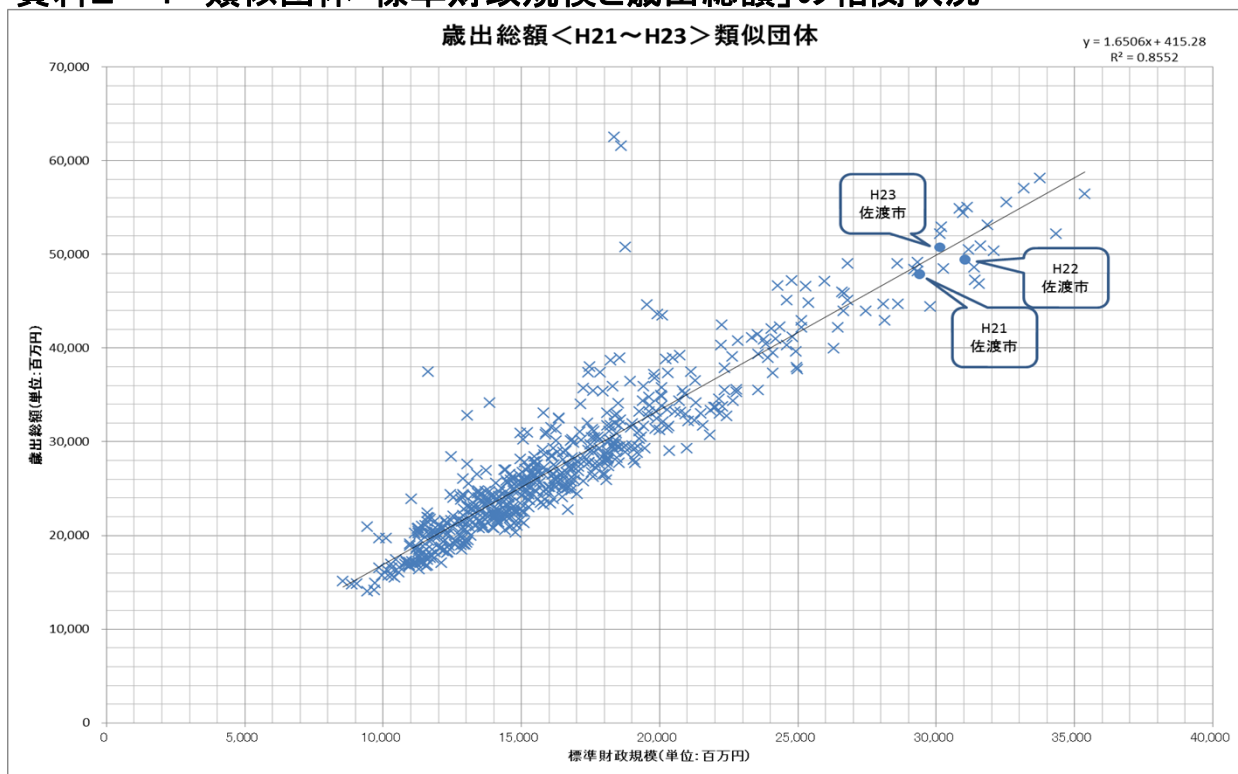
区 分	2010年(H22年)		2011年(H23年)		2012年(H24年)		2013年(H25年)		2014年(H26年)		2015年(H27年)		2016年(H28年)		2017年(H29年)		2018年(H30年)		2019年(H31年)		2020年(H32年)		
	国勢調査数値	推計値	増減	推計値	増減	推計値	増減	推計値	増減	推計値	増減	推計値	増減	推計値	増減	推計値	増減	推計値	増減	推計値	増減	推計値	増減
総人口	62,727	61,763	964	60,799	964	59,835	964	58,871	964	57,909	962	56,984	925	56,059	925	55,134	925	54,212	922	53,289	923		
0～4歳	2,145	2,093	52	2,041	52	1,989	52	1,937	52	1,885	52	1,829	56	1,773	56	1,717	56	1,661	56	1,605	56		
5～9歳	2,226	2,195	31	2,164	31	2,133	31	2,102	31	2,071	31	2,024	47	1,977	47	1,930	47	1,882	48	1,834	48		
10～14歳	2,670	2,572	98	2,474	98	2,376	98	2,277	99	2,178	99	2,149	29	2,120	29	2,091	29	2,062	29	2,034	28		
小計	7,041	6,860	181	6,679	181	6,498	181	6,316	182	6,134	182	6,002	132	5,870	132	5,738	132	5,605	133	5,473	132		
15～19歳	2,365	2,340	25	2,315	25	2,290	25	2,265	25	2,241	24	2,178	63	2,115	63	2,052	63	1,989	63	1,927	62		
20～24歳	1,563	1,586	23	1,609	23	1,632	23	1,655	23	1,679	24	1,703	24	1,727	24	1,751	24	1,775	24	1,798	23		
25～29歳	2,357	2,241	116	2,125	116	2,009	116	1,893	116	1,776	117	1,789	13	1,802	13	1,815	13	1,828	13	1,841	13		
30～34歳	2,883	2,770	113	2,657	113	2,544	113	2,431	113	2,319	112	2,207	112	2,095	112	1,983	112	1,872	111	1,761	111		
35～39歳	2,970	2,937	33	2,904	33	2,871	33	2,839	32	2,807	32	2,700	107	2,593	107	2,486	107	2,379	107	2,272	107		
小計	12,138	11,874	264	11,610	264	11,346	264	11,083	263	10,822	261	10,577	245	10,332	245	10,087	245	9,843	244	9,599	244		
40～44歳	3,013	2,994	19	2,975	19	2,956	19	2,937	19	2,917	20	2,886	31	2,855	31	2,824	31	2,794	30	2,764	30		
45～49歳	3,478	3,381	97	3,284	97	3,187	97	3,090	97	2,992	98	2,973	19	2,954	19	2,935	19	2,916	19	2,896	20		
50～54歳	4,021	3,906	115	3,791	115	3,676	115	3,561	115	3,447	114	3,351	96	3,255	96	3,159	96	3,062	97	2,965	97		
55～59歳	4,541	4,425	116	4,309	116	4,193	116	4,077	116	3,960	117	3,847	113	3,734	113	3,621	113	3,508	113	3,395	113		
60～64歳	5,392	5,201	191	5,010	191	4,819	191	4,628	191	4,438	190	4,324	114	4,210	114	4,096	114	3,982	114	3,867	115		
小計	20,445	19,907	538	19,369	538	18,831	538	18,293	538	17,754	539	17,381	373	17,008	373	16,635	373	16,262	373	15,887	375		
65～69歳	4,335	4,505	170	4,675	170	4,845	170	5,015	170	5,184	169	5,001	183	4,818	183	4,635	183	4,451	184	4,267	184		
70～74歳	4,812	4,661	151	4,510	151	4,359	151	4,208	151	4,056	152	4,218	162	4,380	162	4,542	162	4,705	163	4,868	163		
前期高齢者計	9,147	9,166	19	9,185	19	9,204	19	9,223	19	9,240	17	9,219	21	9,198	21	9,177	21	9,156	21	9,135	21		
75～79歳	5,409	5,195	214	4,981	214	4,767	214	4,553	214	4,340	213	4,207	133	4,074	133	3,941	133	3,809	132	3,677	132		
80～84歳	4,313	4,346	33	4,379	33	4,412	33	4,445	33	4,479	34	4,314	165	4,149	165	3,984	165	3,820	164	3,656	164		
85歳～	4,234	4,415	181	4,596	181	4,777	181	4,958	181	5,140	182	5,284	144	5,428	144	5,572	144	5,717	145	5,862	145		
後期高齢者計	13,956	13,956	0	13,956	0	13,956	0	13,956	0	13,959	3	13,805	154	13,651	154	13,497	154	13,346	151	13,195	151		
高齢者計	23,103	23,122	19	23,141	19	23,160	19	23,179	19	23,199	20	23,024	175	22,849	175	22,674	175	22,502	172	22,330	172		

総人口指数	100.0%	98.5%	96.9%	95.4%	93.9%	92.3%	90.8%	89.4%	87.9%	86.4%	85.0%
年少人口割合	11.2%	11.1%	11.0%	10.9%	10.7%	10.6%	10.5%	10.5%	10.4%	10.3%	10.3%
生産年齢人口割	51.9%	51.5%	51.0%	50.4%	49.9%	49.3%	49.1%	48.8%	48.5%	48.2%	47.8%
高齢者人口割	36.8%	37.4%	38.1%	38.7%	39.4%	40.1%	40.4%	40.8%	41.1%	41.5%	41.9%
75歳以上人口割	22.2%	22.6%	23.0%	23.3%	23.7%	24.1%	24.2%	24.4%	24.5%	24.6%	24.8%

集計に係る端数調整はしていません。



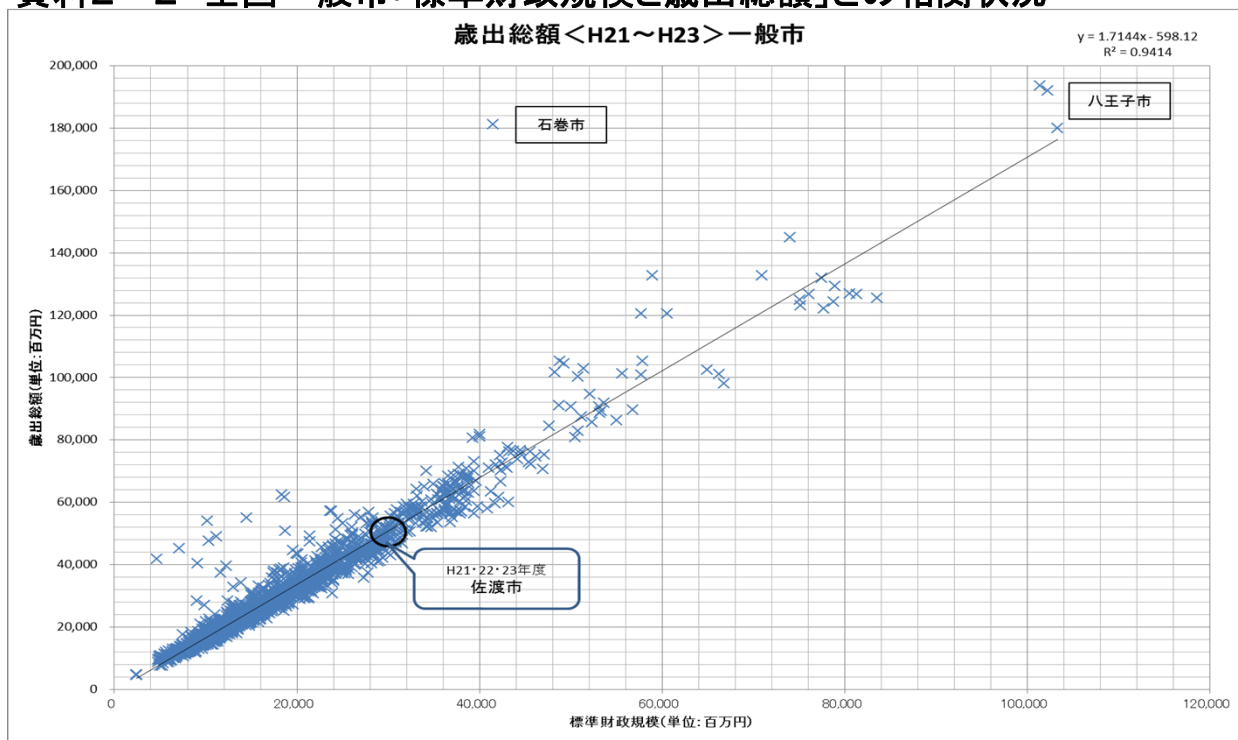
## 資料2-1 類似団体「標準財政規模と歳出総額」の相関状況



(単位:億円)

標準財政規模	200	210	220	230	240	250	260	270	280	290	300
歳出総額	334	351	367	384	400	417	433	450	466	483	499

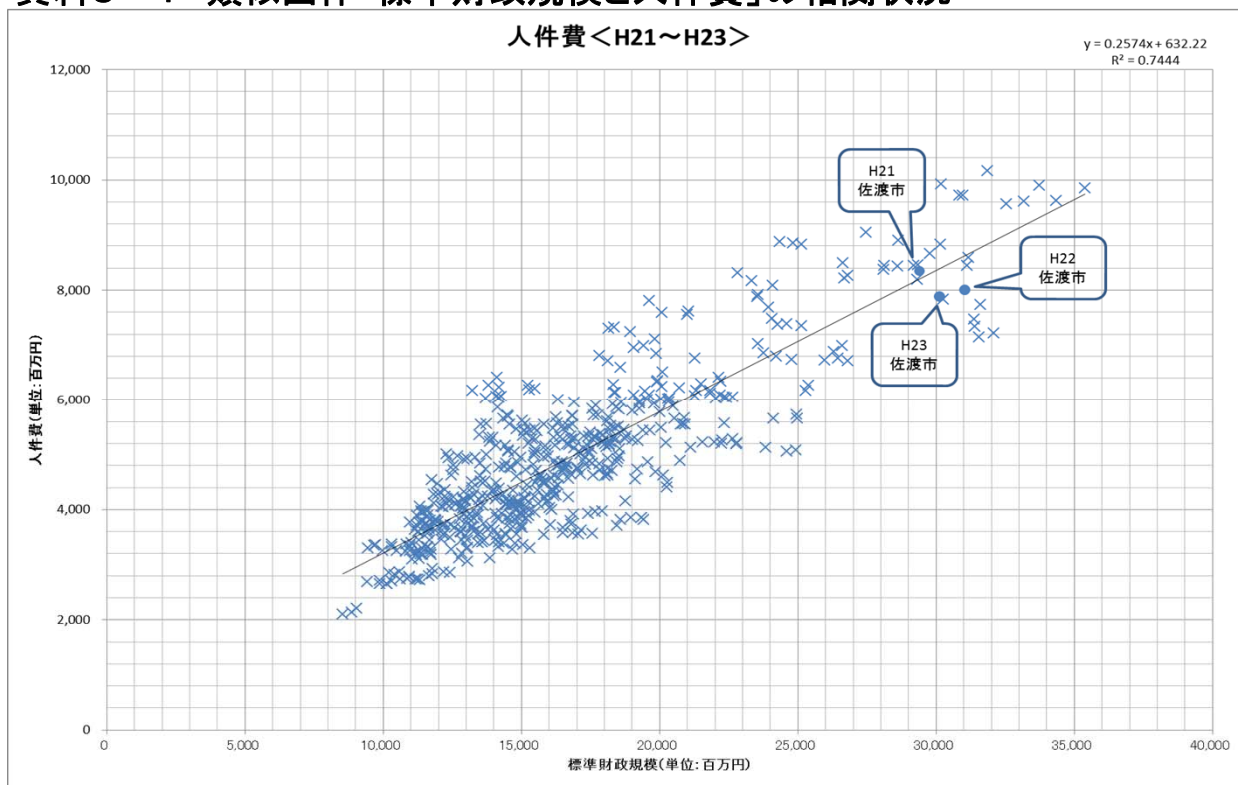
## 資料2-2 全国一般市「標準財政規模と歳出総額」との相関状況



(単位:億円)

標準財政規模	200	210	220	230	240	250	260	270	280	290	300
歳出総額	349	366	383	400	417	435	452	469	486	503	520

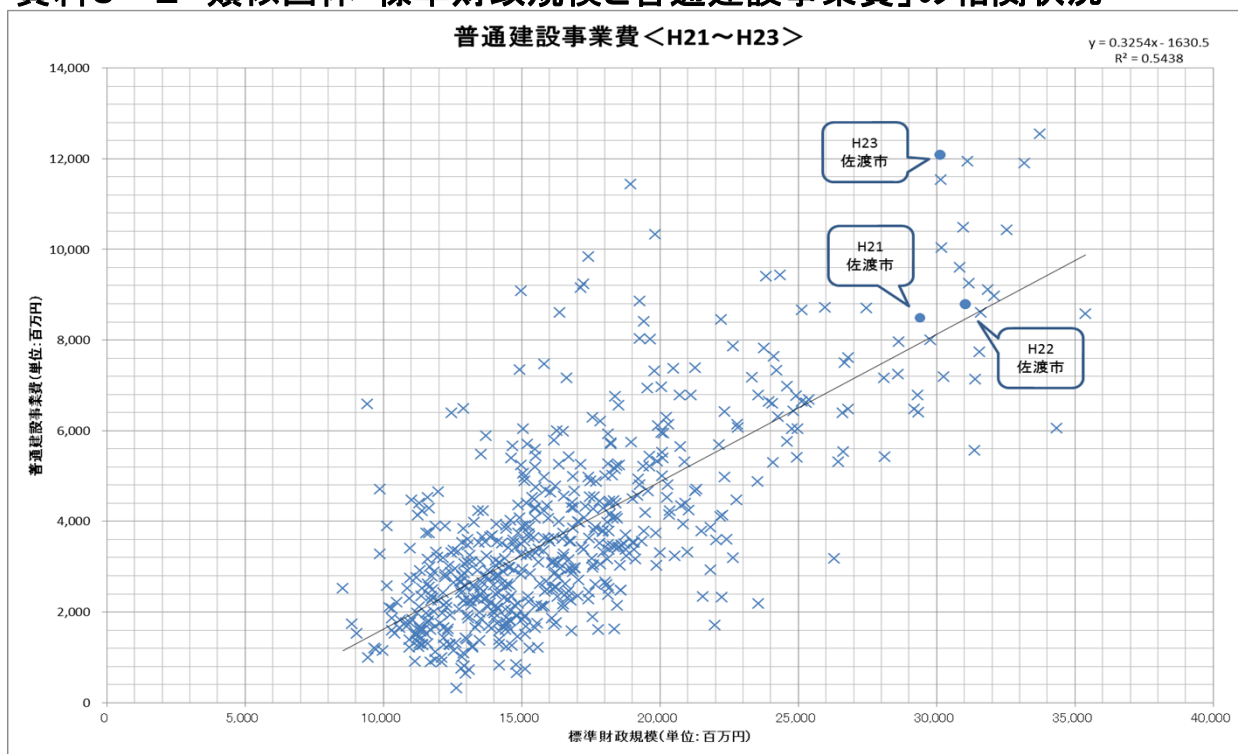
### 資料3-1 類似団体「標準財政規模と人件費」の相関状況



(単位:億円)

標準財政規模	200	210	220	230	240	250	260	270	280	290	300
人件費	58	60	63	66	68	71	73	76	78	81	84

### 資料3-2 類似団体「標準財政規模と普通建設事業費」の相関状況



(単位:億円)

標準財政規模	200	210	220	230	240	250	260	270	280	290	300
普通建設事業費	49	52	55	59	62	65	68	72	75	78	81

## 資料4 歳入決算額の推移

(単位:百万円)

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市税	5,769	5,668	5,589	5,963	5,825	5,646	5,499	5,511	5,474
地方交付税	21,477	21,533	21,374	20,446	22,372	22,582	24,040	23,832	23,499
普通交付税	18,975	19,252	19,224	18,503	20,089	20,455	21,815	21,547	21,226
特別交付税	2,502	2,281	2,150	1,943	2,283	2,127	2,225	2,285	2,273
国庫支出金	7,834	6,653	5,860	5,772	6,540	9,691	9,016	8,195	7,319
国庫支出金	3,746	3,189	2,403	2,262	3,060	7,041	6,127	4,763	4,103
県支出金	4,088	3,464	3,457	3,510	3,480	2,650	2,889	3,432	3,216
市債	8,461	7,310	5,153	5,269	4,090	5,277	5,887	8,388	7,360
その他の収入	8,780	8,909	7,900	8,454	6,178	7,864	7,737	7,079	7,409
地方譲与税	784	909	1,124	646	632	593	575	561	524
各種交付金(※)	1,289	1,223	1,186	1,049	964	931	966	906	803
分担金及び負担金	437	416	390	419	394	114	112	119	111
使用料及び手数料	1,097	1,124	831	891	932	1,089	1,044	1,025	1,053
財産収入	101	164	204	259	238	230	224	197	218
寄附金	2	2	25	115	33	25	29	41	34
繰入金	2,418	2,263	1,353	2,629	568	1,857	211	249	760
繰越金	956	1,331	1,178	1,140	1,113	1,457	3,173	2,717	2,247
諸収入	1,696	1,477	1,609	1,306	1,304	1,568	1,403	1,264	1,659
合 計	52,321	50,073	45,876	45,904	45,005	51,060	52,179	53,005	51,061

※ 各種交付金は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金の合計です。

資料5 歳出決算額の推移(性質別)

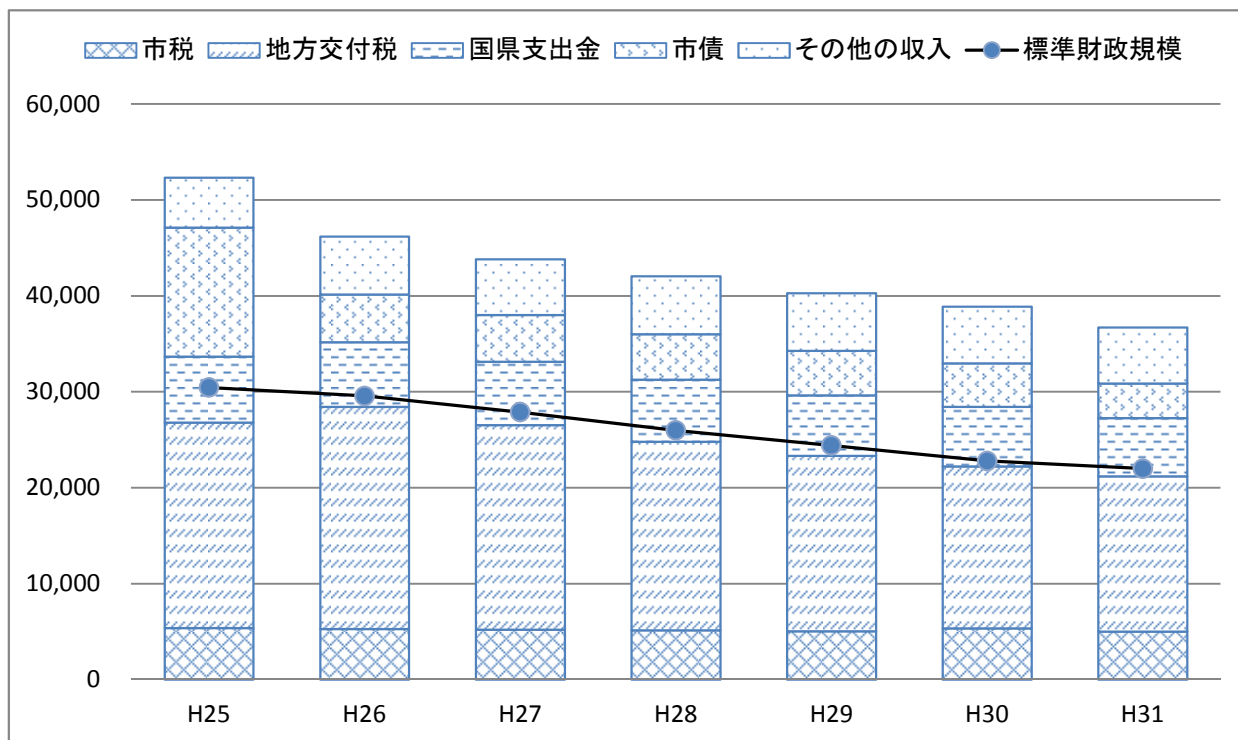
(単位:百万円)

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
人件費	10,196	10,288	9,868	9,398	8,715	8,348	8,007	7,884	7,790
物件費	6,857	7,286	6,146	6,089	5,903	6,028	5,463	5,756	5,750
維持補修費	365	367	293	293	332	431	517	741	683
扶助費	2,326	2,348	2,373	2,527	2,578	2,609	3,617	3,923	3,977
補助費等	3,333	3,402	3,307	3,343	3,245	5,348	3,148	3,943	3,997
公債費	8,384	7,490	7,799	7,829	8,480	7,671	7,269	7,084	6,665
積立金	2,621	2,706	667	1,295	825	1,472	5,406	2,452	1,783
投資及び出資金、貸付金	1,331	1,330	1,177	1,180	1,138	1,386	1,323	1,190	1,306
繰出金	4,416	4,538	4,517	4,491	4,736	4,786	4,766	4,872	5,117
普通建設事業費	10,885	8,588	8,142	8,183	6,559	8,493	8,790	12,085	10,685
災害復旧事業費	276	551	447	163	1,037	1,316	1,156	827	747
合 計	50,990	48,894	44,736	44,791	43,548	47,888	49,462	50,757	48,500

<参考:前年度比>

95.9% 91.5% 100.1% 97.2% 110.0% 103.3% 102.6% 95.6%

## 資料6 歳入最終予算額の推移



(単位: 百万円)

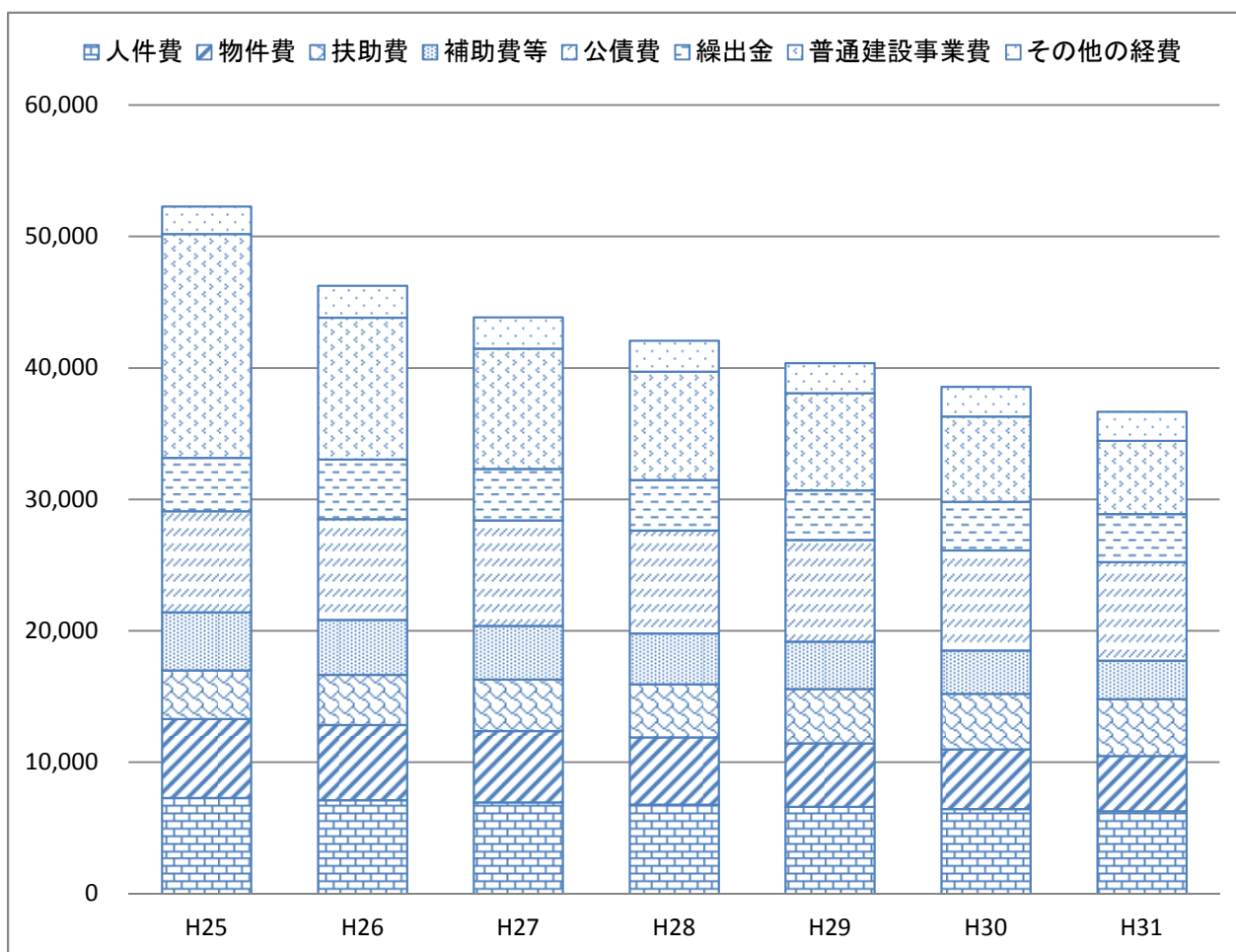
区 分	H25当初	H26	H27	H28	H29	H30	H31
市税	5,356	5,389	5,283	5,216	5,156	5,057	4,999
地方交付税	21,400	23,144	21,318	19,641	18,265	16,887	16,215
普通交付税	19,600	21,336	19,903	18,226	16,850	15,472	14,800
特別交付税	1,800	1,808	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415
国県支出金	6,884	6,750	6,610	6,470	6,330	6,190	6,060
国庫支出金	4,090	4,010	3,930	3,850	3,770	3,690	3,620
県支出金	2,794	2,740	2,680	2,620	2,560	2,500	2,440
市債	13,444	4,970	4,860	4,740	4,630	4,530	3,600
その他の収入	5,216	6,047	5,829	6,033	6,019	5,936	5,826
地方譲与税	515	478	453	428	403	378	353
各種交付金(※)	781	784	773	762	751	740	729
分担金及び負担金	373	360	350	340	330	320	310
使用料及び手数料	728	750	750	750	750	750	750
財産収入	182	200	200	200	200	200	200
寄附金	22	30	30	30	30	30	30
繰入金	1,093	1,357	1,236	1,543	1,623	1,634	1,594
繰越金	300	888	837	780	732	684	660
諸収入	1,222	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
合計	52,300	46,300	43,900	42,100	40,400	38,600	36,700

※ 各種交付金は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金の合計です。

※ 平成25年度は、当初予算額で比較しています。

※ <参考:平成25年度の調整後の普通交付税決定額は、21,990百万円です。>

## 資料7 歳出最終予算額の推移(性質別)



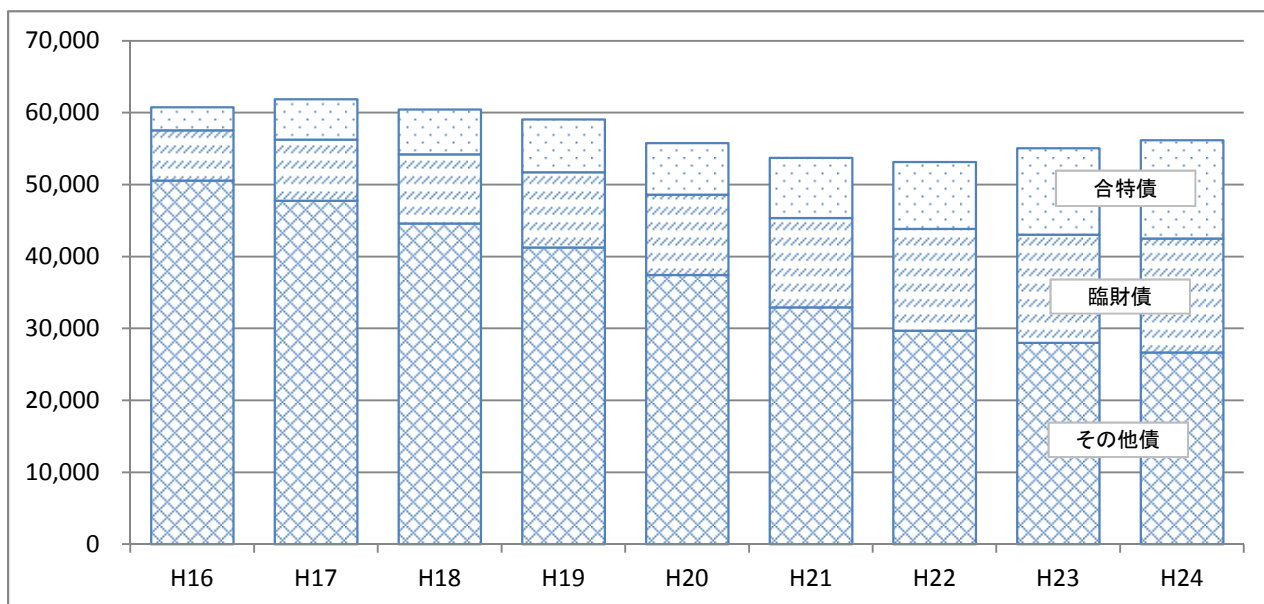
(単位:百万円)

区 分	H25当初	H26	H27	H28	H29	H30	H31
人件費	7,297	7,130	6,960	6,790	6,620	6,450	6,280
物件費	5,991	5,700	5,410	5,120	4,830	4,540	4,210
維持補修費	340	330	320	310	300	290	280
扶助費	3,716	3,820	3,920	4,020	4,120	4,220	4,320
補助費等	4,406	4,200	4,100	3,870	3,610	3,290	2,930
公債費	7,684	7,650	8,020	7,830	7,740	7,620	7,500
積立金	715	900	880	860	840	820	800
投資及び出資金、貸付金	1,005	990	980	970	950	940	930
繰出金	4,078	4,540	3,920	3,850	3,780	3,710	3,640
普通建設事業費	17,021	10,800	9,150	8,250	7,380	6,490	5,580
災害復旧事業費	7	200	200	200	200	200	200
予備費	40	40	40	30	30	30	30
合 計	52,300	46,300	43,900	42,100	40,400	38,600	36,700

※ 平成25年度は、当初予算額で比較しています。

※ その他の経費は、維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金、災害復旧事業費、予備費の合計です。

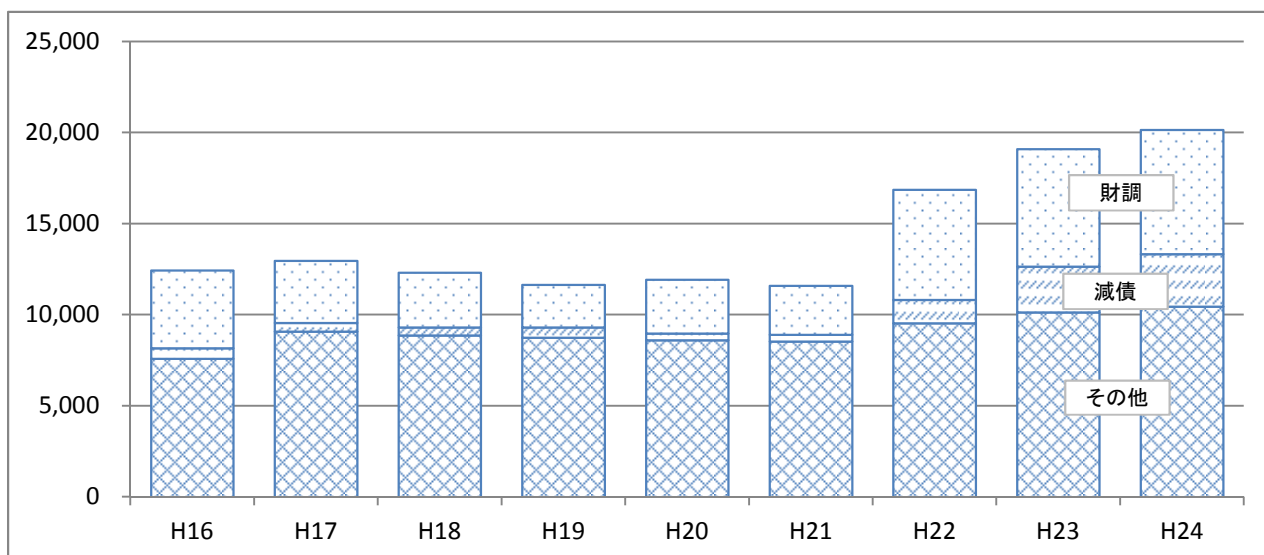
## 資料8 市債残高の推移



(単位:百万円)

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市債残高(年度末)	60,777	61,857	60,469	59,079	55,761	53,747	53,146	55,088	56,162
合併特例債	3,226	5,602	6,258	7,329	7,163	8,373	9,293	12,024	13,660
臨時財政対策債	6,999	8,468	9,594	10,469	11,172	12,428	14,153	15,048	15,836
その他債	50,552	47,787	44,617	41,281	37,426	32,946	29,700	28,016	26,666

## 資料9 基金残高の推移



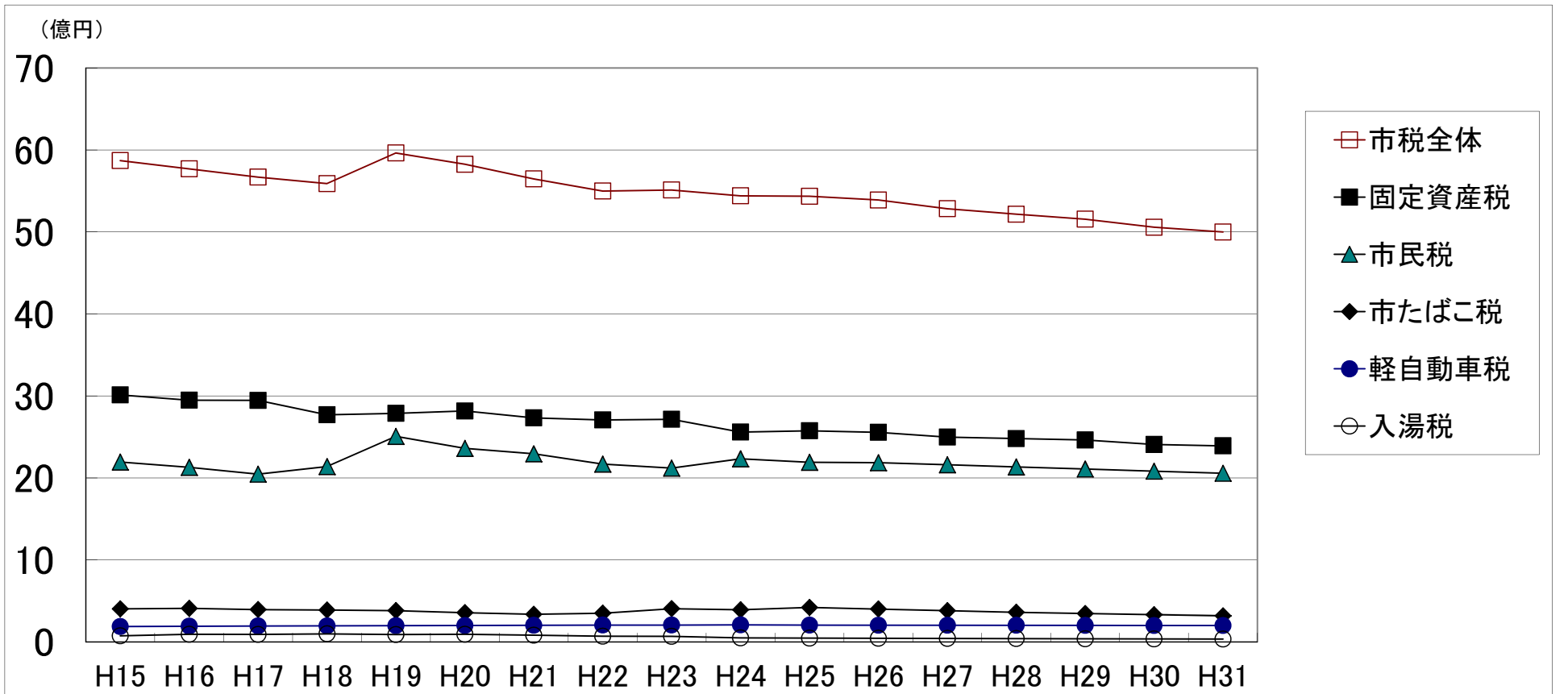
(単位:百万円)

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
基金残高(年度末)	12,432	12,952	12,310	11,635	11,919	11,592	16,852	19,087	20,148
財政調整基金	4,276	3,403	3,002	2,335	2,961	2,692	6,046	6,456	6,819
減債基金	573	475	452	559	364	369	1,277	2,507	2,880
その他特定目的基金	7,583	9,074	8,856	8,741	8,594	8,531	9,529	10,124	10,449

資料10 市税の推移

(単位:百万円)

区 分	H15 決算額	H16 決算額	H17 決算額	H18 決算額	H19 決算額	H20 決算額	H21 決算額	H22 決算額	H23 決算額	H24 決算額(見込)	H25 見込(推計)	H26 見込(推計)	H27 見込(推計)	H28 見込(推計)	H29 見込(推計)	H30 見込(推計)	H31 見込(推計)
市民税	2,194	2,129	2,045	2,138	2,507	2,360	2,294	2,168	2,119	2,233	2,190	2,186	2,160	2,133	2,108	2,082	2,057
固定資産税	3,012	2,948	2,945	2,770	2,787	2,816	2,732	2,707	2,715	2,559	2,575	2,556	2,498	2,480	2,463	2,407	2,391
軽自動車税	187	191	194	195	198	200	203	205	205	208	204	203	203	202	201	200	199
市たばこ税	403	409	394	388	381	356	336	350	405	391	420	400	380	361	346	332	318
入湯税	74	92	91	98	90	93	81	69	67	49	46	44	42	40	38	36	34
市税全体	5,870	5,769	5,669	5,589	5,963	5,825	5,646	5,499	5,511	5,440	5,435	5,389	5,283	5,216	5,156	5,057	4,999





## 資料11 地方交付税等の推計

(単位:百万円)

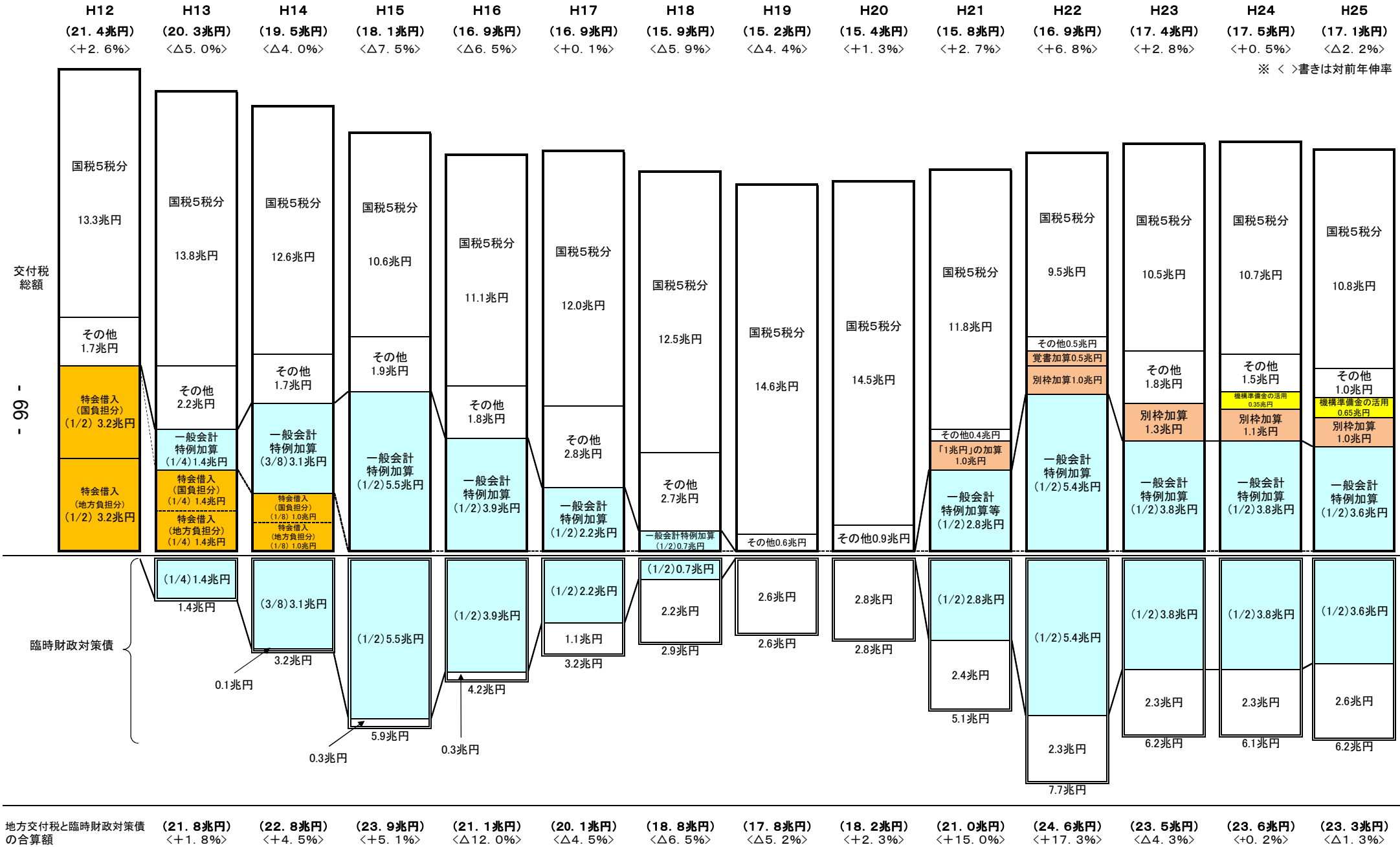
区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31
地方交付税	23,144	21,318	19,641	18,264	16,886	16,215
普通交付税	21,336	19,903	18,226	16,849	15,471	14,800
激変緩和措置影響額	△ 620	△ 1,240	△ 1,240	△ 1,240	△ 1,240	△ 620
配分率変更影響額	235	236				
地方譲与税等影響額	70	32	33	33	32	33
国勢調査影響額			△ 300			
特別交付削減影響額	△ 85	△ 170	△ 170	△ 170	△ 170	△ 84
国営かん排影響額	△ 264	△ 291				
特別交付税	1,808	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415
配分率変更影響額	△ 392	△ 393				
臨時財政対策債	1,640	1,530	1,410	1,300	1,200	1,150

## 資料12 標準財政規模の推計

(単位:百万円)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31
基準財政収入額等	6,586	6,447	6,346	6,252	6,119	6,027
基準財政収入額	5,061	4,950	4,868	4,791	4,685	4,610
地方税	5,345	5,241	5,176	5,118	5,021	4,965
市町村民税	2,186	2,160	2,133	2,108	2,082	2,057
固定資産税	2,556	2,498	2,480	2,463	2,407	2,391
軽自動車税	203	203	202	201	200	199
市町村たばこ税	400	380	361	346	332	318
市町村交付金	746	735	725	714	703	693
利子割交付金	10	10	10	10	10	10
配当割交付金	8	8	8	8	8	8
株式等譲渡所得割交付金	2	2	2	1	1	1
地方消費税交付金	590	584	579	573	567	562
市町村交付金	14	13	13	12	11	11
ゴルフ場利用税交付金	2	2	2	2	2	1
自動車取得税交付金	120	116	112	108	104	100
地方譲与税	477	453	428	403	378	353
交通安全対策特別交付金	8	8	7	7	7	6
地方特例交付金	10	10	10	10	10	10
普通交付税	21,336	19,903	18,226	16,850	15,472	14,800
臨時財政対策債	1,640	1,530	1,410	1,300	1,200	1,150
標準財政規模	29,562	27,880	25,982	24,402	22,791	21,977

# 資料 1 3 地方交付税等総額（当初）の推移（H12～H25）



※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

## 資料 1 4 合併協定書の抜粋

### 1. 合併の方式

両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町及び赤泊村を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

### 2. 合併の期日

合併の期日は、平成 16 年 3 月 1 日とする。

### 3. 新市の名称

新市の名称は、佐渡市とする。

### 4. 新市の事務所の位置

新庁舎の位置（合併後、新たに建設する本庁舎の位置）

金井町千種沖地区とする。

事務所の位置（新庁舎ができるまでの間、本庁としての事務を取扱う庁舎の位置）

現在の金井町役場とする。

## 資料 1 5 現庁舎と算定基準面積との比較

本庁舎と第 2 庁舎の執務室及び会議室等の延面積と、総務省「地方債同意等基準」及び国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に基づき算定した基準面積を比較した。

(単位：㎡)

室名等	現庁舎	総務省算定基準	比較(%)	国土交通省算定基準	比較(%)
執務室	1,948	2,664	73.1	2,607	74.7
会議室等	649	2,422	26.8	2,179	29.8

執務室の比較では、総務省基準で 73.1 パーセント、国土交通省基準で 74.7 パーセント、会議室等では総務省基準で 26.8 パーセント、国土交通省基準で 29.8 パーセントとそれぞれ、大きく基準を下回る規模となっている。

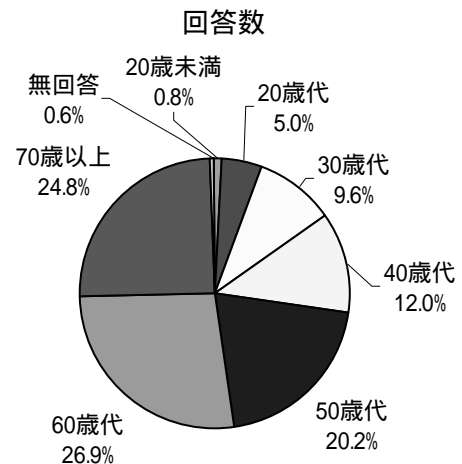
## 資料16 本庁舎建設に係る市民アンケート結果

対象者	市内に居住する18歳以上の方から無作為に2,000人を抽出
実施期間	平成24年10月16日(火)～平成24年11月2日(金)
回収率	46.2% (924人/2,000人中)
調査方法	郵送による配布、回収

### 1. はじめに、あなた自身のことについてお伺いします。(必須項目)

問1 あなたの年齢は(10月1日現在)

項目	回答数		回収率
20歳未満	7人	0.8%	20.6%
20歳代	46人	5.0%	22.5%
30歳代	89人	9.6%	34.8%
40歳代	111人	12.0%	40.5%
50歳代	187人	20.2%	51.1%
60歳代	249人	26.9%	56.5%
70歳以上	229人	24.8%	53.9%
無回答	6人	0.6%	
合計	924人	100.0%	46.2%



回収率は「60歳代」が56.5%と高くなっている。「50歳代」以上の世代の回収率が50%を超えている。

#### 【アンケート依頼数】

年齢	抽出人数	
20歳未満	34人	1.7%
20歳代	204人	10.2%
30歳代	256人	12.8%
40歳代	274人	13.7%
50歳代	366人	18.3%
60歳代	441人	22.1%
70歳以上	425人	21.3%
合計	2,000人	100.0%

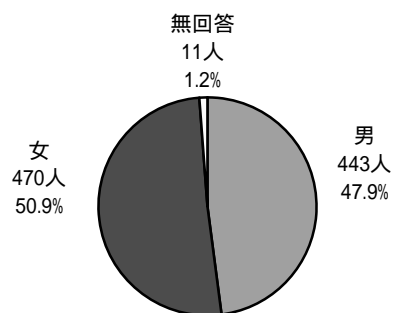
抽出人数は10月1日現在の年代別の人口数に比例して抽出したものの

割合は少数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

問2 あなたの性別は。

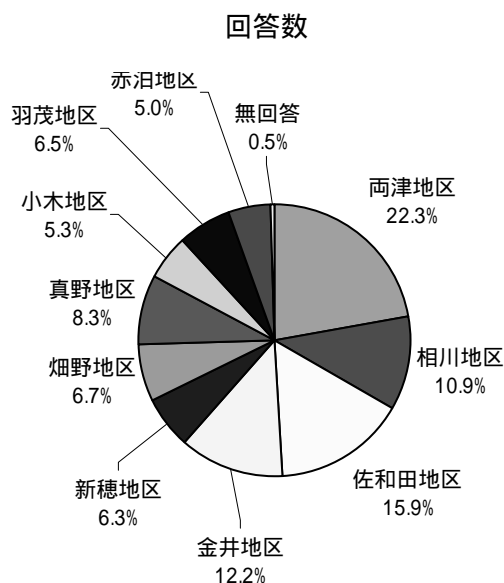
項目	回答数	
男	443人	47.9%
女	470人	50.9%
無回答	11人	1.2%
合計	924人	100.0%

男女共1,000人ずつを抽出



問3 あなたのお住まいの地区はどこですか。

項目	回答数		回収率
両津地区	206人	22.3%	43.6%
相川地区	101人	10.9%	40.9%
佐和田地区	147人	15.9%	49.2%
金井地区	113人	12.2%	52.6%
新穂地区	58人	6.3%	44.6%
畑野地区	62人	6.7%	42.2%
真野地区	77人	8.3%	44.3%
小木地区	49人	5.3%	45.8%
羽茂地区	60人	6.5%	48.8%
赤泊地区	46人	5.0%	53.5%
無回答	5人	0.5%	0.3%
合計	924人	100.0%	46.2%



【アンケート依頼数】

地区名	抽出人数	
両津地区	472人	23.6%
相川地区	247人	12.4%
佐和田地区	299人	15.0%
金井地区	215人	10.8%
新穂地区	130人	6.5%
畑野地区	147人	7.4%
真野地区	174人	8.7%
小木地区	107人	5.4%
羽茂地区	123人	6.2%
赤泊地区	86人	4.3%
合計	2,000人	100.0%

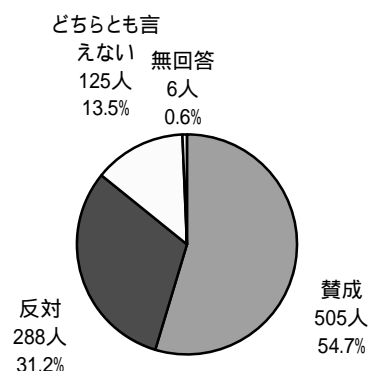
回収率は「赤泊地区」の53.5%が最も高く、「金井地区」も52.6%と50%を超えている。

抽出人数は10月1日の地区別の人口数に比例して抽出

## 2. 市役所本庁舎の建設の是非についてお伺いします。(必須項目)

問4 市役所本庁舎を合併特例債を利用して建設することについて、どう考えますか。(1つに )

項目	回答数	
賛成	505人	54.7%
反対	288人	31.2%
どちらとも言えない	125人	13.5%
無回答	6人	0.6%
合計	924人	100.0%



市役所本庁舎の建設の是非についての回答は「賛成」が54.7%、「反対」が31.2%で、「賛成」が「反対」を23.5ポイント上回った。

地区別の回答では「羽茂地区」の賛成が68.3%と最も高く、反対は「佐和田地区」が38.8%と高くなっている。

### 問4 - 【地区別内訳】

項目	合計		両津地区		相川地区		佐和田地区	
賛成	505人	54.7%	112人	54.4%	54人	53.5%	71人	48.3%
反対	288人	31.2%	68人	33.0%	30人	29.7%	57人	38.8%
どちらとも言えない	125人	13.5%	25人	12.1%	17人	16.8%	18人	12.2%
無回答	6人	0.6%	1人	0.5%	0人	0.0%	1人	0.7%
合計	924人	100.0%	206人	100.0%	101人	100.0%	147人	100.0%
項目	金井地区		新穂地区		畑野地区		真野地区	
賛成	70人	61.9%	34人	54.8%	32人	55.2%	40人	51.9%
反対	29人	25.7%	20人	32.3%	17人	29.3%	21人	27.3%
どちらとも言えない	12人	10.6%	8人	12.9%	7人	12.1%	16人	20.8%
無回答	2人	1.8%	0人	0.0%	2人	3.4%	0人	0.0%
合計	113人	100.0%	62人	100.0%	58人	100.0%	77人	100.0%
項目	小木地区		羽茂地区		赤泊地区		地区別無回答	
賛成	25人	51.0%	41人	68.3%	25人	54.3%	1人	20.0%
反対	14人	28.6%	14人	23.3%	14人	30.4%	4人	80.0%
どちらとも言えない	10人	20.4%	5人	8.3%	7人	15.2%	0人	0.0%
無回答	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
合計	49人	100.0%	60人	100.0%	46人	100.0%	5人	100.0%

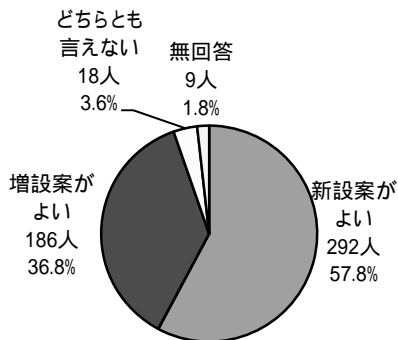
問4 - 【年齢別内訳】

項目	合計		20歳未満		20歳代		30歳代	
賛成	505人	54.7%	4人	57.1%	17人	37.0%	42人	47.2%
反対	288人	31.2%	2人	28.6%	18人	39.1%	31人	34.8%
どちらとも言えない	125人	13.5%	1人	14.3%	10人	21.7%	16人	18.0%
無回答	6人	0.6%	0人	0.0%	1人	2.2%	0人	0.0%
合計	924人	100.0%	7人	100.0%	46人	100.0%	89人	100.0%
項目	40歳代		50歳代		60歳代		70歳以上	
賛成	50人	45.0%	89人	47.6%	161人	64.7%	142人	62.0%
反対	44人	39.6%	70人	37.4%	58人	23.3%	60人	26.2%
どちらとも言えない	16人	14.4%	28人	15.0%	30人	12.0%	23人	10.0%
無回答	1人	0.9%	0人	0.0%	0人	0.0%	4人	1.7%
合計	111人	100.0%	187人	100.0%	249人	100.0%	229人	100.0%
項目	年齢別無回答							
賛成	0人	0.0%						
反対	5人	83.3%						
どちらとも言えない	1人	16.7%						
無回答	0人	0.0%						
合計	6人	100.0%						

年齢別の回答では「60歳代」の賛成が64.7%、「40歳代」の反対が39.6%とそれぞれ最も高い割合を示している。

問5 - 1 問4で「1.賛成」と答えた方にお聞きします。建設方法について、どう考えますか。(1つに)

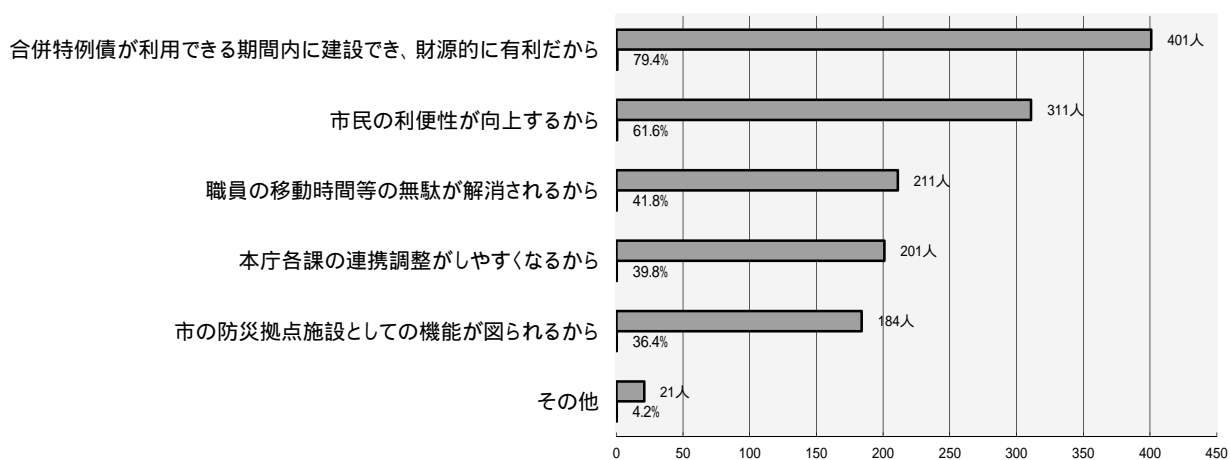
項目	回答数	
新設案がよい(本庁全部が入る本庁舎を新築する)	292人	57.8%
増設案がよい(今の本庁舎を使いながら増設する)	186人	36.8%
どちらとも言えない	18人	3.6%
無回答	9人	1.8%
合計	505人	100.0%



建設に賛成する意見のなかで、「新設案がよい」が57.8%と最も高く「増設案がよい」の36.8%を21ポイント上回った。

問5 - 2 問4で「1.賛成」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。(該当するもの全てに )

項目	回答数	
合併特例債が利用できる期間内に建設でき、財源的に有利だから	401人	79.4%
市民の利便性が向上するから	311人	61.6%
職員の移動時間等の無駄が解消されるから	211人	41.8%
本庁各課の連携調整がしやすくなるから	201人	39.8%
市の防災拠点施設としての機能が図られるから	184人	36.4%
その他	21人	4.2%

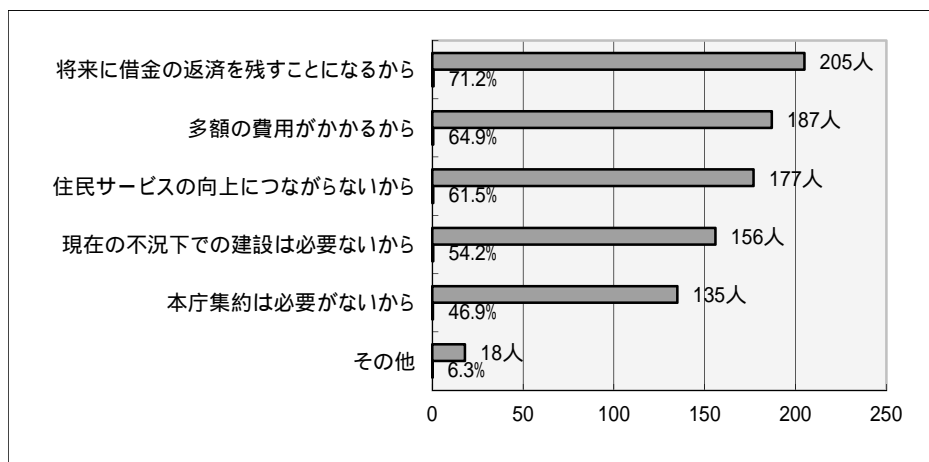


「合併特例債が利用できる期間内に建設でき、財源的に有利だから」が79.4%と最も多く、「市民の利便性が向上するから」が61.6%、「職員の移動時間等の無駄が解消されるから」が41.8%となっている。



問5 - 3 問4で「2. 反対」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。(該当するもの全てに )

項目	回答数	
将来に借金の返済を残すことになるから	205人	71.2%
多額の費用がかかるから	187人	64.9%
住民サービスの向上につながらないから	177人	61.5%
現在の不況下での建設は必要ないから	156人	54.2%
本庁集約は必要がないから	135人	46.9%
その他	18人	6.3%



「将来に借金の返済を残すことになるから」が 71.2%と最も多く、「多額の費用がかかるから」が 64.9%、「住民サービスの向上につながらないから」が 61.5%となっている。

問6 全員にお聞きします。市役所本庁舎建設の是非について、ご意見がありましたら記入してください。

主なご意見は以下のとおりです。なお全てのご意見をご覧になりたい方は、別途お申し出ください。

#### 問4で「賛成」の方の意見

##### 機能・規模に関する意見

- ・市役所本庁舎建設は賛成します。本来なら新設が理想的ですが私共市民への要望が重くなりますと市民生活が大変になりますので私は増設案に賛成しました。
- ・数十年に一度の建設だから地盤整備等、防災拠点としての役割を十分果たせるような建設物とすべき。華美を廃止、質実剛健、実用価値を追求すべき。但しデザイン的には佐渡の文化を表現するものを考慮する。
- ・案内板やその課の看板など字の大きさや色分けで見やすくわかり易くしてほしいです。通路を今より広く、車椅子などが通るのに十分なスペースがほしいです。
- ・職員数の将来見込みをたて、庁舎の大きさを決めてください。(下水道最終処理施設の無駄等の報道にあるような将来見込み誤りをしないこと。)維持修繕が容易な簡素な庁舎を建ててください。交通弱者に配慮し路線バスが乗り入れ可能な前庭にしてください。

##### 候補地に関する意見

- ・東日本大震災を考慮すると海拔10m位の場所に建設することは問題と思われる。建設の位置を再検討してください。新庁舎を建設する事は賛成するが、建設場所予定位置には反対します。
- ・地理的中心主義で金井にと云う様だが経済的中心的に考慮し、市役所で用事のあと他の買い物や銀行等の用事が一緒に出る場所(例えば佐和田地区か和泉地区辺り)の国道沿いが良いと思います。本庁と警察署が一緒の庁舎の建設を望みます。
- ・千種沖の予定となっているが地盤は悪いのではないかと協定書にかかわらず総合的に判断してほしい。但し今の本庁舎周辺で検討してほしい。

##### 財政面に関する意見

- ・合併特例債を最大利用して本庁舎を建設することによって市民への大サービスができることだと思います。

## その他

・何事においても決断と実行だと思います。スピーディーに進行することに意義がある。前進なくして行政に意味なし。市民の安心できる生活もないと思います。リーダーシップを期待します。

・なるべく早く建設した方が良いと思います。現在の市役所はどこにあるか解らない様ですし新設する時はこれぞ佐渡市役所だと佐渡島民が自慢出来る市役所であることを期待します。

・世界農業遺産としての佐渡。国際保護鳥トキの暮らす故郷としての佐渡にふさわしい庁舎が島民だれもが使い易いわかり易い庁舎であってほしい。

・各部所が同じ庁舎に入ることは意思決定の面、行政サービスの面でも効率的で当然のことである。旧市町村から行政活動がなくなることで地元の反対もあると思うが過去のしがらみが未だ解消されていないのではないか。議員も地元有力者も考えを改め全島レベルで考えなければ何も進まず佐渡市は取り残されると思っています。

### 問4で「反対」の方の意見

#### 財政面に関する意見

・佐渡市民にちゃんと5年後、10年後、20年後のビジョンを(計画)説明するべきなのは。財務の面からしても将来のビジョンが見えてこないような気がします。人口の減少、高齢化、不況など考えてビジョンを示してほしいです。このままでは先がみえないのでは。

・国が70%負担してくれるとは言っても残りの約15億円の借金は、佐渡の未来を考えた時とても大きな負担になります。

・ある物を利用して、借金財政はこりごりです。無駄な物は作らないでください。国保、市民税、介護保険料高くなり、これ以上、上がらない様お願いします。悲鳴を上げています。

#### 支所・サービスセンターの維持と活用

・支所行政SCをもっと有効活用すればいい。各地区に支所とかあった方が市民もわざわざ本所まで行かなくても近くで用が済む。高齢化のすすむ佐渡は移動(市民)も大変な人もいます。

・本庁集約したところで住民にとってはあまり意味がない。お金を使うのであったら住民にとって便利な役所であってほしい。地区間で格差があるのはおかしい。佐渡の中、どこにいても同じサービスが受けられるようにするべきであって、そういうことに私達の税金を使ってほしい。図書館やサービスセンターを統合していく計画は反対です。どんどん住みにくくなって佐渡から離れていく人が増えると思う。

### その他

・市が（市民が）もっと元気になってから実施すべき。建設に使う費用を市の活性化に使うことはできないのか。建設して行政効率が良くなったからといって市民の生活が向上するわけではない。分散している機能の効率性やコスト縮減を図るシステムを構築すべき。

・各社会で苦しんでいる身からすれば市庁舎建設は何のメリットも無く、単に公務員に今以上の優遇を約束するものでしかない。建設は恵まれている者の発想であり、これは少数意見であろうが、底辺で苦しんでいる者の切実さはより重みを持つものとする。

### 問4で「どちらとも言えない」方の意見

・賛成の場合、主に合併特例債の利用はできるという理由であることと、又、反対の場合、現在の不況下での建設は必要ないと思われませんが、今現在、短期、中期、長期にわたり大変難しい問題ですが、住民生活の充実と向上に一番予算を何に使うべきか優先順位を検討し市役所本庁舎建設も含めて考慮すべきではないかと思えます。

・議員判断でよいと思う。メリット、デメリット上げればきりが無い。

・佐渡のような離島は何も一極集中させるよりもいくつか分散していた方が各々の特色を生かす施策を考えて物事を進めた方が住民にとっては良いかも知れませんね。ストップ ザ人口減。若者流出。

・業務が集約してメリットもあるが、各支所、行政SC、車の無いお年寄りなど、SCだから徒歩で行けるといふ便利さもあるのでどちらとも言えません。

## 資料 17 新潟県内他庁舎整備事例

新庁舎建設基本計画の策定に際して、近年の新潟県内の新庁舎整備の事例を整理する。

新庁舎整備の事例としては、庁舎を新たに整備済もしくは、整備予定の以下の3市である。

### 整備状況

庁舎名	妙高市役所	燕市役所	新発田市役所（計画）
所在地	妙高市栄町5-1	燕市吉田西太田1934番地	新発田市中央町3丁目392番地ほか
人口	35,457人	81,876人	101,202人
完成年次	平成 20 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 28 年 3 月（予定）
敷地面積	5,866.14m <sup>2</sup> (第1期区域)	35,932.63m <sup>2</sup>	5,478.32m <sup>2</sup>
建築面積	1,653.27m <sup>2</sup>	6,604.60m <sup>2</sup>	2,429.80m <sup>2</sup>
延床面積	庁舎棟：8,798.90m <sup>2</sup> 屋外機置場：535.13m <sup>2</sup>	庁舎棟：11,443.66m <sup>2</sup> 車庫棟：1,656.40m <sup>2</sup>	12,375.59m <sup>2</sup>
規模	地上 6 階、地下 1 階 塔屋 1 階	庁舎棟：地上 4 階 塔屋 1 階 車庫棟：地上 1 階	地上 7 階、屋上 地下 1 階
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下 1 階床下を免震層と する基礎免震構造 (上越地域で初)	庁舎棟：鉄筋コンクリート造 免震構造 車庫棟：鉄骨造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 免震構造
高さ	24.7m	庁舎棟：約 24m 車庫棟：約 4m	31.4m

### 整備年次計画

庁舎名	妙高市役所	燕市役所	新発田市役所（計画）
市民検討委員会の設置、検討		平成 18 年度	
基本構想策定	平成 16 年度	平成 19 年度	平成 22 年度
全世帯アンケート			平成 23 年度
基本計画策定		平成 20 年度	平成 23 年度
用地取得、造成		平成 20 年度	
基本設計者選定競技	平成 16 年度	平成 21 年度	平成 23 年度
基本設計	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 24 年度
実施設計	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
工事着手	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 26 年度（予定）
工事完了	平成 19 年度 (平成 20 年 2 月 29 日)	平成 24 年度 (平成 25 年 4 月)	平成 27 年度 (平成 28 年)（予定）
開庁	平成 20 年度 3 月 31 日	平成 25 年度 5 月 7 日	平成 28 年度 4 月（予定）
周辺整備（駐車場、広場、緑地整備等）	駐車場等一部未整備	庁舎整備と一体整備済	庁舎整備と一体整備 (予定)

各自治体の「人口」は平成 22年国勢調査人口を掲載。

各市のホームページ等から資料収集した。

## 資料 1 8 平成 31 年度の職員数の内訳

(単位：人)

区 分	職員数			適正数の根拠
	適正数	特殊事情	計	
普通会計	738	158	896	
一般行政部門	540	40	580	定員モデル
教育部門	88	47	135	類似団体の平均値
消防部門	110	71	181	類似団体の平均値
公営企業等会計	287	7	280	
病院（両津・相川）	133	0	133	病床利用率 80%の体制
特養、老健施設	87	0	87	現職員体制
その他（上下水道、国保、他）	67	7	60	類似団体の平均値
合 計	1,025	151	1,176	

## 資料19 定員管理の指標について

定員管理を行うに当たっての参考指標としては、総務省が所管する地方公共団体定員管理研究会から報告されている「類似団体別職員数」「定員回帰指標」「定員モデル」などの指標がある。なお、いずれの指標も、「職員数の状況を客観的に比較することが可能な統計的指標であり、あるべき水準を示すものではない。」とされている。

### (1) 類似団体別職員数

「類似団体別職員数」は昭和57年からある指標で、人口と産業構造により分類された類似団体の人口1万人当たりの職員数の平均値で、佐渡市の属する-1の類型区分の類似団体は、佐渡市を含め196団体となる。類似団体と言うものの平成22年の国勢調査による人口では、最大99,730人(愛知県江南市)から最小50,015人(島根県益田市)、面積では最大2,177.7平方キロメートル(岐阜県高山市)から最小5.1平方キロメートル(埼玉県蕨市)と大きな差がある。

### (2) 定員回帰指標

「定員回帰指標」は平成20年からある指標で、人口と面積のみの説明要素であることから、対外的な説明には適しているが、行政需要の変化や地域事情を反映した説明ができない側面がある。

### (3) 定員モデル

人口や面積のみが説明要素となっている前述の2つの指標と異なり「定員モデルは、財政状況や施策などの行政需要を反映する指標となる。

「定員モデル」は昭和58年から3年ごとに改定されてきた指標だが、計算式が複雑で住民に対する説明が難しく、簡素でわかりやすい指標として「定員回帰指標」が新たに追加されたことから、平成16年の第8次定員モデルを最後に改定が行われていなかった。

しかし、行政部門別に統計的に相関性の高い複数の項目(標準財政規模や公営保育園数など)を用いて、多様な行政需要を踏まえた分析を行う指標を求める声を受け平成25年3月に報告が再開された。

実職員数との乖離が小さいということがメリットだが、地方公共団体が自主的な定員管理に取り組むことの出来る分野の多い普通会計の一般行政部門のみの指標となる。

資料20 定員モデル試算式(一般市 類(人口5万人~10万人))を用いた平成31年度の一般行政部門の試算職員数

部門	指標		固定値	人数	変数の出典
	説明変数	単位			
総務	一定値	15.8			15.8
	第1次産業就業者数	6,004 人	×	0.002938	= 17.6 生産年齢人口の23%で推計(26,105人×0.23 6,004)
	総面積	855 km <sup>2</sup>	×	0.02836	= 24.2 H24.10.1現在市町村別面積調(国土地理院):855.34
	可住地面積	222 km <sup>2</sup>	×	0.1629	= 36.2 総面積-(湖沼面積4.9(H24)+林野面積628.02('10農林セン))
	住民基本台帳人口	54,212 人	×	0.0009923	= 53.8 将来推計人口より
	標準財政規模	22,000,000 千円	×	2.184E-07	= 4.8 想定値
	小計				152.5
税務	一定値	5.4			5.4
	可住地面積	222 km <sup>2</sup>	×	0.02659	= 5.9 総面積-(湖沼面積4.9(H24)+林野面積628.02('10農林セン))
	事業所数	3,982 事業所	×	0.001827	= 7.3 推計値(4,324事業所÷61,325人×56,474人 3,982)
	住民基本台帳人口	54,212 人	×	0.0001008	= 5.5 将来推計人口より
	住民基本台帳世帯数	22,588 世帯	×	0.0002963	= 6.7 一世帯当たり2.4人で推計(54,212人÷2.4人 22,588)
	固定資産税納税義務者数(土地)	30,509 人	×	0.0001128	= 3.4 推計値(33,130人÷61,325×56,474 30,509)
	小計				34.2
民生	一定値	2.1			2.1
	総面積	855 km <sup>2</sup>	×	0.005402	= 4.6 H24.10.1現在市町村別面積調(国土地理院):855.34
	住民基本台帳人口	54,212 人	×	0.000406	= 22.0 将来推計人口より
	住民基本台帳世帯数	22,588 世帯	×	0.0008849	= 20.0 一世帯当たり2.4人で推計(54,212人÷2.4人 22,588)
	生活保護費決算額	629,746 千円	×	0.000004001	= 2.5 H23決算額と同程度と推計
	保育所数(公営)	22 施設	×	2.413	= 53.1 見込値
	保育所在所児数(公営)	1,024 人	×	0.05918	= 60.6 見込値
小計				164.9	
衛生	一定値	-2.9			-2.9
	第1次産業就業者数	6,004 人	×	0.001146	= 6.9 生産年齢人口の23%で推計(26,105人×0.23 6,004)
	総面積	855 km <sup>2</sup>	×	0.01101	= 9.4 H24.10.1現在市町村別面積調(国土地理院):855.34
	65歳以上の人口	22,502 人	×	0.0009218	= 20.7 将来推計人口より
	衛生費決算額	3,263,000 千円	×	0.000003317	= 10.8 標準財政規模220億円で推計
	ごみ搬入量	18,957 t	×	0.0006268	= 11.9 佐渡市一般廃棄物処理基本計画(H25.3)
	直営ごみ搬入量	0 t	×	0.001535	= 0.0
	し尿収集量	14,844 KL	×	0.000007354	= 0.1 佐渡市一般廃棄物処理基本計画(H25.3)
小計				57.0	
経済	一定値	-0.6			-0.6
	第1次産業就業者数	6,004 人	×	0.002509	= 15.1 生産年齢人口の23%で推計(26,105人×0.23 6,004)
	総面積	855 km <sup>2</sup>	×	0.02105	= 18.0 H24.10.1現在市町村別面積調(国土地理院):855.34
	小売店数	909 店	×	0.02203	= 20.0 推計値(987店÷61,325人×56,474人 909)
	商工費決算額	1,043,000 千円	×	0.000001651	= 1.7 標準財政規模220億円で推計
	農林水産業費決算額	1,675,000 千円	×	0.000008443	= 14.1 標準財政規模220億円で推計
	経営耕地面積	10,400 ha	×	0.000811	= 8.4 10,700ha×0.973 10,400(H19 H24減少率97.3%)
小計				76.8	
建設	一定値	-2.2			-2.2
	昼間人口	54,303 人	×	0.0003797	= 20.6 推計値(62,832人÷62,727人×54,212人 54,303)
	総面積	855 km <sup>2</sup>	×	0.009801	= 8.4 H24.10.1現在市町村別面積調(国土地理院):855.34
	可住地面積	222 km <sup>2</sup>	×	0.02925	= 6.5 総面積-(湖沼面積4.9(H24)+林野面積628.02('10農林セン))
	住民基本台帳世帯数	22,588 世帯	×	0.000569	= 12.9 一世帯当たり2.4人で推計(54,212人÷2.4人 22,588)
	土木費決算額	4,360,000 千円	×	0.000001047	= 4.6 標準財政規模220億円で推計
	公共土木施設災害復旧費	239,000 千円	×	0.00001614	= 3.9 標準財政規模220億円で推計
小計				54.6	
合計					539.9

平成25年3月地方公共団体定員管理研究会報告書より



資料21 佐渡市と類似団体の職員数の比較(平成24年4月1日現在)

(単位:人)

会計区分		普通会計											公営企業等会計								合計		
部門	議会	一般行政部門									教育部門	消防部門	小計	病院	水道	下水道	交通	国保事業	介護保険事業	その他		小計	
		総務部門	税務部門	民生部門	衛生部門	労働部門	農林水産部門	商工部門	土木部門	計													
新潟県	佐渡市	6	186	43	233	94	0	63	25	67	717	148	181	1,046	125	34	19	0	5	101	3	287	1,333

(単位:人)

会計区分		普通会計											公営企業等会計								合計		
類似団体	議会	一般行政部門									教育部門	消防部門	小計	病院	水道	下水道	交通	国保事業	介護保険事業	その他		小計	
		総務部門	税務部門	民生部門	衛生部門	労働部門	農林水産部門	商工部門	土木部門	計													
北海道	石狩市	4	113	33	73	52	0	19	11	38	343	56	0	399	6	22	9	0	15	17	0	69	468
青森県	十和田市	7	97	34	38	28	0	34	22	37	297	82	0	379	393	24	16	0	13	13	5	464	843
青森県	むつ市	6	128	42	100	47	0	33	18	43	417	70	0	487	0	35	10	0	16	7	4	72	559
岩手県	宮古市	6	130	41	109	55	0	42	20	63	466	79	0	545	30	28	10	0	11	17	0	96	641
宮城県	栗原市	8	207	25	176	78	0	75	23	68	660	182	162	1,004	397	27	17	0	7	16	4	468	1,472
秋田県	大館市	7	137	41	118	45	0	30	22	57	457	100	121	678	573	29	20	0	16	12	7	657	1,335
新潟県	十日町市	4	103	28	109	43	2	46	40	50	425	73	0	498	12	17	17	0	12	11	2	71	569
新潟県	村上市	4	147	37	159	64	0	44	16	30	501	98	139	738	1	24	23	0	12	25	4	89	827
新潟県	南魚沼市	4	95	28	213	63	2	34	13	32	484	93	105	682	215	17	14	0	15	22	3	286	968
岐阜県	恵那市	5	118	22	89	76	0	30	11	38	389	80	80	549	95	17	9	0	14	89	1	225	774
滋賀県	高島市	5	118	23	108	69	0	32	13	36	404	95	103	602	239	19	12	0	7	47	0	324	926
京都府	京丹後市	6	128	23	166	45	3	42	22	32	467	99	95	661	326	19	20	0	6	22	5	398	1,059
島根県	浜田市	7	139	39	73	43	3	42	28	69	443	94	112	649	8	26	11	0	18	0	7	70	719
島根県	益田市	4	89	27	67	20	0	28	19	57	311	59	0	370	0	25	4	0	10	9	17	65	435
広島県	三次市	6	153	37	188	29	1	32	11	50	507	49	0	556	374	15	16	0	8	16	1	430	986
山口県	萩市	5	149	35	118	48	1	47	23	50	476	108	90	674	172	26	22	0	13	28	3	264	938
大分県	日田市	7	169	36	99	56	2	58	29	64	520	72	0	592	0	24	18	0	13	9	2	66	658
大分県	佐伯市	8	179	56	124	79	0	80	37	90	653	109	122	884	9	42	24	3	19	28	2	127	1,011
宮崎県	日南市	6	124	36	100	43	0	61	19	39	428	82	84	594	67	23	16	0	18	10	7	141	735
合計		109	2,523	643	2,227	983	14	809	397	943	8,648	1,680	1,213	-	2,917	459	288	3	243	262	74	4,382	
1団体当たり平均		6	133	34	117	52	1	43	21	50	455	88	110	653	154	24	15	0	13	15	4	231	884

- 1 類似団体は、類型区分 -1に属し、人口80,000人未満かつ面積500km<sup>2</sup>以上の19団体の平均値
- 2 消防部門の類似団体職員数は、消防本部を設置している11団体の平均値
- 3 介護保険事業の類似団体の平均職員数は、恵那市(特養、老健直営)と高島市(包括支援センター、訪問看護ステーション直営)を除く17団体の平均値